

# II 感染防止対策

1 庁内の対策

(1) 県の基本方針

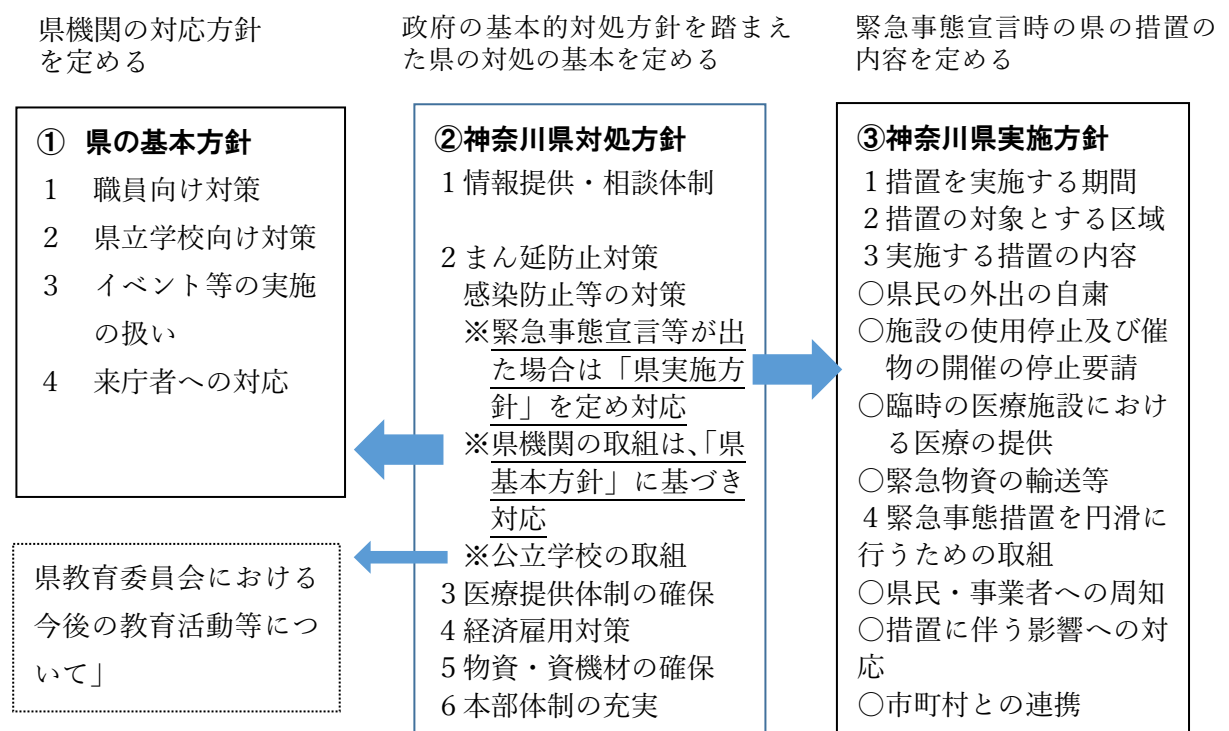
ア 神奈川県対処方針と実施方針

1 取組の概要

本県は、新型コロナウイルスに対応するため、次の3つの指針を定め、運用してきた。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針
- ③ 特措法に基づく緊急事態措置(まん延防止等重点措置)に係る神奈川県実施方針

3つの指針の関係は次の通り



2 経過

R2. 2. 26	(R2. 2. 25 政府が基本方針策定) 県基本方針策定 ※以後、改定 22 回
R2. 3. 30	(R2. 3. 28 政府が基本的対処方針策定) 神奈川県対処方針策定 ※以後、改定 22 回
R2. 4. 7	(R2. 4. 7 政府が緊急事態宣言を実施) 緊急事態措置に係る実施方針策定

R2. 4. 10	緊急事態措置に係る実施方針改定 (施設の使用制限等を追加) ※ 以後、緊急事態宣言、重点措置の適用に際して実施方針策定
-----------	---

### 3 取組詳細

#### ○ 県対処方針

国の基本的対処方針に対応する県の基本的な対応方針を定めた。緊急事態宣言や重点措置の適用に関わらず、制限が継続したイベントの開催制限の基準や、感染のレベルやステージを判断する指標などを位置付けた。

#### ○ 県実施方針

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された際の措置の基本を定めた。文章形式から始まり、県民や事業者にわかりやすく行動制限措置の内容を伝えるため、パワーポイント形式に様式を変更して運用した。

### 4 課題と対応

新型コロナの感染拡大当初は、県が基本方針で県機関としての感染防止対策を表明し、他機関の取組を促す形で、感染拡大防止に向けた取組がスタートした。しかし、感染拡大は止まらず、新型コロナが特措法の対象となり、県民や事業者への協力要請を強化する必要から、対処方針を定めた。さらに、緊急事態宣言など、期間を限った措置を定めるため、実施方針を定めることとなり、結果として、3つの方針を並行して運用することとなった。

県としては、それぞれ性格が異なるものとして、差別化して運用してきたが、県民からは、どれを見ればよいのかわかりにくい、との指摘を受けるなど、県民にとってのわかり易さの点で課題があった。

そのため、コロナ禍の中盤以降は、緊急事態や重点措置期間以外の時期も含め「●日以降の県の取組」として、パワーポイントで、県民や事業者に要請事項を伝える方法が定着し、特に対処方針の意義が薄れていった面は否めなかった。

### 5 将来に向けた教訓

対策の基本を定める「方針」の類は、県機関として共有し、統一的な対応を確保する意義と、関係機関や県民に周知し、県の方針が示す対策に協力してもらう意義がある。新型コロナ等の大規模な感染症への対応は、県民一人ひとりの感染防止対策の取組に繋げることが目的でもあり、後者の観点が大変重要である。

事務の効率化の観点からも、当初から、県民目線から方針を検討し、全ての対策を一本化してわかり易く周知することが望ましい。

## II 感染防止対策

### 1 (1) イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う業務の見直しの全庁周知

#### 1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、庁内会議の見直し、テレワークの実施、書類の電子化及び電子決裁の活用、押印の見直し及び申請・届出の電子化、事業の中止・廃止、内部管理事務の見直し、職員の出勤削減の取組等の業務の見直しを徹底するよう各所属へ周知した。

2 経過	
R2. 4. 6	庁内会議の見直しについて（通知）
R2. 5. 26	職員向け対策における「新しい生活様式」の実践例の実践について（通知）
R2. 5. 27	新型コロナウイルスを意識した「新しい生活様式」を定着させるための業務の見直しについて（通知）
R2. 7. 22	書面規制、押印、対面規制の見直しについて（通知）
R2. 9. 7	新型コロナウイルス感染症に対応するための事務事業の見直しについて（通知） 「全庁コロナ・シフト」体制継続のための業務見直しについて（通知）
R4. 1. 20	新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染対策防止策の徹底について
R5. 3. 8	新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染防止対策の徹底について

#### 3 取組詳細

##### (1) 庁内会議の見直しについて

###### <対象>

緊急時の会議を除く全庁内会議

###### <見直し内容>

- ・ 構成員、陪席者の見直し  
(例1) 担当局長は原則構成員とはしない  
(例2) 常時陪席の廃止（必要時のみ出席）  
※会議を開催する場合は、座席の間隔を十分確保すること
- ・ (出張を伴う出席者の) スカイプ等の活用
- ・ 開催の中止、延期、書面開催

##### (2) テレワークの実施について

全職員は、テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。

##### (3) 書類の電子化及び電子決裁の活用

- ・ テレワークやテレワークを活用した交代制勤務を効果的・効率的に進めるに

## Ⅱ 感染防止対策

あたって、自宅等で業務を行う際や、担当者が不在の場合にも必要な書類を参照できるよう、紙媒体の書類の必要性を見直し、可能な限り書類の削減・電子化を進める。

- ・ 執務室外で起案文書の作成・回議・決裁などができる行政文書管理システムの活用促進を図るとともに、現在郵送・遞送している文書についても、庁内メールや Outlook メールなどを活用し、電子化を進める。

### (4) 押印の見直し及び申請・届出の電子化

- ・ 県民（法人を含む。）が県に対し申請・届出を行う業務において、提出書類に押印を義務付けている場合には、根拠となっている条例・規則・要綱等を改正するなど、押印を不要とするよう見直しを行う。
- ・ 県民・事業者（法人を含む。）が直接来庁しなくても申請・届出を行えるようにするとともに、職員が自宅等においても処理を行えるようにするため、新規の申請・届出を行う業務については、電子申請システムを活用するなど、原則として電子申請を導入する。
- ・ 直接窓口や郵送で申請等を行っている既存の業務についても、添付書類の削減を進めるとともに、極力電子申請に切り替える。

### (5) 事業の中止・廃止

新型コロナウイルス感染症に関連する事業、県民生活に直結する事業及び法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は廃止（延期を含む）を前提に見直しを行うこと。また、中止・廃止しない事業においても、業務プロセスや手法が適切であるかという視点で業務の簡素化等の見直しを行うこと。

### (6) 内部管理事務の見直し

会計・経理事務、庶務事務等のいわゆる全庁共通の内部管理事務について、電子決裁の徹底、資料の省力化はもとより、手続き全般にわたって簡素化できるものは積極的に改めるものとし、速やかに実行に移すこと。

### (7) 職員の出勤削減の取組

職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避するため、出勤削減目標 5 割を徹底する。

2 緊急事態措置とまん延防止等重点措置  
 (1) 緊急事態措置等による行動制限等の要請

1 取組の概要

令和2年3月14日に、新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となり、同法に基づく政府の対策本部と都道府県の対策本部が設置され、特措法に基づく、行動制限を伴うまん延防止等の措置を実施する体制が整った。

これを機に、感染拡大の状況に応じ、政府の基本的対処方針に基づくまん延防止等の措置を講じることとなった。

2 経過

(特措法に基づく行動制限措置の経過)

	外出自粛等	時短・休業要請等	イベント開催制限等
	週末の外出自粛の呼びかけ(法外)等		
R2.4.7～5.25 緊急事態宣言	外出自粛を要請(生活に必要な外出を除き)	幅広い業種に休業要請	大規模イベントの中止等の要請
R2.5.26～6.18 段階的な解除ステップ1	クラスター歴のあるような場所の利用や県域を越えた移動を控える要請	幅広い業種に22時までの時短要請	小規模イベントについては解除
R2.6.19 段階的な解除ステップ2	感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知	解除	千人以下のイベントについて段階的に解除を検討
R2.12.7～		横浜・川崎の酒類を提供する飲食店に22時までの時短要請	
R3.1.8～3.21 緊急事態宣言	特に20時以降の外出自粛を要請	飲食店等に20時までの時短要請(酒類は19時)	人数上限5千人以下かつ収容率50%以下
R3.3.22～3.31 段階的緩和期間	特に、21時以降の外出自粛要請	飲食店等に21時までの時短要請	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.4.1～4.20 リバウンド防止期間	特に、21時以降の外出自粛要請	飲食店等に21時までの時短要請	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.4.20～8.1 まん延防止等重点措置	特に都道府県をまたぐ移動の自粛を要請	飲食店等に20時までの時短要請(酒類とカラオケ設備の提供停止)	人数上限5千人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.8.2～9.30 緊急事態宣言	特に要請に応じない店舗の利用を控える要請	飲食店等に休業を要請	人数上限5千人以下かつ収容率50%以下
R3.10.1～10.24 リバウンド防止措置期間	特に、21時以降の外出自粛要請	認証店の制限緩和 ・時短要請21時(酒類20時)までの緩和	人数上限1万人以下かつ大声のありなしで収容率の上限を設定
R3.10.25	M・A・S・Kによる基本的	1組(テーブル)4人以内	大声のありなしで収容率の

## II 感染防止対策

～11.30 基本的対策徹底期間	感染防止対策等の徹底	または同居家族、2時間を目安	上限を設定
R4.1.21 ～3.21 まん延防止等重点措置	M・A・S・K による基本的感染防止対策等の徹底	認証店の制限緩和 ・時短要請21時(酒類20時)までの緩和 ・当日検査による人数制限の撤廃	安全計画策定により、人数上限を2万人まで可 当日検査による人数上限の廃止
R4.8.2～9.25 BA5対策強化宣言	高齢者等の重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底	短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨	安全計画策定により、人数上限の撤廃

### 3 取組詳細

#### (1)措置の判断の基準等

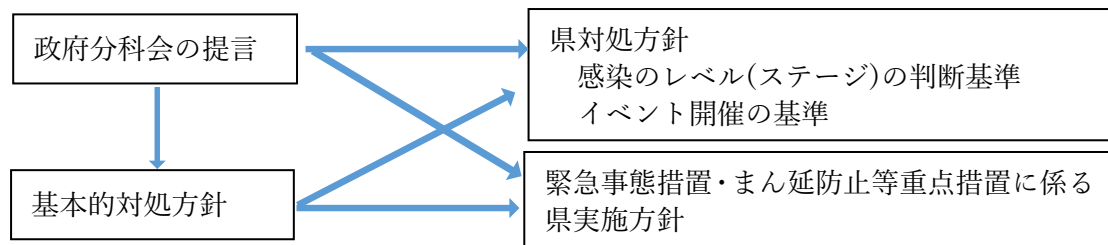
ア 政府の基本的対処方針と政府分科会の提言

特措法第3条により、地方公共団体は、法第18条による政府の基本的対処方針に基づき、新型コロナ(新型インフルエンザ等)への対策を行うことが責務とされている。

基本的対処方針は、状況の変化に応じ47回にわたって変更が行われ、その都度、県は対応方針(実施方針)を変更することとなった。

また、政府の下に、専門家による2つの分科会が設置された。

政府が基本的対処方針を変更するにあたっては、基本的対処方針分科会(当初は諮問委員会)が開催されたほか、感染症対策分科会から、感染状況と取るべき対策を判断する基準や、感染対策に関する提言などが行われ、県の対策を検討する上での基礎となった。



#### 政府分科会が示した基準等を踏まえた県の対応基準の例

##### (モニタリング指標と神奈川警戒アラートの基準)

最初の緊急事態宣言解除に併せ、モニタリング指標と神奈川警戒アラートの発動基準を定め、再拡大に備えることとした。(警戒アラートの基準は、後に直近7日間で新規陽性者33人に改める)

## II 感染防止対策

### 緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	神奈川県と東京都の週当たりの感染者数増加率：K値	4日連続で予想曲線から大きく外れた場合
	新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	10人
	感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	50%以上
医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
監視体制	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

### (ステージ指標と具体的対策：令和2年8月19日県対策本部会議決定)

令和2年8月8日に、政府より、感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせるという目標のもと、今後想定される感染状況を段階(ステージⅠ～Ⅳ)に区分し、各ステージの状態、次のステージへの移行を検知する指標、各ステージにおいて講ずべき施策がパッケージとして示され、8月19日に、新たなモニタリング指標として県の対処方針に規定した。

	病床のひっ迫具合		療養者数	陽性率	新規報告数	週間の比較	感染経路不明割合	国の示した講ずべき施策
	病床全体	うち重症患者用						
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40床)	人口10万人当たり全療養数 15人以上 (1,383人)	10%	15人/10万人/週以上 (1,383人)	直近一週間が先週一週間より多い	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインを遵守していない酒類を提供する飲食店等への休業要請</li> <li>飲食店等の人数制限</li> <li>夜間や酒類を提供する飲食店等への外出自粛の要請等</li> </ul>
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100床)	人口10万人当たり全療養数 25人以上 (2,304人)	10%	25人/10万人/週以上 (2,304人)	直近一週間が先週一週間より多い	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言など強制性のある対応の検討</li> <li>県境を越えた移動の自粛要請</li> <li>イベントは原則開催自粛等</li> </ul>



## II 感染防止対策

(参考)

ステージⅡは、感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階として、基本的な感染予防の徹底（3密回避等）などの施策の実施

ステージⅠは、感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階として、ステージⅡと同様の施策を実施

なお、ステージⅠ及びⅡとも、医療のひっ迫等を示す指標の設定は無い

(新たなレベル分類と具体的対策：令和3年11月22日県対策本部会議決定)

従来ステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期の新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に指標を設定したものであった。

そうした中、ワクチン接種や治療薬の開発が進み、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少した。

これらを踏まえ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、社会経済活動の回復を促進すべきであるとの新たな考え方について、令和3年11月8日に政府より、「新たなレベル分類の考え方」が示され、11月22日に県対策本部において県実施方針を改定し、本県の考え方を規定した。

レベル (L)	状況	病床確保フェーズ(Ph)	具体的対策
L4 避けたい レベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない		
L3 対策を 強化すべ きレベル	一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100床+400床 うち重症 210床+60床	【医療提供体制】 ○一般医療の延期 (医療機関裁量)[Ph4]等 【社会への要請】 ○緊急事態宣言 [Ph4] ○ワクチン検査パッケージ停止 [特別 Ph]
		Ph 4 最大確保病床 2,100床 うち重症 210床	
L2 警戒を 強化すべ きレベル	一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができています	Ph 2/3 確保病床 1,300～1,700床 うち重症 130～160床	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1 維持すべ きレベル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床 1,000床 うち重症 100床	
L0 感染者ゼ ロレベル	新規陽性者ゼロを維持できている	Ph 0 確保病床 120床 うち重症 20床	

### (2)特措法に基づく行動制限措置の根拠

県(知事)が行動制限を伴うまん延防止の措置を行う根拠となるのは、特措法の次の3条項が基本となった。

これに加え、特措法によらない、任意の要請、いわゆる法定外の要請も行われた。

#### (特措法に基づく行動制限措置の比較)

##### ○特措法第24条第9項による協力要請

公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

また、政令第11条第1項各号で定める施設を対象とした営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請を行うことも可能である。

##### ○特措法第31条の6第1項等によるまん延防止の措置

令和3年2月の特措法の改正により位置付けられた措置

緊急事態宣言の前段階又は解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階において、「まん延防止等重点措置」として、政府が期間及び区域等を定めて公示し、都道府県知事の判断により、営業時間の変更その他必要な措置として政令で定める措置(施行令第5条の5)を実施できる。

なお、本条に基づく県民への要請は、時短要請がかかる施設に、要請外の時間に入りしめないことを求めるものであり、一般的な外出自粛は法第24条第9項に基づき要請することになる。

##### ○特措法第45条による緊急事態措置

学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

なお、同条に係る休業要請(施設の使用制限)は、国の事務連絡で、法第24条第9項での要請に応じない事業者に、同条の「要請」を行い、それでも応じない場合に「指示」を行う運用となった。

また、2回目の緊急事態宣言の途中から、特措法の改正で、「指示」に代わり、罰則があり、より強制力の強い「命令」が導入された。

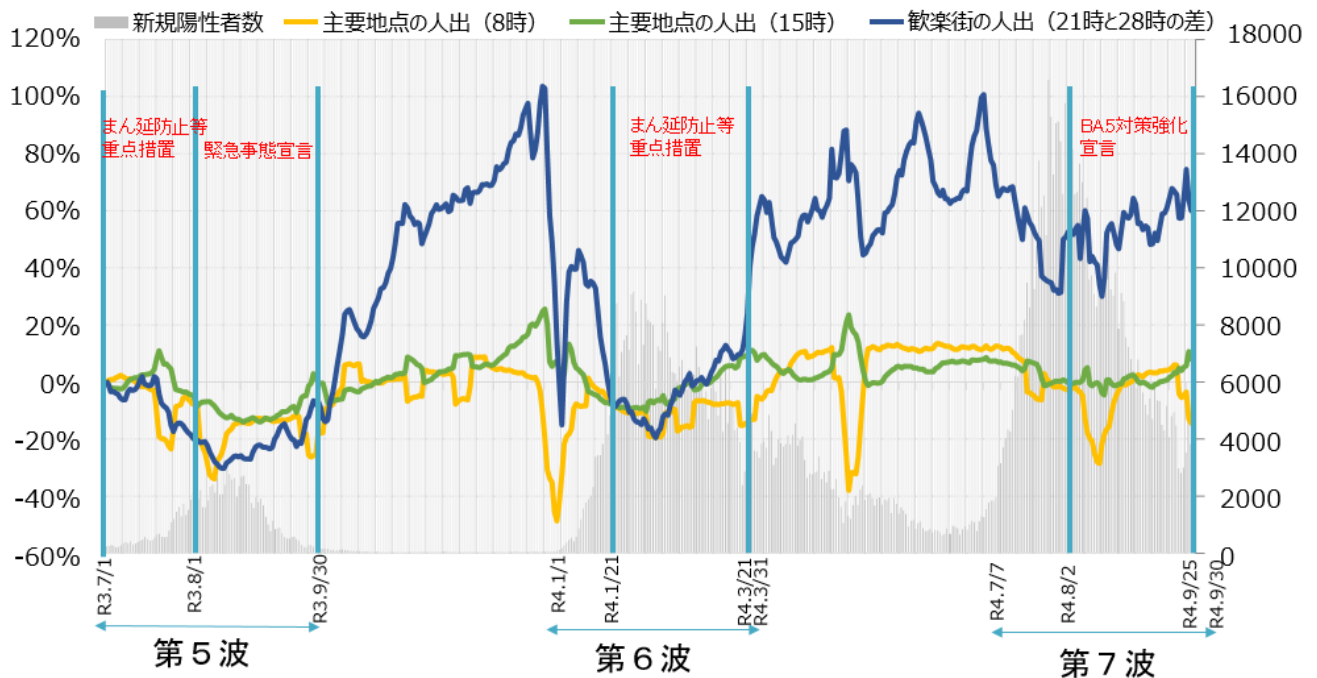
	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置	BA5対策強化宣言
要請根拠	特措法第45条	特措法第31条の6第1項等	特措法第24条第9項
対象地域	都道府県単位	知事が指定する市町村や一部区域	都道府県単位
期間	2年以内(1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内(延長する際の期限は無い)	なし
要請内容	時短・休業要請と命令	時短のみ要請と命令	時短・休業は要請しないが、短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策等を協力要請
罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料	なし

## II 感染防止対策

### (3) 主要地点や歓楽街における人流動向の推移

令和2年4月9日、特定都道府県と内閣官房との実務者会議で、国がモバイル空間統計を活用して人流動向の分析を行っていることを把握。本県では、横浜駅、川崎駅のみモニタリング対象であったため、同年4月17日から県独自でも同システムを活用し、さらにモニタリング対象を横浜駅、川崎駅含め12駅に追加して人流分析を行った。令和3年7月1日からは国のデータも活用しながら人流動向の把握や外出自粛要請の効果の検証を行うため、同日を基準日として、横浜駅と川崎駅を主要地点とした8時(黄色)と15時(緑色)と野毛地区の歓楽街の21時(紺色)の人流状況を把握し、施策の検討に活用した。

傾向としては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の開始当初は、特に夜間の人流抑制の効果がみられたが、要請の回数を重ねる度に、宣言等の効果が薄れていった。



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均(6月25日～7月1日の平均値)に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

(主要地点：横浜駅／川崎駅、歓楽街：野毛(桜木町)／関内)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

### (3) まん延防止に係る措置等の内容

#### ア 感染拡大から最初の緊急事態宣言(令和2年4月7日から5月25日)まで

##### 【1回目の緊急事態宣言前】

令和2年2月以降、徐々に感染が全国に拡大し、3月に入り都市部を中心に急

## II 感染防止対策

増傾向がみられるようになった。東京都が3月25日に、その時の状況を「感染拡大の重大局面」と捉え、夜間の外出や週末の不要不急の外出を控えることを呼びかけたことを受け、本県も26日に知事メッセージを発出し、東京都との往来を含めた週末の外出自粛を呼びかけた。

### [1回目の緊急事態宣言]

3月下旬から都市部を中心に感染者が急増し、医療提供体制のひっ迫が懸念される中、国は4月7日、緊急事態宣言(～5月6日)を発出した。県は、同日、県対策本部において、県民への外出自粛要請の方針を決定した。

これは先ずは外出自粛を行い、その状況を踏まえ施設の使用制限等の措置を行うとの基本的対処方針を受けてのものだったが、東京都が休業要請(施設の使用制限)措置について、国と調整し、11日から実施する方針となった。

これを受け、県は10日に本部会議を開催し、外出自粛に加え、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の方針を決定した。

さらに、5月5日に、宣言の5月31日までの延長の公示を受け、緊急事態措置の延長を決定した。その後、5月25日に、同日付けの宣言の解除の公示を受け、緊急事態措置の段階的な解除の方針を決定した。

### (措置の主な内容)

#### [外出自粛]

法第45条第1項に基づき、県民に対し、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛の協力を要請

#### [時短・休業]

法第24条第9項に基づき、インフラ、生活必需物資供給等の県民の安定的な生活確保に不可欠な施設を除く幅広い施設に休業を要請

#### [イベント開催制限]

法第24条第9項に基づき、イベント主催者等に対し、全国的かつ大規模なイベントの開催の停止を要請

#### [県民への呼びかけ]



人との接触機会8割削減に向け、生活に必要な場合を除く外出自粛、買いだめを控えることなどを呼びかけ

大型連休を控え、

- ・今年のGWはがまんのウイーク
- ・その外出は命よりも大事なのか
- ・今は神奈川に来ないで、今は神奈川から出ないで、今はできるだけ家にいてなどの強い呼びかけを実施

## II 感染防止対策

### (特措法による個別要請・指示)

休業要請に応じないパチンコ店に対して、特措法第45条第2項、第3項による要請・指示及び第4項による施設名の公表を実施した。

4月28日	パチンコ店	6店舗への休業要請・公表
5月1日	パチンコ店	1店舗への休業指示・公表
5月11日	パチンコ店	20店舗への休業要請・公表
5月12日	パチンコ店	5店舗への休業要請・公表
5月15日	パチンコ店	11店舗への休業要請・公表

### [要請に応じない施設の把握]

特措法の行動制限措置を行うにあたっては、国の事務連絡(令和2年4月10日)に基づき実施した。要請に応じない施設については、コールセンターに寄せられる情報や、市町村からの情報提供、事業者団体からの情報に加え、ホームページで施設の営業状況の確認、電話での聞き取りなどで把握し、対象施設をリストアップした。

また、特措法第45条の要請にあたっては、対象施設全ての営業実態を職員が現地で確認し、施設管理者に要請に応じるよう依頼を行うなど、丁寧な対応を心がけた。

### [専門家の意見聴取]

特措法第45条の措置を実施するにあたり、法令上、専門家の意見を聴取することが義務付けられている。県は、いわゆる専門家会議を設けなかったため、専門家5名に依頼し、意見徴取を行う体制を確保した。

## イ 宣言解除から2回目の緊急事態宣言(令和3年1月8日から3月21日)

1回目の緊急事態宣言の解除にあたり、休業要請等の段階的な緩和の方針を定めるとともに、感染拡大(2波)に向けた対応として、モニタリング指標と神奈川警戒アラートの発出の基準を定めた。

感染拡大に伴い、令和2年7月17日に、神奈川警戒アラートを発出し、外出自粛を呼びかけたが、収束には至らず、12月3日から、県は横浜・川崎市の飲食店に対して22時までの時短要請を行った。

しかし、年末にかけて、首都圏を中心に感染が急拡大したことを受け、令和3年1月2日に、1都3県(東京、埼玉、千葉、神奈川)は、国に対し緊急事態宣言の適用を要請した。

これを受け、国は7日に、2回目の緊急事態宣言(1月8日～2月7日)を1都3県に発出した。

県は、同日、県対策本部において、実施方針を策定し、県民への外出自粛や飲食店等への時短営業の要請等の緊急事態措置の実施を決定した。

また、2月2日、宣言の3月7日までの延長の公示を受け、感染防止対策取組書や市の感染対策ステッカー掲示を協力金支給要件化するなどの実施方針の改

## II 感染防止対策

定を行った。3月5日には、宣言の3月21日までの再延長が公示された。

その後、3月18日に、宣言の21日での解除の公示を受け、県対策本部において、措置の段階的な解除の方針を決定した。

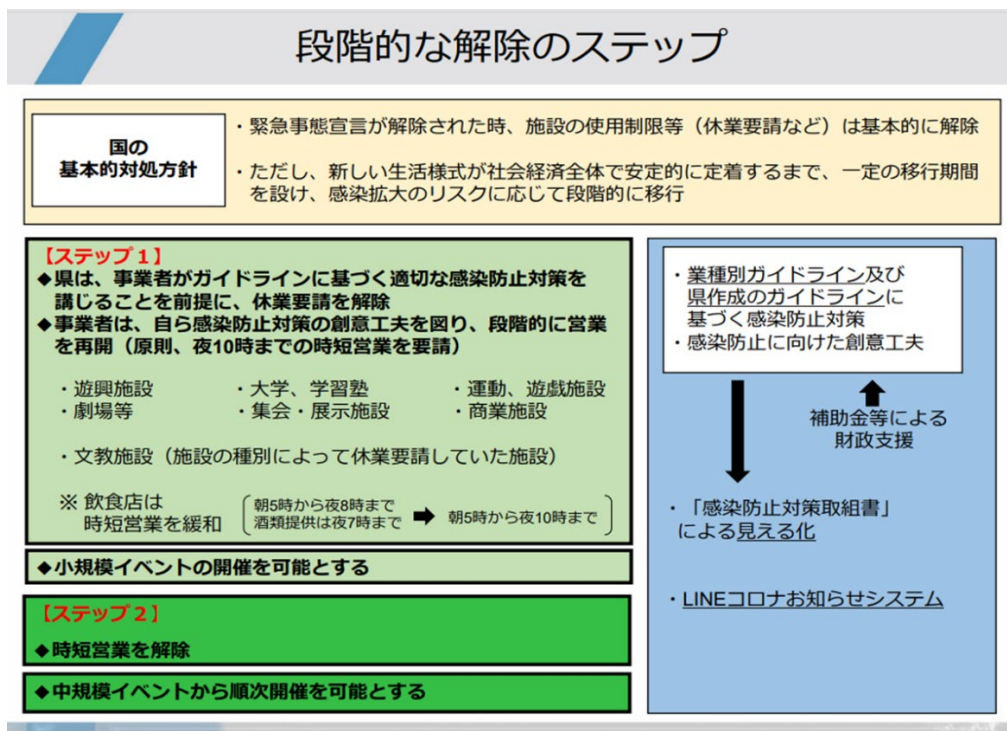
### 【1回目の宣言解除後の取組】

#### （段階的な休業要請の解除）

「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に解除することとした。

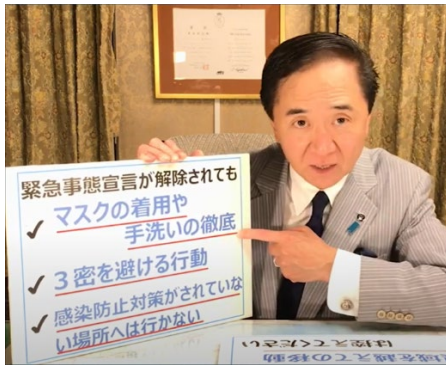
ただし、当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請した。（時短要請は6月19日に解除）

また、感染の再拡大に備え、新たにモニタリング指標と神奈川警戒アラートの発動基準を定め、警戒アラートを発動した場合は、法第24条第9項により事業者が業種別ガイドラインに沿った感染対策の徹底、県民に、感染対策をとっていない場所にはいかないこと、など感染対策を強化する仕組みを導入した。



## II 感染防止対策

### [県民への呼びかけ]



- 7月17日神奈川県警戒アラート発動
- ・感染防止対策取組書の掲示はない場所には行かないで
  - ・ウイルスは身近にあるという意識で、「徹底用心」を

### (横浜市・川崎市の飲食店への時短要請)

都市部における感染拡大を受け、先行していた東京都の取組を参考に、12月3日から横浜市・川崎市の飲食店に22時までの時短要請を実施した。この間の夜間の巡回では、要請に応じている飲食店は、2～3割との報告であった。

### (神奈川県神社庁との連携)

初詣により人が多く集まることが想定されることから、令和2年10月に初詣に向けた感染防止対策について、神奈川県神社庁と意見交換を行った。神社庁では神社本庁が策定した「神社における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」の周知徹底を所管神社へ行っており、加えて県の作成したチラシ等の広報物を配布いただけることとなった。チラシは、神社庁の助言を得て作成した。

神社庁の仲介もあり、鶴岡八幡宮等の初詣の参拝客が多い県内の神社9箇所へ感染防止対策に係る聞き取りを行った結果、神社側から「知事からも県民へ初詣における感染防止対策について呼びかけてほしい」と要望があり、三が日にこだわらない分散参拝に関することを含む知事メッセージを令和2年12月15日に発出した。

鶴岡八幡宮においては、年末年始に境内に設置する大型ビジョンで、基本的な感染防止対策について30秒程度の知事メッセージ動画を公開した。

### 【2回目の緊急事態宣言直前の対応】

令和2年の年末から首都圏の感染拡大が深刻になり、年末に県民へのメッセージを発出したほか、幹部職員による年始の夜間の巡回など警戒を高めていった。

年末から年始にかけて、1都3県間の情報共有と調整が断続的に進められ、1月2日に、1都3県の知事が連携し、西村大臣に対して、緊急事態宣言の適用の要請を行った。2時間を超える大臣との協議を経て、国から1都3県に対する要請事項が示された。

### 国からの要請事項

1. 専門家が「急所」としている飲食店については、時短営業を20時まで（酒類提供は19時まで）とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請
2. 企業におけるテレワークの徹底
3. 職場、学校での感染防止策の徹底
4. イベントの開催要件の厳格

### （国の要請を受けた県の対応）

国からの要請事項を踏まえ、1月4日、1都3県は知事会議を開催し、合意事項を取りまとめた。これを受け、県は、横浜市・川崎市の飲食店については、8日以降、20時（酒類19時）までの時短要請（協力金増額）、その他県域については、12日以降、同様の措置とした。

### 【2回目の緊急事態宣言】

政府は令和3年1月7日に基本的対処方針を変更し、1都3県に対して緊急事態宣言を発出した。

### （措置の主な内容）

#### 〔外出自粛〕

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請し、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請

2月2日の緊急事態宣言延長を受け、昼間の人流抑制に向けた街頭での普及啓発活動を強化

#### 〔時短・休業〕

食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等に対し、特措法第24条第9項に基づく措置を要請

#### ・1月8日から1月11日までの間

横浜市内と川崎市内の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を要請

#### ・1月12日から3月21日までの間

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を要請

また、施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある遊興施設等について、5時から20時までの時短営業（酒類提供は11時から19時まで）を働きかけ

#### 〔イベント開催制限〕

特措法第24条第9項に基づき、イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催の制限（人数上限5千人以下かつ収容率50%以下）を要請

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ



## II 感染防止対策

### [特措法による個別要請]

3月7日までの期間中に特措法第45条第2項に基づく個別要請した店舗は86店舗で、うち、期間中に時短に応じた店舗は7店舗であった。

また、3月8日から21日の延長期間中に特措法第45条第2項に基づく個別要請した店舗は、100店舗で、うち、期間中に時短に応じた店舗は、11店舗であった。



昼夜を問わず「マスク飲食」の徹底。併せて、「黙食」「個食」の実践を！

複数で食事をするときは、いつものメンバー、少人数で

### ウ 最初のまん延防止重点措置（令和3年4月20日から8月1日）から3回目の緊急事態宣言

#### 【最初のまん延防止等重点措置】

2回目の緊急事態宣言の解除を受け、1都3県では、リバウンド防止期間を設定し、共通取組をとりまとめ、感染再拡大に備えたが、アルファ株への置き換わりなどにより、令和3年4月12日に東京都がまん延防止等重点措置の公示を受けたのに続き、14日には、本県の新規感染者数が、ステージⅢに相当する1日当たり200人を超えたことを踏まえ、翌15日に、政府に対し「まん延防止等重点措置」適用の要請を行った。

4月16日に、政府による重点措置（4月20日～5月11日）の公示を受け、県は、同日、県対策本部を開催し、県内の感染者のウェイトが大きく、また飲食店の数も多く、先行してまん延防止等重点措置が適用されている東京都に隣接する、横浜市、川崎市、相模原市を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定した。

#### （措置区域の拡大）

以降、感染動向に応じて、適宜、対象区域を変更した。

区域指定にあたっての考え方は、感染者がステージⅢ（人口10万人あたり15人以上）の水準を超えていることに加え、人流、飲食店の集積、生活圈、措置区域との連たん性等の観点から、総合的に判断を行った。

- ・ 4月28日、措置区域に鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の6市を追加

## II 感染防止対策

- ・ 5月7日、期間延長(～5月31日)の公示
- ・ 5月12日、措置区域に横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の8市町を追加
- ・ 5月28日、期間延長(～6月20日)の公示、同日、6月1日から措置区域に平塚市、小田原市、秦野市の3市を追加
- ・ 6月17日、期間延長(～7月11日)の公示、同日、6月21日から横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市の6市を措置区域として継続することを決定
- ・ 7月8日、措置延長(～8月22日)の公示、同日、7月12日から、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市を措置区域として継続することを決定
- ・ 7月16日、7月22日以降、清川村を除く全市町を措置区域として継続することを決定

### (重点措置の主な内容)

#### [外出自粛]

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛等の協力を要請

#### [時短・休業]

措置区域については、特措法第31条の6第1項に基づき、その他区域については、特措法第24条第9項に基づき、酒類を提供する飲食店・カラオケ店への時短営業を要請

さらに、措置区域内の人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設については、特措法第24条第9項に基づき、飲食店に準じた時短営業を要請(飲食店等への時短要請等)

- ・ 令和3年4月20日～4月27日

措置区域は、20時(酒類提供は19時)まで

その他区域は、21時(酒類提供は20時)まで

- ・ 令和3年4月28日～6月20日

東京都が25日から緊急事態宣言の公示を受け、飲食店等への休業又は酒類提供の停止を要請したことから、本県も、措置区域の飲食店等に対する酒類提供の停止を要請した。

措置区域は、20時(酒類提供は終日停止)まで

その他区域は、21時(酒類提供は本数等の制限)まで

また、GW中の対応として、イベント主催者等に、20時までの時短に加え、酒類の終日提供停止、大規模集客施設に対して、入場整理の徹底などを要請した。

- ・ 令和3年6月21日～7月11日

東京都の緊急事態宣言が6月20日で解除され、まん延防止等重点措置に移行することに伴い、酒類の提供については、19時までの時短とし、1組4人以内、滞在時間90分以内とする要請内容に緩和した。

## II 感染防止対策

措置区域は、20時(酒類は19時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内  
その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内  
・令和3年7月12日～7月21日

東京都が7月12日から緊急事態宣言に移行するため、マスク飲食実施店以外の店舗への酒類提供の停止を要請した。

措置区域は、20時(酒類は終日提供停止、マスク飲食実施店は19時)まで  
その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内  
・令和3年7月22日～8月1日

措置区域は、20時(酒類は終日提供停止)まで

その他区域は、21時(酒類は20時)まで、滞在時間90分以内、1組4人以内

また、措置区域の大規模集客施設に対し、法第24条第9項に基づく時短営業(イベントは21時まで、イベント以外は20時まで)を要請するとともに、その他区域の施設や外出を誘発し、飲食につながる可能性のある施設については、特措法によらない働きかけを行った。

### [イベント開催制限]

法第24条第9項に基づき、「イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催の制限を要請(人数上限5千人以下かつ大声あり収容率50%以下、大声なし収容率100%以下)あわせて、21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ

### [特措法による個別要請・命令等]

令和3年4月28日から6月20日 個別店舗への要請 延べ320店舗、うち命令、81店舗、また71店舗に過料手続きを実施した。

令和3年6月21日から6月20日 要請内容変更のため手続きがリセットしたため、期間内に命令まで至らなかった。

### [県民への呼びかけ]



M・A・S・Kの徹底

路上飲みはやめて

GWは今年も我慢のウイーク

神奈川版緊急事態宣言を發出  
オリンピックは、「おうちでお  
ひとりおひとり熱い声援」を送  
ってください

### 【3回目の緊急事態宣言(令和3年8月2日から9月30日)】

若い年齢層を中心とする新規感染者が増加傾向となり、また、感染力が強く、

## II 感染防止対策

重症化リスクの高いデルタ株が主流となるとの見込みの中、令和3年7月30日に、3回目の緊急事態宣言(8月2日～8月31日)が公示され、県は、同日、県対策本部において、飲食店等への休業要請等の緊急事態措置の実施を決定した。

8月9日には、デルタ株への危機感共有、「人混みは危険」のメッセージ発信し、更なる対策の強化を図るとともに、続く17日には、9月12日までの宣言延長の公示を受け、県対策本部において、混雑した場所への外出5割減、大規模集客施設への「入場整理等の徹底」等の措置を追加した。9月9日には、宣言の再延長(～9月30日)が公示された。

その後、9月28日に、宣言の30日での解除の公示を受け、県対策本部において、措置の段階的な解除の方針を決定した。

### (措置の主な内容)

#### [外出自粛]

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、徹底した外出自粛を要請。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、感染対策が徹底されていない飲食店等や要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請

また、法第45条第1項に基づく路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないことを要請

#### [時短休業]

特措法第45条第2項に基づき、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に休業を要請するとともに、酒類とカラオケ設備を終日提供停止している店舗は、20時までの時短営業を要請

また、法第24条第9項に基づき、大規模集客施設に対し、時短営業(イベント21時まで、イベント以外20時まで)を要請

#### [イベント開催制限]

特措法第24条第9項に基づき、「イベント主催者等に対し、イベント、催物の開催制限を要請(人数上限5千人以下かつ収容率50%以下)、あわせて、21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛を働きかけ

#### [特措法による個別要請・命令等]

354店舗に対し、個別要請を実施し、うち要請に応じていない131店舗に対し、命令書を送付、また、そのうち99店舗に過料手続きを実施した。

#### [県民への呼びかけ]



医療崩壊を防ぐため。一人一人が感染拡大防止の徹底を

「コロナを甘く見ないで」

デルタ株に対して

「人混みは危険」

## II 感染防止対策

エ リバウンド防止期間を経て2回目のまん延防止重点措置（令和4年1月21日から3月21日）

### 【リバウンド防止措置期間】

3回目の緊急事態宣言の解除を受け、感染再拡大に備え、1都3県で連携し、リバウンド防止に取り組んだ。

県民に対しては、混雑した場所を除き、外出自粛の要請を行わず、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底等、法によらない働きかけを行った。

また、飲食店等への要請については、令和3年10月1日～10月24日のリバウンド防止期間では、法第24条第9項に基づくマスク飲食実施店の行動制限緩和（20時までの酒類提供の可）を実施。10月25日以降は、時短営業の要請を行わず、人数制限（1テーブル4人以内、11月21日まで）のみとした。

さらに、イベントの開催制限については、感染防止安全計画の策定により、収容定員まで可能とする制限の緩和を実施した。

### (1) 2回目のまん延防止等重点措置（令和4年1月21日から3月21日）

オミクロン株への置き換わりなどにより、令和3年12月下旬以降、新規感染者が増加に転じ、連日新規感染者が過去最多を更新した。

感染拡大と病床のひっ迫等を踏まえ、1月17日に、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請した。

19日に、重点措置（1月21日～2月13日）の公示を受け、同日、県対策本部において、全県を適用区域するまん延防止等重点措置の実施を決定した。

2月10日に、措置の延長（～3月6日）が公示され、さらに3月4日に、措置の再延長（～3月21日）が公示された。

3月17日に、重点措置の3月21日での解除を受け、県は、同日、県対策本部において、飲食店への時短要請等の行動制限措置の終了を決定した。

### （措置の主な内容）

#### 【外出自粛】

一人ひとりが徹底用心のキャッチフレーズにより、昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底、無料検査の推奨などを呼びかけ、外出自粛の要請は行わなかった。

#### 【時短休業】

特措法第31条の6第1項に基づき、全県を措置区域とし、マスク飲食実施認証店は、①21時（酒類20時）までと②20時（酒類停止）までの選択制による要請を行うとともに、非認証店は、20時（酒類停止）までの要請を行った。

また認証店は、当日検査を行った場合、1テーブル4人以内の人数制限を無くした。

#### 【イベント開催制限】

特措法第24条第9項に基づき、イベント主催者等による感染防止安全計画の策定により、2万人を上限に収容定員まで可能とした。また、対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の人数上限を無くし、収容定員まで可能

## II 感染防止対策

とする制限の緩和を行った。

### [特措法による個別要請・命令等]

227 店舗に対し、個別要請を実施し、うち要請に応じていない 23 店舗に対し、命令書を送付、また、そのうち 13 店舗に過料手続きを実施した。



オミクロン株に打ち克つために  
一人ひとりが「徹底用心」

### オ かながわ B A. 5 対策強化宣言（令和 4 年 8 月 2 日から 9 月 25 日）

オミクロン株の B A. 5 系統を中心とする感染が急速に拡大したことを踏まえ、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るため、8 月 2 日に、かながわ B A. 5 対策強化宣言（8 月 2 日～31 日）を行い、基本的感染防止対策の再徹底等の要請や大規模イベントにおける感染防止安全計画策定の要請を行った。

8 月 26 日に、県対策本部において、宣言の延長（9 月 1 日から 30 日まで）を決定した。

その後、9 月 21 日に、9 月 25 日で宣言の前倒しの終了を決定し、長期にわたる特措法に基づく緊急事態措置等の要請を終了した。

#### （措置の主な内容）

##### [外出自粛]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、県民に対し、一人ひとりが徹底用心のキャッチフレーズにより、M・A・S・K による基本的感染防止対策等の再徹底、高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底を要請

##### [時短休業]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等への短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨等の協力を要請

##### [イベント開催制限]

特措法第 24 条第 9 項に基づき、イベント主催者等に対し、感染防止安全計画策定による収容定員まで可能とする要請を行った。

#### （4）命令・過料等の手続き

令和 3 年 2 月 13 日に特措法が改正され、まん延防止等重点措置・緊急事態宣言に係る施設の使用制限に応じない施設に対する「命令」「罰則」が設けられた。県は、2 月 12 日に政府が発出した事務連絡（いわゆるガイドライン）に従い、所要の手続きを進めた。

## II 感染防止対策

また、命令等の処分のためには、施設の営業状況の調査が必須となるため、職員による夜間の巡回（いわゆる夜回り）を実施した。

### 【夜回り・命令等の経過】

#### ア 特措法改正前（令和2年12月7日から同年2月12日）

- 12月18日や年末年始に局外職員や横浜市職員の協力を得て、横浜市や川崎市内の繁華街の夜の見回りを実施し、人出や飲食店の営業状況を確認した。
- 1月8日以降、飲食店等への夜の見回りを実施した。平日の20～21時（1月11日（月・祝）は成人式のため実施）に、乗降客数の多い駅の周辺を戸別訪問し、チラシを配付して県の要請への協力をお願いした。
- 飲食店等とのトラブルを想定し、局内の県警出向職員や警察署の職員と連携して実施した。
- 市町村に県が行う飲食店等への夜の見回りへの同行や県が見回りを行っていない駅や駅から離れた場所の飲食店等への見回りの協力を依頼した。

#### イ まん延防止等重点措置適用前（令和3年2月13日～同年4月19日）

- 改正特措法及び施行通知を踏まえ、見回り方法を次のとおり変更した。
  - ① 過去の見回りで要請に応じていない飲食店等が多かった9駅を重点地域とし、営業状況調査を実施
  - ② ①の調査で要請に応じていないことを確認した飲食店等に対し、配達記録で事前通知文を送付
  - ③ 事前通知文に記載した期限後に営業状況調査を実施
  - ④ ③の調査で要請に応じていないことを確認した飲食店等に対し、配達記録で要請文（特措法第45条第2項に基づく要請）を送付
- 当時、特措法に基づく手続きについて、内閣官房は「要請期間・要請内容ごとに手続きがリセットされる」という考え方を示していた（口頭でのみ）。

#### ウ まん延防止等重点措置適用下（令和3年4月20日～同年8月1日）

- 措置区域内の乗降客数が多い駅の周辺を対象に見回りを実施。悉皆的に営業実態を把握。
- 要請に応じていない飲食店等を戸別訪問し、店舗名を記載した要請文を手交
- 令和3年5月12日に、内閣官房は特措法に基づく手続きの考え方を改め、「要請内容ごとに手続きがリセットされる」とした（電話で確認（文書はなし））。これを受けて、令和3年5月12日以降の見回りの手順を次のとおりとした。
  - ① 要請に応じていない飲食店等に2回戸別訪問を行い、要請文を手交
  - ② 3回目の訪問で命令の事前通知文を手交
  - ③ 4回目の訪問で弁明通知書の写しを店舗に手交するとともに、当該店舗を運営する法人・個人に弁明通知書の原本を送付（配達記録）
  - ④ 弁明通知書に示した期限後に外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に当該店舗を運営する法人・個人に命令文を送付（配達記録）
  - ⑤ 命令文の到達を確認後、外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に罰則（過料）手続きを開始

#### エ 緊急事態宣言下（令和3年8月2日～同年9月30日）

- 令和3年5月12日以降の見回りの手順を基に、当時流行していた株の強い感染力を踏まえ、職員の感染リスクも勘案し、次のとおり手順で実施
  - ① 7月に要請に応じていないことを確認していた飲食店等を中心に、外観調

## II 感染防止対策

査し、要請に応じていない店舗に要請文を送付

- ② 要請文を送付した店舗を戸別訪問し、要請に応じていない場合に命令の事前通知文を手交
- ③ 当該店舗を運営する法人・個人に弁明通知書の原本を送付（配達記録）
- ④ 弁明通知書に示した期限後に外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に当該店舗を運営する法人・個人に命令文を送付（配達記録）
- ⑤ 命令文の到達を確認後、外観調査を行い、要請に応じていないことを確認した場合に罰則（過料）手続きを開始

### オ まん延防止等重点措置適用下（令和4年1月21日～同年3月22日）

- 緊急事態宣言下の手順により見回りを実施
- ただし、マスク飲食実施店認証店か否か、過料手続き中か否かで対応を変更

### 【命令・過料の状況】

期間	日付	対象店舗数	内容
1回目のまん延防止等重点措置	R3. 5. 28	7	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R3. 6. 1	9	
	R3. 6. 2	9	
	R3. 6. 8	15	
	R3. 6. 11	28	
	R3. 6. 15	13	
	R3. 7. 6	71	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施
3回目の緊急事態宣言	R3. 9. 1	66	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R3. 9. 14	36	
	R3. 9. 22	29	
	R3. 10. 14	99	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施
2回目のまん延防止等重点措置	R4. 3. 9	12	要請に応じていない飲食店等について、命令文書を送付
	R4. 3. 17	11	
	R4. 5. 10	13	命令に応じていない飲食店等について、過料手続きを実施





## Ⅱ 感染防止対策

### (措置に関する国や1都2県との調整)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に関しては、都道府県から適用の要請を受け、政府は基本的対処方針分科会を開催し、その了承の下、同日、夜間に政府の本部会議を開催し、対処方針を決定し、翌日、又は数日後に適用する形で行われた。

そのため、県は国の方針を受け、速やかに県の措置内容を決定し、周知する必要から、国の本部会議と前後して、県の対策本部会議を開催することが多かった。

こうした対応を可能とするためには、政府のコロナ本部との連携が鍵となった。具体的には、担当者ベースでの情報収集に加え、県幹部が国の審議官や参事官と情報収集、連絡調整を密に行った。それでも、国内部でもギリギリの調整が続くことが多かったと思われ、対処方針分科会の資料で、初見となる内容も少なくなかった。

また、生活圏が重なる首都圏は、措置内容が異なると人流に影響する懸念もあることから、幹部による連絡調整体制を確立し、連携に努めた。

こうした国や1都2県との調整は、休日・夜間を問わず実施し、可能な限り前広に庁内調整が図れるよう努めた。

### (市町村との連携)

要請に応じない施設の把握や、夜回りなどに関しては、地域の実情に通じた市町村との連携が有効と思われた。県の協力依頼に対し、多くの市町村の協力が得られたが、温度差があるのが実態であった。特措法上、第24条第1項により、県は市町村の対策を総合調整できるが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に関して、市町村の役割に関する規定がなく、県の権限事項に協力しづらい面があったと思われる。

また、県が決定した方針は、速やかに市町村に周知する必要があるが、前述のように、措置内容の決定がギリギリになるケースも多く、周知が県本部会議の開催の直前になるケースが少なくなかった。

さらに、まん延防止等重点措置の措置区域の決定は、市町村に大きな影響を与えるため、県の方針が固まった段階で、県幹部から該当市町村や、県議会関係者への丁寧な説明に努めたが、[本部会議直前の説明](#)に、厳しい指摘を受ける局面もあった。

### (特措法第24条第9項と法外の要請)

事業者への協力要請で、特措法第24条第9項に基づくのか、法によらない協力要請とするか、あいまいな点があった。国も、BA.5対策強化宣言の基準の中で、自治体の考えに委ねる姿勢が見られた。

いずれも、行政手続としては「行政指導」であり、効果に違いはなく、都道府県によっても扱いがばらばらだった。

本県は概ね、法第31条6、第45条の対象になり得る措置は法第24条第9項による要請、それ以外の医薬品の備蓄やテレワークなどは「法外の要請」とした。

この違いは問題視されることはなかったが、説得性を高めるうえで、整理が必要である。

### (夜回り一要請に応じない施設の把握)

2回目の緊急事態宣言の直前の令和2年12月から、横浜市・川崎市への時短要

## Ⅱ 感染防止対策

請が始まることに併せ、夜間の見回りを実施した。また、2回目の緊急事態宣言から、国交付金の協力要請推進枠の運用拡大や、見回りが協力金の適正な給付を担保する観点も含んでいることを踏まえ、職員による夜回りを本格化させた。夜回りは、くらし安全防災局の職員を中心に、各局からの動員、市町村や警察の協力の下で実施した。

こうした対応は、職員の負担が大きいものだった。他県では、民間への委託を中心に実施した例も少なくないが、次項の命令・過料等の措置には、営業実態と感染対策の確認が不可欠であり、店舗の責任者との接触も避けられず、理解を得るためには、職員の直接的な関与が一定程度は必要と思われる。また、店舗でのやり取りで「明確なエビデンスの欠如」を指摘され、苦情を受けるケースや不満を示されるケースもあった。

### (飲食店における感染防止4項目の遵守状況確認の見回り)

令和3年4月1日に国から事務連絡があり、まん延防止等重点措置が適用された場合には、措置期間中に措置区域の全飲食店へ訪問し、感染防止4項目(手指消毒の設置、アクリル板等での遮蔽、換気状況、マスク飲食の推奨)の遵守状況を確認する必要が生じた。県内の飲食店数は統計上約3万店舗あるため、速やかに効率的に見回るため4月の補正予算による委託を検討し、4月20日補正予算が成立。4月21日に緊急随契により委託化し、同日午後から職員による研修を実施した後、職員同行で飲食店訪問を開始した。

当初は感染防止4項目のみの見回りであったが、カラオケ設備の使用停止や酒類提供の停止、時短営業への協力状況など県の飲食店に対する要請の遵守状況も併せて確認を行うこととした。要請への遵守状況は協力金の支給要件やマスク飲食実施店の認証条件であったことから関係局へ見回り結果を情報共有した。

休業中の店舗には期間を空けて再訪問を実施するなど、1店舗に対して複数回の訪問を実施することが多かったが、最終的には、休業、閉業、訪問拒否等により店舗内を確認できなかった店舗を含めて30,717店舗に訪問した。

### (命令等の手続き)

特措法上の要請や指示、命令は行政手続法に基づく行政指導、不利益処分にあたるため、国からは事務連絡やガイドラインで、同法も踏まえた厳格な手続きが示された。具体的には、営業実態調査は悉皆的に行う事のほか、特措法第24条第9項の要請から始まり、要請に応じていない状況の確認と協力要請を経て、法第45条第2項等による「要請」、それに応じない状況の調査のほか、「命令に係る事前通知」「命令文書の発行」「弁明に機会の付与」などの重層的な手続きが求められた。

県は、こうした手続きを丁寧に進め、事業者から不服申し立てを受ける事案はなかった。

この一連の手続きには、1か月半程度を要するため、措置期間が終了し、命令に至らず、要請に応じていない施設に強制力のある措置を適用できず、要請に応じていないことを把握しながら、営業継続を許す状況も生じた。

また、国は、当初、措置期間が延長されると、要請内容はリセットされるとの見解であり、全国知事会や1都3県からの要請等を重ね、後に、要請内容に変更がなければ、通算できるとの見解が示されるに至った。

## II 感染防止対策

〔国の事務連絡に基づく手続〕	〔1回目のまん延防止等重点措置時の対応状況〕	
○外観調査 〔周辺地域を悉皆調査〕	R3.4.20～4.27 ・時短20時、酒類19時	外観調査(主要駅周辺地域を悉皆調査)、個別店舗への要請
○個別店舗への要請	R3.4.28～6.20 (延長2回) ・時短20時、酒類提供停止	個別店舗への要請延べ320店舗 命令 81店舗 命令までの期間 平均41日
○訪問調査 ※住民票調査等	R3.6.21～7.11 ・時短20時、酒類19時	要請内容変更のため手続きセット 前期から要請違反継続店舗も含め、 外観調査からスタート → 期間内に命令まで届かず
○命令の事前通知	R3.7.12～8.1 ・酒類提供停止	
○弁明機会の付与		
○営業実態調査		
○命令		
○命令遵守の調査→過料通知		

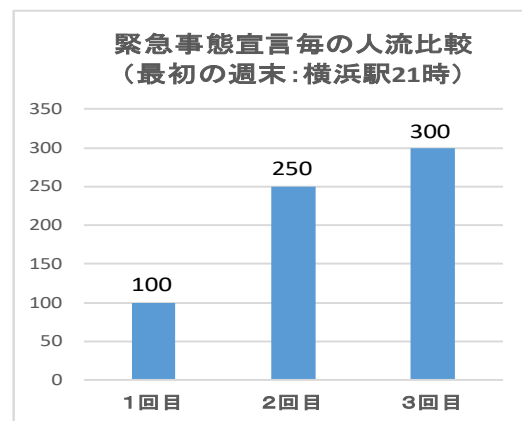
### (要請の実効性の確保)

最初の緊急事態宣言の前段階から、本県(知事)は、休業要請と補償はセットであることを、全国知事会や対処方針諮問委員会などで、繰り返し発信してきた。しかし、緊急事態宣言下で、補償の考えも示されず、国の財源措置も不明の中、先行する東京都に倣う形で、都道府県がバラバラに協力金等を支給する事態となった。

その後、本県が全国知事会等を通じて、「補償金的な協力金制度」の創出を要請し、交付金の協力要請枠の設置と、全国統一的な協力金制度の確立に繋がった。令和3年1月8日の2回目の緊急事態宣言に際し、協力金が増額(4万円→6万円)されたことにより、要請に応じる事業者は9割以上となった。

休業要請等に協力を得るためには、適切な(補償に準ずる)協力金の支給が有効だが、措置区域の内外で金額に差がでることや、協力金がむしろ収入増となるなど、様々な指摘があった。

県民への外出自粛に関しては、最初の緊急事態宣言では、街から人出がなくなるような状況も確認されたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返されることにより、いわゆる「宣言慣れ」「自粛疲れ」の状況が発生することになった。



※1回目の人流を100として比較

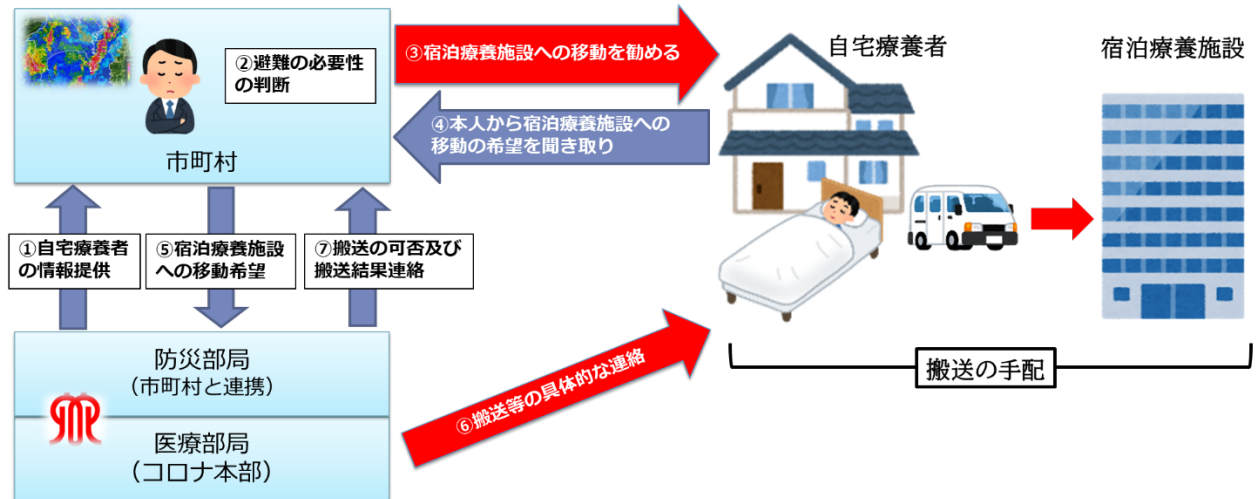
### (自宅療養者の複合災害対応)

大量の自宅療養者が発生する状況下で、自治体は自然災害との複合災害対応という課題に直面したが、感染者情報の市町村との共有や、搬送を含めた避難体制の在り方について、国から明確な考え方が示されず、各自治体は対応に苦慮した。

そこで、県では、洪水、土砂災害、内水氾濫等のハザードマップのリスクエリアに居住している自宅療養者の情報について、個人が特定できない範囲の情報を字ご

## II 感染防止対策

とに整理し、日々、保健所設置市以外の市町村へ情報提供を行った。また、土砂災害警戒情報等の警戒レベル4以上が発表されたリスクエリアに居住する自宅療養者の情報をプッシュ型で提供した。



(コロナ対応に関する国への提言)

ダイヤモンドプリンセス号への対応以来、全国に先駆け、先導的なコロナ対応を実施してきた本県として、令和4年6月に、「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」をとりまとめ、所管大臣に提出した。

内容は、「Ⅰ パンデミック有事に備えた体制整備」「Ⅱ 人流抑制策の実効性の向上」「Ⅲ パンデミック有事に対応する保健医療提供体制」「Ⅳ 情報基盤の整備」4つの柱で、それまでのコロナ対応を検証し、10項目からなる提言を行った。(別紙参照)

人流抑制策の実効性の向上に関して、次のパンデミックに向けた課題として、次の事項が挙げられる。

- (1) 今後、致死率が高い感染症がまん延した時、有事への切り替えの後に、実効性のある行動制限措置が、憲法が保障する補償の下で、迅速かつ適切に講じられるようにする必要がある。
- (2) 有事への切り替え後、人命を救う観点から必要な場合は、速やかな行動制限が行えるよう、必ずしもエビデンスが明確でない場合でも、躊躇なく行動制限が適用できる環境整備が必要である。
- (3) 感染力、毒性など、感染症の特徴や株の変異の動向を捉え、国の責任において、迅速かつ明確に、「制限」から「緩和」など、適切な行動制限に係る対応方針を打ち出すべきである。
- (4) 実効性のある行動制限措置という観点から、事業者に対しては、「協力金」を支払うのではなく「損失補償」をするとともに、現在の「命令違反への過料」に加え、個別施設における感染防止対策の有無にかかわらず、行動制限に従わない場合において、義務が履行されるまで繰り返すことができる「執行罰」や、違反に対して直ちに罰則を適用することができる「直罰(非刑罰的処理による

反則金)」等の措置がとれるよう検討し、法定化する必要がある。

## 有事には……

パンデミックを有事と捉え、  
**総理の強いリーダーシップの下で、**  
**都道府県等が、**  
医療の提供、行動制限措置などを  
**一元的に展開**

## 平時には……

**感染症対応強化**

**実働部隊強化**

**情報基盤整備**

増加コストに係る認識共有と制度化

### 「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」（令和4年6月）概要

#### < 検証の柱 >

##### I パンデミック有事に備えた体制整備

政府の一元的な対応に係る問題点、自治体の対応に係る問題点等を検証

##### II 人流抑制策の実効性の向上

行動制限の実効性、特措法の問題点、次のパンデミックに向けた課題を検証

##### III パンデミック有事に対応する保健医療提供体制

コロナで顕在化した保健医療提供体制の問題点、神奈川県での医療提供体制の取組み、神奈川県での物品・治療薬に対する取組み、神奈川県での官民連携による危機管理体制の構築、県と保健所設置市との権限、財源の問題点等を検証

##### IV 情報基盤の整備

情報基盤の問題点、神奈川県での情報連携の取組み、次のパンデミックに向けた課題を検証

#### < 提言項目 >

- 1 多くの人命に関わる深刻な感染症がまん延するパンデミックを有事と捉えたうえで、有事には、国の主導と都道府県の総合調整の下で、全ての主体が統一的な対応をとることが必要。そこで、平時における有事を想定した医療提供体制や情報基盤の在り方、有事における実効性の高い人流抑制措置、関係する主体の責務などの基本事項を定める、いわゆる基本法の制定など、現行の特措法、感染症法の枠組みを超えた実効性のある、新たな法的措置を検討、立案すること。
- 2 平時における体制整備、有事への適時・適切な切り替え、有事における感染症の特性に応じた有効な対策等を、省庁の垣根を超えて、強いリーダーシップの下で推進するとともに、DMAT 及び感染症医療管理の専門家、患者搬送等のロジスティクスや事務支援の専門家等、プロフェッショナルで構成する実動部隊も有する「健康危機管理の指令塔 機能」を強化すること。
- 3 有事において、感染症の特性に応じた行動制限措置が適切に講じられるよう、憲法に基づく補償や、「執行罰」や「直罰（非刑罰的処理による反則金）」等の実効性の高い罰則規定などを検討し、法定化すること。
- 4 感染拡大に対応する病床確保は、民間医療機関が多い我が国の医療体制の特徴を踏まえ、強制力を持って確保するのではなく、感染フェーズに応じた病床確保の協定といった事前の取り決めを基盤に協力時の給付方針を明示する等、医療機関のインセンティブが働く仕組みを構築し、法定化すること。
- 5 感染症法に基づく感染症指定医療機関の制度を抜本的に見直し拠点病院の強化を

## II 感染防止対策

行うことや、感染症に対応できる医療介護人材の拡充を進めること、さらにオンライン診療をはじめとする遠隔医療の活用促進を図ることなど、平時からパンデミック等に対応できる医療介護体制の確保に向けた取組みを促進すること。

- 6 有事に際して、広域的な観点から医療体制を構築することが必須であり、国の方針の下で、都道府県が、総合調整できる体制を強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 7 有事に必要となる医薬品、医療物資、治療薬、ワクチン等を確実に確保するため、グローバルなサプライチェーンにおける調達と国内における開発、製造、分配の体制構築の両面での取組みを進めるとともに、国の責任において、緊急時の治療薬・ワクチン開発に必要な医療情報連携基盤の整備、医薬品企業への被験者情報の提供などが遅滞なく行える個人情報の取扱いの特例措置などを講じること。
- 8 ワクチン接種の目標やスケジュール等のグランドデザインを早期に示すとともに、接種に関わる人材の確保や、接種者要件の緩和、マイナンバーカードを用いた接種券の電子化などにより情報を一貫して管理できる仕組み、及び医療機関の接種費用請求を簡便化するシステムを構築すること。
- 9 水際対策に当たっては、新たな変異株の発生とその流入に備え、国の責任において、平時からクルーズ船などを含め入国前から船舶・航空機の乗客名簿及び個別コミュニケーションが可能なシステムの整備、外国人保健医療調整を一元的に担うサポートセンターの設置など、必要な情報基盤、設備、人員等を準備するとともに、自治体や保健所に対して協力を求めるにあたっては、速やかな方針の決定と必要な情報の提供基盤整備に努めること。
- 10 陽性者等の患者情報はもとより、個々の医療機関・高齢者施設・飲食店事業者について迅速簡便に情報収集・発信・分析等を行うレジストリ（個別情報登録・受発信システム）等、医療機関や保健所の業務効率化・省力化に資するとともに、各自自治体がパンデミック等の危機対応に有効に活用できる情報基盤を整備すること。



### 5 将来に向けた教訓

特措法に基づく地方自治体の事務は法定受託事務とされているように、パンデミックへの対応にあたっては、国の強いリーダーシップの下で自治体が一元的に対応する体制が確保されるべきである。

本県や全国知事会等からの要望を受け、国は内閣感染症危機管理統括庁を設置し、平時から有事にかけて、国が主導する体制を整備したところだが、次のパンデミックに際しては、国と都道府県が連携し、実効性のある措置が講じられるよう、自治体の立場から必要な対応を国に求めていくことが重要である。

特に、特措法に基づくまん延防止対策の柱となる「行動制限」の措置に関しては、県民の「理解」と「納得」を得ることが重要であり、エビデンスに裏付けされた訴求力のある説明、警戒感をもってもらうための伝え方の工夫とともに、「補償」的な財政支援策が必須であり、国に対して、技術面、財政面での迅速な対応を求めていくことが必要である。

## 2 (2) ネットカフェ等の休業に伴う緊急受入れ

### 1 取組の概要

令和2年4月10日(金)の県の緊急事態措置に伴い、休業要請に応じたネットカフェ等が休業となり、行き場のなくなった方について、緊急に受け入れる施設を用意する必要が生じたことから、4月11日(土)から5月11日(月)の間、シンコースポーツ神奈川県立武道館(横浜市港北区岸根町725 横浜市営地下鉄ブルーライン 岸根公園駅下車徒歩5分)に緊急受入所を設置した。

### 2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定 ・4月11日からの遊興施設等(インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス等)の管理者に対する施設の使用停止を要請
R2. 4. 11	ネットカフェ使用停止に伴い、宿泊先を失った県民のために、シンコースポーツ神奈川県立武道館に緊急受入れ所を設置
R2. 4. 11	受入れを行う旨のビラを施設周辺の住民(横浜上麻生線・水道道沿い)に各戸配付し、地元選出等県議会議員に連絡
R2. 4. 11	横浜市に連絡し、地元自治会長、連合自治会への連絡を依頼
R2. 4. 14	生活支援相談窓口設置
R2. 5. 5	安価な利用料金で提供いただける宿泊施設情報の提供開始
R2. 5. 6	新規受入終了
R2. 5. 11	かながわ県民センター(10階ボランティアサロン)に生活支援総合相談窓口を開設し、あわせて電話・FAXによる相談受付を開始 相談内容 ・くらしの相談(失業、収入減少等による生活困窮の相談等) ・すまいの相談(住居を失った方々に対する支援制度の紹介等) ・しごとの相談(仕事を失った方々に対する就労情報の紹介等)
R2. 5. 12	緊急受入所撤収(物資格納・解体・搬出等)
R2. 6. 2	ジョイントマット等廃棄
R2. 6. 4	県立武道館消毒
R2. 6. 10	県立武道館ワックス塗布

### 3 取組詳細

#### (1) シンコースポーツ神奈川県立武道館への緊急受入所の設置

##### ア 設置理由

令和2年4月10日(金)に開催した第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議においては、東京都における休業要請の動きなどの近隣自治体の対応等を考慮し、急遽、幅広い業種に対する休業要請を主とする緊急事態措置を講じる決定をした。

急転直下の決定であったため、事前の準備が全くない状態で、当該要請により行き場を失う県民等の出現が想定されたため、行動制限を所管するくらし安全防災局職員とシンコースポーツ神奈川県立武道館を所管するスポーツ局職員で協力し、4月10日(金)夕方から深夜にかけて、受入施設の環境整備(総合

## II 感染防止対策

防災センターからの物資搬入、簡易ベッドや毛布の設置など）に取り組んだ。

### イ シンコースポーツ神奈川県立武道館を緊急受入所に選んだ理由

緊急事態措置により行き場を失う県民に対し、県として、急遽、セーフティネットとして居所を用意する必要が生じたが、県立武道館は、2011年3月11日に発生した東日本大震災で、3月18日から4月28日にかけて、居所の場所を確保することが困難な被災3県の住民に対する一時避難所を設置した実績があったため、緊急受入所として活用した。

### ウ 短時間での開設準備

令和2年4月10日（金）に、急遽、休業要請を主とする緊急事態措置を講じる決定がなされたことから、翌11日（土）からの緊急受入所での受入開始に向け、本部会議終了後の勤務時間外に、くらし安全防災局職員及びスポーツ局職員がシンコースポーツ神奈川県立武道館に駆け付け、指定管理者であるシンコースポーツ株式会社職員との打合せ、県総合防災センターから搬入される簡易ベッドの組立て、簡易ベッド・毛布・受付の設置、マスコミ対応を深夜にかけて行った。

翌朝、緊急受入れを行う旨のビラを施設の周辺住民や商店（横浜上麻生線・水道道沿い・約500世帯）に各戸配付し、地元選出等県議会議員に連絡するとともに、横浜市に連絡し、地元自治会長、連合自治会への連絡を依頼した。

### エ 緊急受入所における感染防止対策

受付での検温や体調のヒアリングを行ったうえで、入館を許可することを基本方針としたが、入所希望者の中には、長距離を歩行して深夜に辿り着いた際に発熱症状がある者もあり、現場対応で、他の入所者と隔離した場所で受け入れる対応を行なったケースがあった。

また、受付をはじめ各スペースに消毒液を設置するほか、マスクを持っていない者へのサージカルマスクの配付、定期的な室内換気と体調確認を行うとともに、4月11日（土）以降は、順次間仕切りシステムを導入し、入所者同士の飛沫感染を防ぐ措置を講じた。

## (2) 緊急受入れの概要

### ア 入館要件

次の症状がある方は入館をお断りする必要がある旨を示した。

- ✓発熱、せき、くしゃみ、倦怠感、味覚異常等の風邪症状がある方
- ✓37.5度以上の熱が4日以上（呼吸器疾患等の基礎疾患や妊婦の方は2日以上）ある方
- ✓強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ✓激しく酔っているなど、受入所内の秩序を乱すおそれのある方

### イ 受入所内の感染防止対策

- ✓受付時にマスクを持っていない入所者に、サージカルマスクを配付
- ✓消毒液を配備（受付、武道館、剣道場）
- ✓定期的な室内換気
- ✓入所者への定時検温
- ✓入所者へのヒアリング（せき、くしゃみ、倦怠感、味覚異常の有無）
- ✓入所者交替の都度、毛布交換・簡易ベッド消毒

### ウ 物資搬入

## II 感染防止対策

簡易ベッド（140台）、段ボールベッド（66台）、フロアシート（17枚）  
毛布（484枚）、間仕切りシステム（144室）、ジョイントマット（668セット）

### エ 清掃等業務

緊急受入所としての生活環境の確保と円滑な運営のため、シンコースポーツ株式会社に対し、清掃等業務（清掃業務、受付業務、消毒剤、使い捨て手袋、ゴミ袋、マスク等消耗費）を委託

### （3）緊急受入所の運営体制

ア 受付等の体制 24時間体制 県職員4名・指定管理者（日中）3名

#### イ 導線

受付前の階段上にある会議室を女性用居所スペース、その他の柔道場、剣道場、小道場を男性用居所スペースに区分したほか、1階奥のシャワー室を女性入所者が利用する際には、見張りの県職員を配置するなど、安全面に配慮した緊急受入所の運用を行った。

また、港北消防署からの指導に基づき、発災時の避難誘導経路図を導線上に複数掲示した。

#### ウ 資機材配備

県消防学校職員が、総合防災センターの備蓄倉庫から大型トラックで簡易ベッドや毛布を運搬し、緊急受入所に搬入するとともに、県災害対策課における協定等に基づく間仕切りシステムや段ボールベッドの調達・搬入、災害時の物資調達のノウハウを生かした、武道館の床や畳の養生用のフロアシートやジョイントマット、消毒液や安全ピンの調達を行った。

### （4）民間・ボランティアとの連携

#### ア 間仕切りシステム・段ボールベッドの調達

避難所におけるプライバシー確保のための間仕切りシステムや段ボールベッドの調達について、NPO法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワークとの災害時協定に基づく物資調達を行った。

令和2年4月15日には、NPO法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク代表の建築家 坂 茂（ばん しげる）氏がシンコースポーツ神奈川県立武道館を訪問し、避難所用間仕切りシステムの組立て方法の助言を頂戴した。

#### イ スマートフォン

（株）NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからスマートフォンを無償貸与していただき、緊急受入所における県職員間の連絡調整用に活用した。

#### ウ 差し入れ

8団体及び個人8名より、菓子、飲料、衣類、生理用品、マスク、カイロ、体温計、新聞、消毒液の寄贈を受けた。

### （5）生活・就労等支援

#### ア 入所者への案内／生活支援員

令和2年4月14日（火）～5月6日（水）相談ブース設置

無料低額宿泊所紹介、生活保護案内、シェルター（はまかぜ等）紹介

各市、県保健所の相談支援機関案内

（退所時）一時的な宿泊場所未決定の退所者に資料配付

## II 感染防止対策

無料低額宿泊所一覧、相談支援機関一覧、3千円以下の低料金宿泊施設一覧  
**イ 県営住宅入居相談／県公共住宅課職員**  
令和2年4月23日（木）26日（日）、30日（木）、5月1日（金）相談ブース設置

### （6）緊急受入所の閉所と宿泊施設情報の提供

#### ア 緊急受入の閉所

令和2年4月24日 ぐらし安全防災局・スポーツ局・福祉子どもみらい局  
・産業労働局・県土整備局 打合せ

緊急事態宣言発出から1箇月が経過する5月7日時点では、緊急受入所の利用者自ら実情に応じた居住環境を探す時間が十分にあり、また、5月6日（水）で閉所予定である旨を通知のうえ、生活支援相談や県営住宅申込手続を利用する機会も十分設けた。

なお、県立武道館では空調環境が確保できず、5月以降室内での熱中症リスクが高まるほか、間仕切りシステムを導入したものの、同一空間に多数の者が存在するため、個室に比べて感染リスクが高い

そこで、シンコースポーツ神奈川県立武道館における「緊急受入所」は、5月6日（水）をもって新規受入を行わないこととし、5月7日（木）以降一定の期間は、退所後の居場所への移動準備のための行先調整期間として確保する。

なお、セーフティネットの受皿は次のとおり

<県の対応>

一時生活支援事業（無料低額宿泊所）	10室
〃（ビジネスホテル）	30室
県営住宅	10戸（全体60戸の武道館分内数）

<市町村の対応>

無料低額宿泊所（空室）	約300戸
横浜市一時生活支援（はまかぜ）	空室20～30室（個室利用の場合）

#### イ 安価な利用料金で提供いただける宿泊施設情報の提供

税込3,000円以下の安価な料金で宿泊施設を提供いただける事業者を、5月5日から募集し、当該情報を県のホームページに掲載するとともに、退所時に希望する者に情報提供した。

募集開始に向けては、4月下旬に関内・桜木町周辺のホテル等に、架電の上訪問し、3,000円以下での宿泊協力の交渉を行った。（11法人、21施設、1,420室）

### （7）実績

ア 受入期間 令和2年4月11日（土）～5月11日（月）

イ 利用者数 延べ1,466名（男1,349名、女117名）

→1人当たりの平均滞在日数11.7日、平均滞在人数 47.3名

ウ 運営経費 5,856,708円→1人1泊当たり3,995円

（予備費執行額4,481,708円、現地災害対策本部機能強化事業費執行額1,375,000円）

#### エ 県営住宅相談窓口利用者

（ア）実施日時・実施体制（公共住宅課職員）

4月23日、26日、30日、5月1日

（イ）利用者 20名

## II 感染防止対策

### オ 生活相談窓口

- (ア) 設置日時 令和2年4月14日(火)10時  
(イ) 設置期間 4月14日(火)～5月6日(水)  
(ウ) 受付時間 10時～12時 ※4/18(土)は相談者多数の為13:30まで延長  
(エ) 体制 受付奥に相談ブース設置、県生活援護課相談支援員2名配置  
※4/18(土)からは相談者多数の為、相談ブースを2つ設置  
※横浜市生活保護担当職員参加期間  
4/20(月)～24(金)、27(月)～28(火)、30(木)～5/6(水)  
(オ) 相談内容 住居確保、就労相談、生活保護相談  
(カ) 利用者 延べ 158名(実数 74名)  
(キ) 相談者が置かれている状況  
・現在、失業状態  
・不況により内定が取り消された  
・派遣の仕事減少により地元に戻る予定だったが、最終給与受け取りまでネットカフェで過ごしていた  
・生活保護を受けていた  
(ク) 相談ブース配架資料  
神奈川県及び横浜市作成の案内リーフレット  
・「自立相談支援、住居確保給付金、就労支援(横浜市)」/生活援護課  
・失業者向け家賃給付・就労支援「住居確保給付金」  
・生活保護のしおり  
・シニア・ジョブスタイル・かながわの案内  
・若者就労支援センターの案内 など  
(ケ) 相談窓口を通じて居場所が決まった利用者 推計64名  
(内訳)・無料低額宿泊所等 約40名(うち、10～15名はまかせ)  
・生活保護申請を通じた居所 約10名  
・県営住宅(確定値) 14名  
※無料低額宿泊所と生活保護申請は本人申請により詳細不明の為、相談を通じた推計値を計上

## 4 課題と対応

### (1) 即応体制・関係局連携

緊急受入所の運営にあたっては、くらし安全防災局職員とスポーツ局職員が協力関係を築き、直面する様々な事態に対応することができた。

加えて、入所者の生活支援に向けて、福祉子どもみらい局職員と県土整備局職員、横浜市職員に、相談ブースの設置運営の協力をいただき、入所者へのくらし・すまい・しごとの相談支援に対応、退所後の道筋を案内するなど、部局等を超えたクロスファンクショナルで緊急事態に対処することができた。

### (2) 防災体制の活用

緊急受入所の設置運営には、入所者の生活環境の確保に加え、感染防止対策の徹底が必要であり、様々な資機材やノウハウが求められた。

そこで、くらし安全防災局が平時から準備している防災体制を活用し、段ボールベッドや間仕切りシステム等の資機材(協定事業者)、物資の輸送(総合防災センター)などを行い、短期間で迅速に体制を整えることができた。

## II 感染防止対策

有事にあたっては、民間事業者との協定など、防災や危機管理のために確保した仕組みや体制をフル活用し、柔軟かつ臨機に対応することが必要である。

### (3) 消防法関係

緊急受入所の設置直後、地元の港北消防署員から建物内部確認後の指導を受けた。

- ・人を宿泊させるのであれば、(非常口への)誘導灯の表示や避難経路図を充実させ、可燃性の布の使用、室内で火の使用は厳禁とのこと

非常時ということで緊急受入所の設置に理解いただくよう、中村消防学校長や能戸消防保安課長から港北消防署長ほか市消防に事後に連絡し了承を求めた。

今回間仕切りシステムの布は防災性で、季節的に暖房の使用も無かったため問題にはならなかったが、万一の事態に備え、避難所等の開設にあたっては、宿泊施設の消防法令上の設置基準に記載され、全ての宿泊施設に適用される項目は、地元の消防との事前のすり合わせが望ましい。

なお、シンコースポーツ神奈川県立武道館では、消防署の指導に基づき、発災時の避難誘導経路図を導線上に複数掲示する措置を講じた。

### (4) 自衛隊関連トラブル

令和2年4月13日、自衛隊の採用活動の広報官が、シンコースポーツ神奈川県立武道館に設置した緊急受入所に訪問したが、居場所を突然失った方がやっと思いでたどり着いた緊急受入所は、入所者の方々に安心して過ごしていただくことが非常に重要であり、プライバシーの確保の観点から、県職員が、その場での勧誘はふさわしくないという判断でお断りしたもの

自衛官の募集事務については、県の所管部署ルートを通していただきたい旨伝え、くらし安全防災局総務室から自衛隊神奈川地方協力本部に対し、自衛官募集事務については、改めてくらし安全防災局総務室を通して行う旨を徹底するよう申し入れた。

## 5 将来に向けた教訓

### (1) 緊急事態措置を行う際の多角的な目線での影響の考慮

令和2年4月の緊急事態措置後、数度に渡る施設の使用制限では、生活場所を失う可能性のある施設への休業要請や時短要請は見送られた。

休業要請などの行動制限を行う場合、休業に伴う営業への直接的な影響に留まらず、本事案のような生活困窮に直結する利用者の存在など、間接的に波及する影響についても見極め、可能な限りきめ細かな検討を行ったうえで対応する必要がある。

### (2) 本部体制の意義

新型コロナウイルスへの対応は、かつて経験したことのない業務であり、緊急受入所の設置運営も、所管局が明確でない中で、緊急対応を迫られた事案であったが、行動制限措置を主導したくらし安全防災局と、東日本大震災の避難者対応の経験を有するスポーツ局が、躊躇なく初動対応を実施し、また生活支援や住居支援、派生する就労支援などに関係局の速やかな関与があった。

大規模な災害や危機事象に対応する本部体制は、有事の体制であり、平時の役割を超えて、県の組織を挙げて対応することが必要である。本事案は、本部体制の趣旨を踏まえ、県の総力を挙げて取り組んだ好事例である。

2 (3) 緊急酸素投与センターへの救急搬送

1 経緯・必要性

令和3年2月、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増し、それに伴い病床がひっ迫した。そこで県では、陽性者のうち血中酸素飽和度 (SpO<sub>2</sub>) の急激な低下が見られ医師により入院が必要と判断された自宅療養者について、受入医療機関が決まるまでの間、酸素投与を行う施設「かながわ緊急酸素投与センター」を県立スポーツセンター陸上競技場(藤沢市)に設置した。

その際に、県内消防本部から、「かながわ緊急酸素投与センター」が救急搬送できる場所だというお墨付きが欲しいと要請があった。消防法上の解釈について消防庁救急企画室に問い合わせたが、「警察庁など他省庁への確認することが必要で回答に時間を要する」との反応であったため、県として搬送可能との通知を各消防本部に発出した。

2 変遷					
R3. 1. 8	神奈川県に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言 (2 回目) が発令				
R3. 1 中旬	新型コロナウイルス感染症の陽性者の急増に伴う病床のひっ迫に対応するため、自宅療養者のうち血中酸素飽和度 (SpO <sub>2</sub> ) の急激な低下が見られ、医師により入院が必要と判断された自宅療養者に、受入医療機関が決まるまでの間、酸素投与を行う「かながわ緊急酸素投与センター」の開設を決定。できる限り早く開設するよう知事から指示あった。				
R3. 1. 27	消防保安課及び医療危機対策本部室職員が藤沢市消防局に「かながわ緊急酸素投与センター」の業務内容、職員配置の説明を行うとともに、同センターの設置に必要な消防設備について打合せを行った。その際、同消防局から同センターへの救急搬送が法的に可能なのか疑義が示された。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な疑問点</th> <th>県の回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO<sub>2</sub> が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が</td> <td> <p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主な疑問点	県の回答	消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO <sub>2</sub> が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が	<p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p>
主な疑問点	県の回答				
消防法第 2 条 9 項では、救急搬送は原則、医療機関その他の場所 (災害時に設置する応急救護所など) に行うものとしており、SpO <sub>2</sub> が低下したコロナ患者に酸素投与という応急措置を行うとはいえ、医療機関ではない施設への救急搬送はできないとの解釈が有力となっている (内々に消防庁に感触を確認)。仮に県が神奈川緊急酸素投与センターへの救急搬送が	<p>かながわ緊急酸素投与センターは、新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設である。</p> <p>したがって、かながわ緊急酸素投与センター開設の際には、県として、消防法第 2 条第 9 項に定める「その他の場所」に該当するという見解を全消防 (局) 本部に示すこととする。</p>				



## II 感染防止対策

	<p>法的に可能と解釈しても、各消防本部が県の解釈に従うとは限らない。したがって、各消防本部が救急搬送を受けない可能性が高い。</p>	
	<p>神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準では、「救急隊は、選定した医療機関の医師に対し、(中略) 傷病者情報等を伝達する。」とある。また、伝達事項は傷病者収容書(医師引継書)を使用するとある。しかし、かながわ緊急酸素投与センターは医師が常駐しておらず、医師への伝達ができないことになる。</p>	<p>かながわ緊急酸素投与センターにDMA T等をチーム単位で常駐させる予定(1チーム医師1名、看護師数名、ロジスティクス数名)であり、医師への引継ぎは可能である。</p>
<p>R3. 1. 28</p>	<p>かながわ緊急酸素投与センターに救急搬送することが法的に可能か消防庁に電話で問い合わせたが、警察庁など他省庁に照会する時間が必要ですぐに返事できないとの回答があった。</p>	
<p>R3. 2. 1</p>	<p>医療危機対策本部室において、「かながわ緊急酸素投与センター」の開設に関する記者発表を実施した。あわせて消防保安課から各消防(局)本部に、記者発表について情報提供した。</p>	
<p>R3. 2. 4</p>	<p>救急搬送が可能か否かの本県からの照会に対する回答が消防庁から得られない状態にあって、令和3年2月4日付け医危 第2189号「新型コロナウイルス感染症療養者の応急処置施設「かながわ緊急酸素投与センター」への救急搬送について(依頼)」により医療危機対策本部室長から県内の各消防(局)長に救急搬送の依頼を行った。</p> <p>依頼の際に、藤沢市消防局ほか複数の消防本部から、かながわ緊急酸素投与センターは医療機関ではないため、自宅療養者の搬送は「移送」に当たり救急搬送には当たらないが、救急搬送が可能な施設かどうか疑義があり、救急搬送可能な施設であるとの県からお墨付きが欲しいと要望があった。</p> <p>このため、令和3年2月4日付け消保第4417号「かながわ緊急酸素投与センターの消防法上の位置づけについて(通知)」により消防保安課長から各消防(局)長に、「かながわ緊急酸素投与センターは消防法第2条第9項に定める(中略)その他の場所に搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間におい</p>	

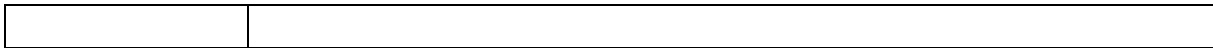
<p>R3. 2. 9</p>	<p>て、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。)をいう。)」に該当する施設と解釈している旨を通知した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>消防法</b> 〔用語の定義〕</p> <p><b>第二条</b> この法律の用語は左の例による。</p> <p>②～⑧</p> <p>⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、<b>救急隊によつて、医療機関</b>（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）<b>その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。</b></p> <p><b>消防法施行令</b> （災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等）</p> <p><b>第四十二条</b> 法第二条第九項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。</p> </div> <p>消防庁救急企画室から、かながわ緊急酸素投与センターを救急搬送可能な施設と判断した者とその根拠についてEメールにて照会があったため、次のとおり回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断した者は消防保安課長（ただし、くらし安全防災局長の承諾は得ている。）であること。</li> <li>・ 根拠は消防法第2条第9項に定める「(前略) その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。)をいう。)」に当たる施設と本県では解釈している。</li> </ul> <p>上記の回答を受けて同日、消防庁救急企画室から、次のことを示すEメールが送付された。</p>
-----------------	--

## II 感染防止対策

<p>R3. 2. 11 及び R3. 2. 12</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>とある場所（今回でいえば「かながわ緊急酸素投与センター）について消防法第2条第9項に規定する「医療機関その他の場所」に該当するか否かを解釈できる権限が、神奈川県には無いことは言うまでもない。 ※もちろん、緊急性等の状況によっては、該当する余地はある。</li></ul> <p>消防庁救急企画室に対し、消防保安課長から、Eメールで次の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>かながわ緊急酸素投与センターについては、県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が1,000人に迫り、このままでは一両日中に病床が無くなる状況と、この時期に酸素濃度が低下した宿泊療養者や自宅療養者が亡くなる事案が次々発生していた状況を受けて、1月末に最短2月3日に開設するという緊急事態のなかで進めてきたもの。</li><li>かながわ緊急酸素投与センターを県のスポーツ施設に急遽展開し、医療行為はDMATが対応することになったが、県の医療統括官でDMATの救急医でもある阿南統括官には、現場でやることは、処置は偏っているがDMATの活動そのものと確認しています。こういったなか、消防庁には内々に消防法第2条第9項に規定する「その他の施設」に該当するか否か照会した場合の処理スピードを確認したが、照会されても他省庁への照会も必要ですぐには回答できないという反応であった。</li><li>消防が、病床が無い中搬送先を逡巡しては、県の施策が有効に機能せず県民の命を危険にさらすことになるので、県庁内で消防法を所管している当課から、開設する可能性があった2月4日に間に合うよう、県医療対策本部の通知を側面支援する形で通知した次第である。当課としては、かなりの緊急性があったと理解している。</li><li>横浜市では保健所業務がひっ迫しており、新型コロナウイルス陽性者の宿泊療養施設への移送は消防局が担っている。</li></ul>
<p>R3. 2. 12</p>	<p>消防庁救急企画室から消防保安課長に電話があり、次のとおり説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>救急搬送に躊躇する他消防の動きは初めて聞いた。置かれた状況は一段と理解した。</li><li>県のコロナ対策での取組を否定する気は無い。（かながわ緊急酸素投与センターに救急搬送が可能と）県解釈を言い切ってい</li></ul>

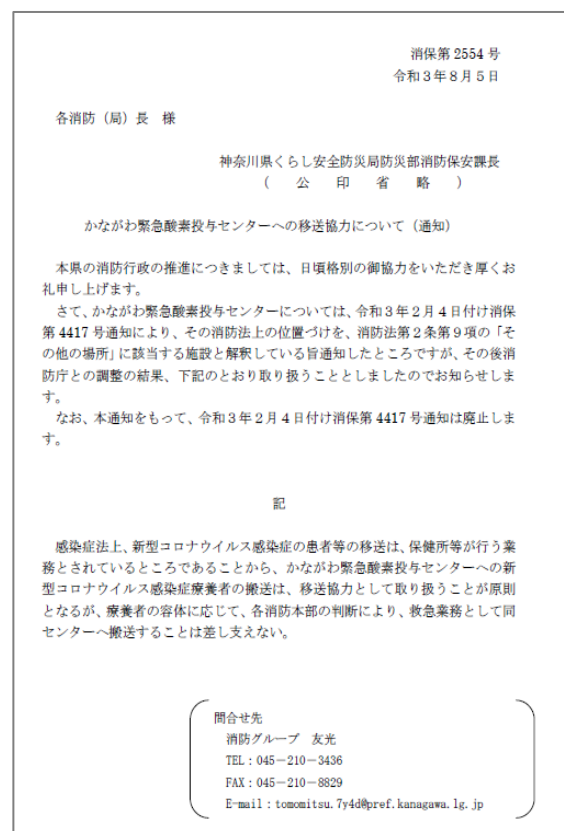
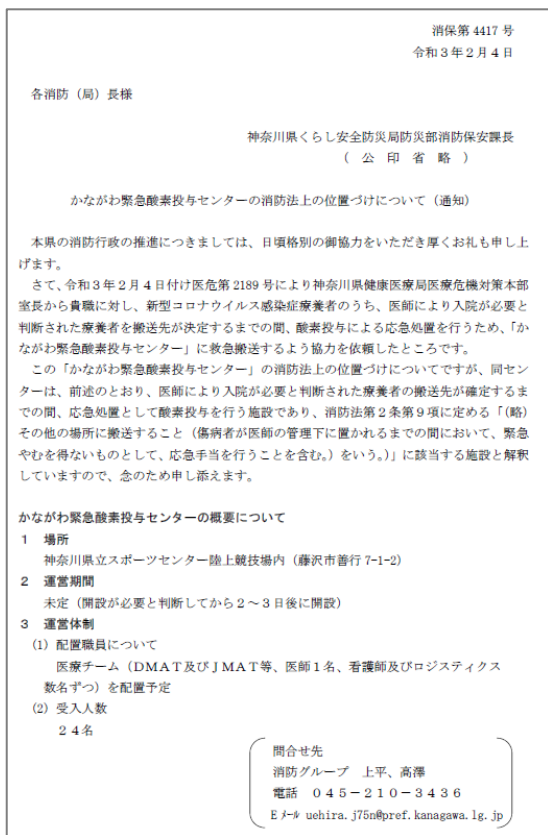
## II 感染防止対策

R3. 3. 25	<p>るところの波及だけ気にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況は分かったのでこちらで対応を考える。</li> </ul> <p>消防保安課長、消防G Lが消防庁を訪問し、県内の医療機関のひっ迫状況や、かながわ緊急酸素投与センター開設の経緯・運営体制、同センターへの救急車による陽性者の搬送について説明した。</p> <p>その際に消防庁からは、かながわ緊急酸素投与センターへの救急車を利用した陽性者の搬送について、消防法上の解釈ではなく、感染症法上の「移送」に対する協力という形で救急搬送が可能か否か検討する旨の説明があった。</p>
R3. 3. 21	<p>神奈川県に発令されていた緊急事態宣言（2回目）が解除</p>
R3. 4. 1	<p>かながわ緊急酸素投与センターの規模縮小</p> <p>6月以降は伊勢佐木町にあるワシントンホテル内へ移設。容態が悪化する陽性者の増加に伴い、8月7日に同センターを開設し、受入れを行なった。</p>
(R3. 4月)	<p>(大阪府が入院患者待機ステーションを開設)</p>
(R3. 5. 16)	<p>(札幌市が第1入院待機ステーションン設置)</p>
(R3. 7. 19)	<p>(札幌市が第2入院待機ステーションン設置)</p> <p>※いずれも医療法に基づく無床診療所として設置</p>
(R3. 8. 23)	<p>(岡山県が新型コロナウイルス感染症療養者一時療養待機所設置)</p> <p>※臨時の医療施設として設置</p>
(R3. 8. 24)	<p>(東京都が「TOKYO 入院待機ステーション」を設置)</p> <p>※宿泊療養施設として設置</p>
R3. 8. 26	<p>消防庁救急企画室から事務連絡「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備への対応について（依頼）」を发出。この事務連絡では、陽性者の移送・搬送体制の整備について、「自宅・宿泊療養者が症状悪化した場合の入院待機施設への移送・搬送や、入院待機施設から入院先医療機関等の他の療養場所への移送・搬送が円滑に行われるよう、医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等の関係機関間であらかじめ調整のうえ、移送・搬送体制を確保しておくこと。」とされ、救急車による陽性者の搬送については、感染症法上の「移送」の協力により行われることが明確になった。</p>



### 3 取組詳細

- 消防法上、救急搬送は病院か救護施設に限られるため、酸素吸入センターに救急搬送可能かどうか県内消防本部から疑義が上がり、運べるようにしてほしいという方向性で調整を開始した。
- 消防庁が救急搬送可能という回答が出せないという反応だったため県で通知した。消防庁救急企画室は、2月当初の時点では、判断を示さなかったうえに県の通知は取り消し、救急搬送は認めないと担当レベルは強硬であったが、理事官と粘り強く交渉し、消防法上の解釈では難しいので、感染症法上の移送協力で搬送可能か検討するところまで調整できた。



### 4 取組成果・実績

かながわ緊急酸素投与センター開設直後は、救急搬送の是非について消防庁からクレームがあったものの、8月に消防庁から救急搬送可能という解釈が示された。結果として、本県は2月のかながわ緊急酸素投与センター開設直後から、国の解釈を前倒しして救急搬送可能な体制を敷くことができた。

### 5 課題・教訓

- かながわ緊急酸素投与センターをできる限り早く開設するよう知事から指示があり、数日で開設できるよう施設の消防設備等は藤沢消防と連携して進めることができたが、救急搬送だけは、判断すべき立場の消防庁が判断を示さな

## Ⅱ 感染防止対策

いたため開設後の救急搬送には間に合いそうになく、また、県民目線では、コロナで同じ症状でも、県内に病床があれば救急搬送、病床が無ければ救急搬送はダメというのは理不尽で、どちらも一刻を争うことに変わりはないと判断し、やむなく消防保安課長名で通知を出した。

結果的には、東京都と大阪府が、本県より後に酸素吸入等を行う一時滞在施設を開設した際に、救急搬送も実施したために、なし崩し的に事実上可能となった感があるが、一刻を争う非常時においては、現場の状況を監督官庁に迅速かつ丁寧伝えるとともに、反応が鈍く対応に時間を要する気配が窺える場合には、コロナ対策をとりまとめる内閣府の審議官等に、県の幹部職員から直訴したり、時間が許す場合には、全国知事会のルートなども活用するなど、[全国共通の課題](#)として働きかけを強める必要がある。

3 社会福祉施設等の感染対策

(1) 施設従事者の体制維持（感染発生施設への応援職員派遣）

【県社協派遣関係】

1 取組の概要

社会福祉施設で感染が発生し、職員の入院や自宅待機などにより福祉サービスの維持が困難となった場合に備え、状況に応じて他の施設から応援職員の派遣等を行う事業を開始した。

2 経過	
R2. 5. 8	社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業について（福）神奈川県社会福祉協議会に業務委託
R2. 5. 26	応援職員派遣事業の開始を記者発表
R2. 7. 27	1 件目の応援職員派遣の実施
R4. 11. 30	17 件目の応援職員派遣の実施
R5. 3. 31	社会福祉施設等応援職員派遣等調整事業について（福）神奈川県社会福祉協議会への業務委託終了
R5. 9. 30	応援職員派遣事業を終了

3 取組詳細

施設等の利用者が新型コロナウイルスに感染し入院等に至らない場合は、個室等での隔離した生活支援となり、施設内でのゾーニングや感染者対応職員の固定が必要となる。また、職員が感染または濃厚接触者となった場合は、長期間職場復帰できない状況となる。

こうした際には、まずは、当該施設又は法人内における勤務体制等を調整し、サービス提供体制の維持を図ることになるが、新型コロナウイルスの感染拡大状況においては、それだけでは対応しきれない状況が生じる恐れがある。

そこで、あらかじめ職員派遣が可能な施設を広く募り、研修等を実施したうえ、緊急時に広域的かつ施設種別を超えた迅速な派遣調整が行える仕組みを整えたものである。

- 派遣可能施設名簿登録者数（R5. 3. 31 現在）  
法人・施設数：57（高齢分野 36、障害分野 21）  
派遣可能人数：182 人（高齢分野 119 人、障害分野 63 人）
- 派遣実績（延べ数）

年度	派遣先施設	派遣元施設	派遣人数
R2	9	19	84
R3	4	9	25
R4	4	6	19
計	17	34	128

4 課題と対応

事業開始当初はグリーンゾーンへの応援を前提としていたが、特にオミクロン株

## II 感染防止対策

の流行時には、感染の広がりが早く、施設内全体がレッドゾーンとなる状態が続くなど、法人内での対応が一層難しくなる事態が生じた。

そこで、応援職員向けに感染者への直接援助に必要な技術の研修を実施するなどの取組みを行い、レッドゾーンへの派遣が可能な応援職員の登録を行った。これによりレッドゾーンへの派遣を1施設実施することができた。

また、感染流行期においては、派遣可能施設でも感染者が発生し、派遣調整が困難となった。その際には応援派遣の依頼を受けても派遣を行えないという事態が生じた。

### 5 将来に向けた教訓

今後の新たな感染症の流行などの際には、同様のスキームを速やかに立ち上げることができるように、県・県社協・派遣可能施設において本事業のノウハウを継承していくことが大切である。

## 【県立施設関係】

### 1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業所等でクラスターが発生し、職員不足となることも想定されることから、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）間での職員応援体制を図った。

<b>2 経過</b>	
R4. 2、R4. 11	県立施設での職員応援体制を検討

### 3 取組詳細

#### 県立施設での職員応援体制

県立直営施設においては、施設内でクラスターが発生し、職員不足となった際、施設内で応援体制を組んだとしても、利用者の生活支援業務の継続が困難となった場合に、福祉子どもみらい局の他所属から職員応援ができる体制を図った。

また、指定管理施設においては、まず法人内で応援職員派遣を行うこととして、指定管理施設から同法人が運営する事業所等へ応援職員派遣を行う場合等、応援職員派遣の考え方を指定管理者と協議し、速やかな応援職員派遣ができるようにした。

### 4 課題と対応

こうした業務継続体制の確保については、各県立施設で策定する業務継続計画等において事前に検討する必要がある。

### 5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、即時応援が必要となる可能性もあることから、平時から各県立施設で策定する業務継続計画等を踏まえた職員応援派遣等の検討・見直しをする必要がある。



### 3 (2) 高齢者福祉施設等の感染対策及び支援策

#### 1 取組の概要

介護保険施設・事業所等においてもクラスターが発生し、入所施設においては感染者対応とサービス継続の両方が求められ、また、通所系事業所においてもサービスの休止を余儀なくされるなど、大きな影響を受けた。

重症化リスクが高い高齢者が多数生活する高齢者福祉施設等における感染の拡大を防止するとともに、感染者が発生した場合もサービスを継続できるよう、高齢者福祉施設等に対し、研修の実施や不足したマスク等の衛生用品の支給、感染防止対策に必要な経費の補助等の支援を行った。

#### 2 経過

R2. 2	高齢者施設等に向けた感染対策情報の周知開始
R2. 3	衛生用品の送付開始
R2. 6	新型コロナウイルス感染症下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業、介護施設等における感染拡大防止対策事業開始
R2. 8. 17	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金・慰労金）の申請受付開始（～R3. 2 末）
R2. 9	「面会ガイドライン」（第1版）発行
R3. 1. 27	「高齢者福祉施設での療養のしおり」（第1版）発行
R3. 2	高齢者施設従事者へのPCR検査開始
R3. 3. 1	高齢者施設等からの陽性者発生時の報告に日次報告 web フォーム導入
R3. 3. 25	福祉施設職員向け感染症対策研修用動画 DVD 配布
R4. 2	感染症対策職員育成研修開始
R4. 8	高齢者施設従事者への抗原検査キット配布（県購入分）

#### 3 取組詳細

##### (1) 感染拡大防止対策の周知・研修

###### ア 感染対策情報の周知

「介護情報サービスかながわ」サイト等を活用し、高齢者施設等に向けた感染対策等に関する情報の周知を令和2年2月から開始。

日々状況が変化する中、連続して発出される国・県の通知のポイントや、施設種別ごとの感染拡大防止対策をまとめた情報等も発信、周知を実施した。

###### イ 「高齢者福祉施設での療養のしおり（対応の手引き）」の作成

###### (ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、県内の病床がひっ迫していることから、高齢者福祉施設の入所者が感染した場合に、その病状等に応じて、当該施設での療養をお願いする上で、感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について、施設の管理者や職員の方むけに「しおり（手引き）」を作成した。

また、感染者が発生した場合に、迅速に感染拡大防止対策を徹底し、必要

## II 感染防止対策

な支援につなげるため、令和3年3月から日次報告 web フォームを導入し、施設と双方向で連絡を取り合い、対応することを可能とした。

### (イ) 作成・改定経過

令和3年1月27日	「高齢者福祉施設での療養のしおり」(第1版)
令和3年4月23日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第1版)
令和4年3月18日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第2版)
令和4年6月2日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第3版)
令和4年8月24日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第4版)
令和5年5月12日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」(第5版)
令和5年8月1日	「高齢者福祉施設における対応の手引き」 (第5版-補訂)

### ウ 「面会ガイドライン」の作成

#### (ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、高齢者施設等に対し、看取りなど緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限等をお願いしてきたが、一方で長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与え、ADLやQOLに悪影響を及ぼす恐れがあるので、感染拡大防止に努めるとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するために、「面会ガイドライン」を作成した。

#### (イ) 作成・改定経過

令和2年9月	「面会ガイドライン」(第1版)
令和3年7月	「面会ガイドライン」(第2版)
令和3年12月	「面会ガイドライン」(第3版)
令和4年8月	「面会ガイドライン」(第4版)

## エ 感染対策研修等

### (ア) 福祉施設職員向け感染症対策研修用動画DVD配布

#### a 事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、インターネット配信用に県で制作した映像データを、高齢者施設等の職員の空き時間に視聴できるようにDVD化してほしいという要望に応じて編集。DVDを作成、配布し、施設等での対応力向上を図った。

#### b 開始年月日

令和3年3月25日

#### c DVDの内容

- ・感染対策の基礎
- ・新型コロナウイルスの感染対策
- ・在宅でのPCR検体採取方法
- ・日常の感染対策～福祉施設職員編～
- ・高齢者施設内での「ゾーニング」の考え方

### (イ) 感染症対策職員育成研修

#### a 事業概要

高齢者施設等の職員を対象に感染症の基本知識や感染予防対策等の研修を実施し、新型コロナウイルス感染症等に関する知識を有する人材を育成することで、事業所自ら感染症予防や発生時に適切に対応できるよう、

## II 感染防止対策

施設等における感染症対応力を強化する。

b 令和3年度（委託先：公立大学法人神奈川県立保健福祉大学）

(a) 日程

- 1 クール～2月28日、3月2日、3月4日
- 2 クール～3月7日、3月9日、3月10日
- 3 クール～3月14日、3月16日、3月18日

(b) 実施方法

オンライン開催（ZOOM ミーティング）

(c) 研修内容

- 高齢者施設等における基本的な感染予防策
- 高齢者施設等において流行しやすい感染症への対策
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対策

(d) 受講者数

350名

c 令和4年度（委託先：公立大学法人神奈川県立保健福祉大学）

(a) 日程

- 10月24日～11月30日の期間にオンデマンドで講義を視聴。
- 感染防止技術演習として、12月1日、12月8日、12月16日に対面研修を実施。
- 研修動画のインターネット配信を実施。

(b) 実施方法

- オンデマンドで講義視聴
- 対面研修で感染防止技術演習
- 研修動画のインターネット配信

(c) 研修内容

- オンデマンド
  - ・高齢者施設等における基本的な感染対策
  - ・職員の健康管理
  - ・生活支援における感染防止技術
  - ・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対策
- 感染防止技術研修
  - ・高齢者施設等の事例を用いた演習（おむつ交換、吸引、食事介助の場面）
  - ・衛生的手洗い、適切な個人防護具の使用、N95マスク装着テスト
  - ・所属施設における感染対策の課題抽出、アクションプラン作成と発表、質疑応答

(d) 受講者数

- ・対面研修参加者 53名
- ・動画申込者 442名

### （2）衛生用品等の物的支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者を介助する際の日常的な使用や、感染拡大及びクラスターの発生を防止するために必要不可欠であるマスクや手袋、ガウン等の衛生用品が入手困難となった。その状況に対応するため、県で

## II 感染防止対策

衛生用品を一括購入の上、施設等への配布を行うとともに、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、施設等に迅速に衛生用品の配布を行うことで、施設内でのさらなる感染拡大やクラスター発生防止を図った。

### ア 取組の概要

(令和元～2年度)

マスク等が入手困難となり、また価格が高騰するなどの事態が生じたことから、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設等に対し、マスクや消毒液等の衛生用品を施設に配布した。

また、感染発生施設に対し、医療危機対策本部室と連携し、必要な衛生用品等を送付するとともに、新たに衛生用品等の不足が生じた場合等に備えて、必要数の3か月程度の備蓄を行った。

(令和3年度)

日常的に使用する衛生用品に係る支援として、国から各都道府県に対し、施設等での使用頻度が高いマスク及び手袋について、毎月一定数が配布され、保管配送委託により県から施設等への配布を行った。

また、2年度に引き続き、感染発生時等に必要な衛生用品に係る支援（備蓄用衛生用品の配布）として、マスク等衛生用品の保管配送に係る業務委託により、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、衛生用品の配布を行った。

(令和4年度)

令和3年度に引き続き、感染が発生した場合等に必要量を即日発送できるような体制を整え、衛生用品の配布を行った。

また、在庫不足が懸念されたN95マスク、アイソレーションガウンを追加購入したほか、使用期限が迫った備蓄物品について、希望する施設等への配送を行った。

### イ 実績

(令和2年度)

備蓄用購入	サージカルマスク 4,002,000 枚、ガウン 480,000 枚、N95 マスク 480,000 枚、フェイスシールド 180,000 枚、エタノール 50,400ℓ、手袋 13,800,000 枚
施設への送付	マスク 9,306,099 枚、ガウン 637,600 枚、手袋 50,993,000 枚、フェイスシールド 400,700 枚、消毒用アルコール 134,877ℓ 等

(令和3年度)

備蓄用購入※	N95 マスク 200,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 554,700 枚、ガウン 406,250 枚、N95 マスク 345,700 枚、手袋 1,093,600 枚、フェイスシールド 69,800 枚、エタノール 20,720 ℓ 等

※ ほか、医療危機対策本部からガウン 8 万枚譲受

(令和4年度)

備蓄用購入※	ガウン 280,000 枚、N95 マスク 200,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 2,877,300 枚、ガウン 261,050 枚、N95 マスク 324,340 枚、手袋 10,415,600 枚、フェイスシールド 37,100 枚、エタノール 27,060 ℓ 等

※ ほか、医療危機対策本部からガウン 10 万枚、N95 マスク 9.6 万枚譲受

### (3) 補助金等の支給

#### ア 支援金・慰労金の支給（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）

##### (ア) 取組の概要

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠である。感染による重症化リスクが高い高齢者への接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入した。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対し慰労金を支給した。

##### 【根拠】

- ・厚生労働省 令和2年5月15日付け老発0515第1号通知  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」
- ・厚生労働省 令和2年6月19日付け老発0619第1号通知  
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」の別添「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要項」
- ・令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金交付要綱

##### (イ) 事業内容

###### a 感染症対策の徹底支援（かかり増し経費）

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援。

##### 【支援対象】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなければ生じなかったかかり増し経費

（マスク、消毒液等の衛生用品、感染防止のために追加的に発生した時間外手当等の人件費や雇用経費等、タブレットや飛沫防止パネル等の備品）

###### b サービス再開に向けた支援（再開支援）

介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援。

###### ①利用者への再開支援への助成

##### 【支援対象】

サービス利用休止中の利用者への利用再開支援。

##### 【助成額】

1利用者あたり1,500円～6,000円

###### ②環境整備への助成

##### 【支援対象】

感染症防止のための環境整備の経費

（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、

## II 感染防止対策

### 内装改修費

#### 【助成額】

1 事業所あたり 20 万円を上限

- c 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給（慰労金）
- ・新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（20 万円）を支給。
  - ・上記以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（5 万円）を支給。

※対象期間：令和 2 年 1 月 15 日～6 月 30 日

※対象期間に 10 日以上勤務した者であること。1 日当たりの勤務時間は問わない。

※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算。

#### (ウ) 実績

(予算額)

- ・支援金 ①かかり増し経費：1,239,462,000 円  
②再開支援補助：1,518,689,000 円
- ・慰労金：14,270,674,000 円

(支給額)

	R 2	R 3	R 4
支援金（支出額）	8,559,054,000 円	799,388,103 円	0 円
支援金（返納金）※	0 円	137,096,956 円	16,063,243 円
慰労金（支出額）	10,459,233,940 円	1,486,000 円	0 円
慰労金（返納金）※	0 円	72,604,000 円	3,094,000 円

※支援金：未使用分を県に返還

※慰労金：重複申請による返納金が発生

#### イ かかり増し経費の補助

##### (ア) 取組の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかりまし経費等を補助する。

##### 【根拠】

新型コロナウイルス感染症下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

(令和 2 年度は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」)

##### (イ) 交付額・交付件数

令和 2 年度 76,502 千円 37 件

令和 3 年度 441,786 千円 56 件及び 4 市（政令市・中核市）

令和 4 年度 2,770,453 千円 192 件及び 4 市（政令市・中核市）

※令和 2 年度は、県所管域（政令市・中核市除く）への直接補助

※令和 3 年度以降は、県所管域の事業所への直接補助及び政令市・中核市への間接補助

※令和 3 年度発生分から、感染した入所者が施設内で療養した場合の経費が、施

## II 感染防止対策

設内療養費として補助対象となった。

### ウ 介護施設等感染拡大防止対策事業費補助（多床室の個室化、簡易陰圧装置導入、ゾーニング等環境整備）

#### （ア）取組の概要

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、地域医療介護総合確保基金のメニューや国庫交付金を活用し、

- ①多床室の個室化に要する経費
- ②簡易陰圧装置の設置に要する費用
- ③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備

に要する支援を行った。

①は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でコロナ対策として令和2年度拡充。令和3年度に基金事業に移管。②は令和2年度から、③は令和3年度から基金事業として実施。

#### （イ）実績

（令和2年度）

多床室の個室化	補助額 34,210,000 円（1 事業所） （補助額 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 600,856,000 円（162 事業所、424 台） （補助額 4,320 千円／室）

（令和3年度）

多床室の個室化	補助額 97,389,000 円（4 事業所） （補助上限 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 1,386,423,000 円（430 事業所、873 台） （補助上限 4,320 千円／室）
ゾーニング等環境整備	玄関室 補助額 32,310,000 円（8 事業所） （補助上限 100 万円／箇所）
	ゾーニング 25,000,000 円（7 事業所） （補助上限 600 万円／箇所）
	家族面会室 69,924,000 円（22 事業所） （補助上限 350 万円／施設）

（令和4年度）

多床室の個室化	補助額 258,307 円（8 事業所、270 床） （補助上限 978 千円／床）
簡易陰圧装置	補助額 557,189,000 円（244 事業所 387 台） （補助上限 4,320 千円／室）
ゾーニング等環境整備	玄関室 補助額 3,440,000 円（2 事業所） （補助上限 100 万円／箇所）
	ゾーニング 65,179,000 円（10 事業所） （補助上限 600 万円／箇所）
	家族面会室 422,681,000 円（251 事業所） （補助上限 350 万円／施設）

## II 感染防止対策

### エ 介護施設等へのロボット・ICT導入支援

#### (ア) 取組の概要

近い将来、高齢化社会のピークを迎え、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で生産年齢の介護人材の確保が困難となる。

こうした状況で、介護の質の確保・向上という課題に介護現場は直面することになる。こうした課題への方策の一つとして、介護現場でのロボット・センサー・ICTの活用は有効であり、地域医療介護総合確保基金のメニューを活用して実施している①介護ロボット（平成27年度から）②ICT（令和2年度から）各導入支援について、新型コロナウイルス発生による職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷の増加を踏まえ支援内容をさらに拡充し、更なる職員負担軽減や業務効率化を図った。

#### (イ) 実績

(令和2年度)

ロボット	補助額 161,422,000 円 (87 事業所、1,321 台)
ICT	補助額 117,161,000 円 (214 事業所)

(令和3年度)

ロボット	補助額 359,602,000 円 (77 事業所、2,705 台)
ICT	補助額 215,297,000 円 (236 事業所)

(令和4年度)

ロボット	補助額 359,036,000 円 (99 事業所、2,219 台)
ICT	補助額 202,496,000 円 (266 事業所)

#### (4) 介護従事者の検査支援

##### ア 高齢者施設等従事者へのPCR検査

令和3年2月2日付けの国の基本的対処方針改訂を受け、施設内の感染防止対策の強化と県内の医療体制の維持を目的とし、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者を対象として令和3年2～3月にPCR検査を実施した。

令和3年5月からは、(公財)日本財団と連携し、県内の医療提供体制を維持するため、高齢者が利用する施設等の従事者へのPCR検査を実施した。(令和4年4月まで)

##### イ 抗原検査キットの配布

#### (ア) 取組の概要

##### a 抗原検査キット購入・配送事業

上述アのPCR検査は連携先の(公財)日本財団から事業終了の意向が示された。そこで県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、重症化リスクの高い高齢者が入所する施設の従事者に対し、県において検査キットを購入し、配布した。

##### b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの要請(令和4年9月9日付事務連絡(高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更



## II 感染防止対策

なる推進について))を受け、県で集中的実施計画を策定し、集中的検査のために国から配布される抗原定性検査キットを施設等へ配布した。

### (イ) 実績

(抗原検査キット購入・配送事業)

対象地域	県域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者1人当たり入所10回分、通所・訪問5回分
購入個数	51万キット
配布時期	令和4年8月
配布か所	4,259か所

(集中的検査に係る抗原検査キットの配布)

対象地域	政令中核市及び保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者数×3回/週×12週（週2回の定期的な検査を実施）
配布個数	211万8千キット
検査期間	令和4年12月～令和5年1月
配布か所	3,170か所

## 4 課題と対応

### (1) 感染症対応力の向上

新型コロナウイルス感染症をめぐる課題として、高齢者や基礎疾患を有する方は重度化しやすいことが、科学的に明らかになってきたため、「高齢者福祉施設における療養のしおり」(第1版)を作成し、事前準備の重要性について、周知した。その後も、「高齢者福祉施設における対応の手引き」として、適宜改訂を繰り返してきた。

新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に見直され、ワクチン接種も進んできたところだが、ハイリスクの高齢者が生活する高齢者福祉施設での感染対策の重要性に変わりはなく、日頃から感染対策を行うとともに、感染発生時には適切な対応をとるなど、高齢者施設等におけるハード・ソフト両面で感染症対応力を高めることが重要である。

また、新型コロナ対応を通じ、高齢者施設等は、協力医療機関など、医療との連携強化を図ってきたが、今後も日頃からの医療・介護連携が進むよう取り組んでいく必要がある。

### (2) 利用者のADLやQOLの維持

感染対策の一方、高齢者施設等では面会を制限して、安全確保することによる利用者のADLやQOLの低下が課題となったため、県では「面会ガイドライン」を作成し、適宜改訂を繰り返してきた。

多くの高齢者にとって、家族との交流は、活力の源であり、ADLやQOLを維持するために、とても重要な役割をすることから、安全を確保した上での面会の実施を支援することは、引き続き大きな課題である。

### 5 将来に向けた教訓

#### (1) 衛生用品等の確保

今回のような突発的な衛生用品の入手困難の事態に対し、県においても衛生用品の入手ルートや保管配送に係るスペース確保が課題となった。

衛生用品については国から毎月一定程度配布されたものの、感染症や大規模災害発生時などへの備えとして、施設等において感染発生時に必要な衛生用品の備蓄を行うよう指導することで、衛生用品が突発的に不足するといった事態への対処や災害時の対応力強化に繋げていくこととしたい。

抗原検査キットについても個々の施設では入手が困難な状況が続いた。一括購入となると、予算確保（補正・流用）に係る調整や執行手続き（動産取得につき議決が必要となることもある）等で時間を要し、施設等実際に届けるまでは相応のタイムラグを見込む必要がある。事前の見通しをもった計画的な執行等が求められる。

また、今回は、時間がない中、全件配布するため、県が事業所の台帳システムから抽出したリストを基に配布を行ったが、施設等における検査への協力姿勢にばらつきがあり、苦情対応や、主に在宅系事業所の一時閉所・移転住所未反映に伴う宅配での受取不可への対応が相当量生じた。こうした事務負担に鑑み、各施設等への希望制によることも検討する余地があることに留意したい。

#### (2) 感染症対策研修

感染症の基本知識については動画やオンデマンド形式による講義で十分であるが、個人防護具の適切な使用方法や生活支援場面における対応方法等といった感染防止技術に関する内容については、対面による実践的な研修により理解を深めることが望ましい。

研修受講対象については、高齢者施設等において感染対策の指導的、中心的役割を担う中堅職員とし、正しい知識と技術を身に付けた人材を育成していくことが重要である。

3 (3) 障害福祉施設等の感染対策

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、民間障害福祉サービス事業所等の利用者や施設従事者が感染するなどして、利用者が適切な支援が受けられなくなることを避けるため、様々な対応・対策を実施した。

2 経過	
R2. 2	障害福祉施設等に向けた感染対策情報の周知開始
R2. 3	衛生用品の送付開始
R2. 11. 27	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金、慰労金）交付申請募集開始
R2. 12. 21	障害福祉施設等面会・外出外泊の手引き 作成・配付
R3. 1	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業開始
R3. 2	居住系の事業所の従事者を対象とした PCR 検査開始
R3. 3. 1	障害福祉施設等からの陽性者発生時の報告に日次報告 web フォーム導入
R3. 7	居住系の事業所の従事者向けに抗原検査キット配布開始
R3. 11	未就学の障害児が通所する施設の児童を対象に抗原検査キット配布開始
R4. 9	感染症対策及び感染症に関する業務継続計画 (BCP) の策定に関する研修事業開始
R5. 5. 24	新型コロナウイルス感染症障害福祉施設等における対応の手引き作成・配布

3 取組詳細

(1) 感染拡大防止対策の周知・研修

ア 感染対策情報の周知

「障害福祉情報サービスかながわ」サイト等を活用し、障害福祉サービス事業所等に向けた感染対策等に関する情報の周知を令和2年2月から開始した。

日々状況が変化する中、連続して発出される国・県の通知のポイントや、感染拡大防止対策をまとめた情報等も発信、周知を実施した。

また、感染者が発生した場合に、迅速に感染拡大防止対策を徹底し、必要な支援につなげるため、令和3年3月から日次報告 web フォームを導入し、施設と双方向で連携を取り合い、対応することを可能とした。

イ 障害福祉施設等面会・外出外泊の手引き

県では、感染防止の観点から、障害福祉施設等に対して、面会及び外泊、外出については原則として制限するよう周知してきた。一方で、長期間にわたる面会及び外出外泊制限は利用者や家族に心理的な負担を与え、利用者のQOLに悪影響を及ぼすおそれがあることや、年末年始を迎えるにあたり、ご家族や関係者からの面会や外泊、外出の相談が増加することを踏まえ、令和2年12月に国の通知等を参考に手引きを作成し事業所等へ送付した。

## II 感染防止対策

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類に見直されたことに伴い、引き続き、感染症対策を実施しながら事業を継続できるよう、障害福祉施設等における対応の手引きを作成し、事業所等に送付した。

### ウ 感染対策研修等

#### (ア) 事業概要

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象に、「障害者支援施設等における感染症対策及び感染症に関する業務継続計画（BCP）の策定に係る研修事業」として、県クラスター対策班職員による感染対策研修を実施し、新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識や感染対策、感染発生時の備えについて周知を図り、施設等での対応力向上を図った。

#### (イ) 実施年月日

- 令和4年9月28日（水）
- 令和4年10月19日（水）
- 令和4年10月27日（木）
- 令和5年2月9日（木）
- 令和5年2月27日（月）

※ オンライン開催

#### (ウ) 研修内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症とは
- ・ 感染対策
- ・ 事例紹介
- ・ 感染発生時への備え

### (2) 衛生用品等の物的支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者を支援する際の日常的な使用や、感染拡大及びクラスターの発生を防止するために必要不可欠であるマスクや手袋、ガウン等の衛生用品が入手困難となった。その状況に対応するため、県で衛生用品を一括購入し、または、国から各都道府県に対しマスク及び手袋の配布されたものを、県から施設等へ配布した。

(令和2年度)

備蓄用購入	サージカルマスク 198,500 枚、ガウン 17,000 枚、フェイスシールド 9,320 枚、エタノール 801ℓ、手袋 108,000 枚
施設への送付	マスク 1,506,800 枚、ガウン 135,950 枚、手袋 4,028,600 枚、フェイスシールド 69,280 枚、消毒用アルコール 8,150ℓ 等

(令和3年度)

備蓄用購入	N95 マスク 105,100 枚、サージカルマスク 131,000 枚 エタノール 410ℓ、手袋 100,000 枚、ガウン 7,000 枚 フェイスシールド 1,000 枚
施設への送付	サージカルマスク 729,000 枚、手袋 5,791,000 枚

(令和4年度)

施設への送付	サージカルマスク 48,900 枚、ガウン 6,100 枚、手袋 338,000 枚 等
--------	--

### (3) 補助金等の支給

#### ア 支援金・慰労金の支給（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）

##### (ア) 取組の概要

障害福祉サービスは障がい児者やその家族の生活を支えるために不可欠なものである。最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービスを再開し、継続的に提供するための支援を行った。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員に対し慰労金を支給した。

##### 【根拠】

- ・厚生労働省 令和2年6月25日付け障発0625第2号通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」
- ・令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付金交付要綱

##### (イ) 事業内容

###### a 感染対策徹底支援（かかり増し経費）

感染症対策を徹底した上で障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援。

###### b 感染症防止のための環境整備の経費

###### c 障害福祉施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給（慰労金）

- ・新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（20万円）を支給。
- ・上記以外の施設・事業所に勤務し、利用者と接した職員に対して慰労金（5万円）を支給。

※対象期間：令和2年1月15日～6月30日

※対象期間に10日以上勤務。1日当たりの勤務時間は問わない。

※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算。

##### (ウ) 実績（令和2年度のみ）

###### (支給額)

a 支援金（かかり増し経費）	1,419,033,000円
b 支援金（環境整備の経費）	510,016,000円
c 慰労金	2,525,550,000円

#### イ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

##### (ア) 取組の概要

国の補助金を活用し、障害福祉施設等が新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合にも必要な障害福祉サービス等を継続して提供できる

## Ⅱ 感染防止対策

よう、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等を補助した。

### 【根拠】

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱

#### (イ) 事業内容

##### a 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

##### b 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

#### (ウ) 実績

令和2年度	17 事業所	9,329,000 円
令和3年度	488 事業所	31,472,000 円
令和4年度	305 事業所	58,221,000 円

#### (4) 検査支援

##### ア 居住系の障害福祉施設等の従業者を対象とした PCR 検査

令和3年2月2日付けの国の基本的対処方針改訂を受け、施設内の感染防止対策の強化と県内の医療体制の維持を目的とし、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従業者を対象として PCR 検査を実施することとした。

障害福祉施設等に対しては、地域の感染状況を踏まえながら、令和3年2月、5月、7月にPCR検査を集中的に実施した。

#### イ 抗原検査キットの配布

##### (ア) 取組の概要

##### a 抗原検査キットの配布

###### (a) 令和3年7月～

居住系の事業所の従業者向けに、陽性者の早期発見を目的に国から配布

###### (b) 令和3年11月～

未就学の障害児が通所する施設の児童を対象に、1名あたり2セットを国から配布

##### b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの要請(令和4年9月9日付事務連絡(高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施の更なる推進について))を受け、県で集中的実施計画を策定し、集中的検査のために国から配布される抗原定性検査キットを施設等へ配布した。

#### (イ) 実績

##### a 抗原検査キットの配布

## II 感染防止対策

(a) 令和3年7月～

対象地域	全県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）
対象施設	障害者支援施設、障害児入所施設、障害者グループホーム
配布基準	1施設当たり10回分
配布個数	約9,500セット
配布時期	令和3年7月～
配布か所	約950か所

(b) 令和3年11月～

対象地域	全県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）
対象施設	児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）
配布基準	児童1名あたり2セット
配布個数	約13,000キット
配布時期	令和3年11月～
配布か所	約600か所

b 集中的検査に係る抗原検査キットの配布

対象地域	政令中核市及び保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内
対象施設	入所施設及び通所・訪問系事業所
配布基準	従事者数×3回/週×12週（週2回の定期的な検査を実施）
配布個数	138万4千キット
検査期間	令和4年12月～令和5年2月
配布か所	1,214か所

### 4 課題と対応

小規模な法人が運営するグループホーム等で職員に感染が広がり、出勤できず支援の継続が困難となるケースがあり、県の調整により近隣の法人から応援を受け入れることで支援を継続した。比較的規模の大きな法人においては、法人内で応援体制を整備することができるが、小規模な法人においては法人内での体制整備が難しい場合があり、他法人から協力を受けることを想定する必要がある。

こうした業務継続体制の確保については、各事業所等で策定する業務継続計画等において事前に検討する必要がある。

### 5 将来に向けた教訓

障害福祉サービス事業所等において感染が蔓延することにより、通所者や入所者の感染等の直接的な影響だけでなく、支援者である職員が感染、または濃厚接触者となること等により職員が不足することで、障害福祉サービスの提供が制限され、通所者や入所者への間接的影響が生じた。

感染症の拡大により事業所等が単独で対応することが困難となる場合があり、地域内の協力が欠かせないことから、平時から地域内の事業所等との協力体制を検討しておく必要がある。

3 (4) 児童関係施設（保育所を除く）

【感染対策の通知等】

1 感染拡大防止対策の通知・周知等

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、児童養護施設の入所者が感染した場合に、感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について、通知等を発出した。

(2) 子ども家庭課から児童養護施設宛てに発出した通知等

日付	通知区分	通知名（件名）
令和2年1月24日	課長通知	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る協力依頼について
令和2年4月6日	局長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策の徹底について
令和2年4月7日	事務連絡	「児童福祉施設での新型コロナウイルス発生時の連絡体制」について
令和2年4月7日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における対応のポイントについて（令和2年4月7日現在）
令和2年4月15日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における対応のポイントについて（令和2年4月15日現在）
令和2年6月5日	局長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策の継続について
令和2年7月31日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策継続下における児童の外出・外泊について
令和2年12月18日	課長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について
令和3年4月7日	メール	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について（別紙の一部修正）
令和3年4月16日	メール	まん延防止等重点措置に係る協力のお願について
令和3年4月26日	メール	まん延防止等重点措置に係る協力のお願について
令和3年8月26日	課長通知	児童養護施設等への抗原簡易キットの配布事業について
令和3年12月21日	課長通知	新型コロナウイルス感染症に対する児童福祉施設における感染拡大防止対策について（別紙の改訂）
令和4年1月11日	メール	PCR等の無料検査の開始について
令和4年12月13日	課長通知	生後6か月以上4歳以下の児童養護施設等入所児童における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについて
令和5年4月27日	知事通知	新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う県の対応について
令和5年4月27日	メール	令和3年12月21日通知の廃止連絡

※ その他、国からの通知・事務連絡等、県コロナ対策本部からの通知・事務連絡等は随時提供を行った。

【補助金交付】

1 取組の概要

令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び「令和2年度補正予算案」が閣議決定されたことを踏まえ、国から児童養護施設等に対する財政措置等が示され、①児童養護施設等内で感染が疑われる者が発生した場合に、施設内での感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる物品等の消毒に必要な費用や、②新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を行う改修工事が補助対象とな



## II 感染防止対策

った。

本県では、この国庫補助を活用して、令和元年度から令和5年度まで、県内の児童養護施設等に対して補助を行った。

2 経過	
令和2年4月	補正予算計上
令和2年6月	補正予算計上
令和3年2月	補正予算計上 ※令和3年度へ繰り越し
令和4年度	当初予算計上
令和5年度	当初予算計上

### 3 取組詳細

#### (1) 補助事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、入所児童等のための衛生用品の購入費や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化を行う改修工事等に対して補助を行った。

#### (2) 対象経費

○ 児童養護施設等のマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入費、児童養護施設等における個室化に要する改修費及び職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費等)等を補助対象とするもの。

○ 補助基準額：1か所当たり最大800万(令和5年度改正前)

#### (3) 対象施設

児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム等

#### (4) 当初予算額の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和2年度 2月補正(※)	令和4年度 当初	令和5年度 当初
児童養護施設等感染症対策費補助	125,654	44,000	12,000	12,500

※2月補正予算の計上に伴い繰越明許費(44,000千円)を計上

#### (5) 実績額の推移

次のとおり、県所管の児童養護施設等に対して補助を行った。

(単位：千円)

施設区分	R元	R2	R3	R4	R5※
① 乳児院	0	440	8,000	1,107	1,189
② 児童養護施設	116	51,631	11,340	24,754	3,512
③ 地域小規模児童養護施設	2	2,026	1,542	2,129	144
④ 自立援助ホーム	0	695	1,551	1,768	190
総計	118	54,792	22,433	29,758	5,035

※R5のみ交付決定額

## II 感染防止対策

### 4 課題と対応

感染対策に全力を尽くしたが、新型コロナウイルス感染症り患者の発生状況は次のとおりであった。

年度が進むにつれ、施設数、感染者数ともに増加した。

年度	施設数（延べ）			感染者数（延べ）					
	計	うち 県立 施設	うち 民間 施設	職員			児童		
				計	うち 県立 施設	うち 民間 施設	計	うち 県立 施設	うち 民間 施設
令和2年度	1	0	1	1	0	1	1	0	1
令和3年度	61	13	48	74	16	58	69	6	63
令和4年度	162	56	106	153	62	91	255	31	224
合計	224	69	155	228	78	150	325	37	288

※国への報告として記録が残っている令和5年3月20日分までの集計結果。

※「県立施設」とは、平塚・厚木・大和綾瀬児童相談所の一時保護所、おおいそ学園及び子ども自立生活支援センターの6施設のこと。

### 5 将来に向けた教訓

補助金を活用したスキームは、補正予算の編成や、事業者からの申請手続き等に時間が掛かることから、緊急時の対応としてはもどかしいものがあった。

施設に対しては、児童保護措置費を交付しており、このスキームを活用すれば、即応性が増すことから、感染症対策費用を措置費のなかにビルトインする仕組みを国に提案することも考えられる。

### 6 その他

県立施設（各児童相談所、おおいそ学園及び子ども自立生活支援センター）にあつては、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合の対応方針を作成し、その方針に基づき感染症対策を行った。

3 (5) 保育関係施設

1 取組の概要

令和2年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県では、国や市町村と連携して、臨時休園への対応、保育所等が講じる感染拡大防止対策への支援、業務継続支援などに取り組み、保育所等への影響を最小限にとどめるよう努めた。

2 経過・取組詳細

(1) 臨時休園への対応

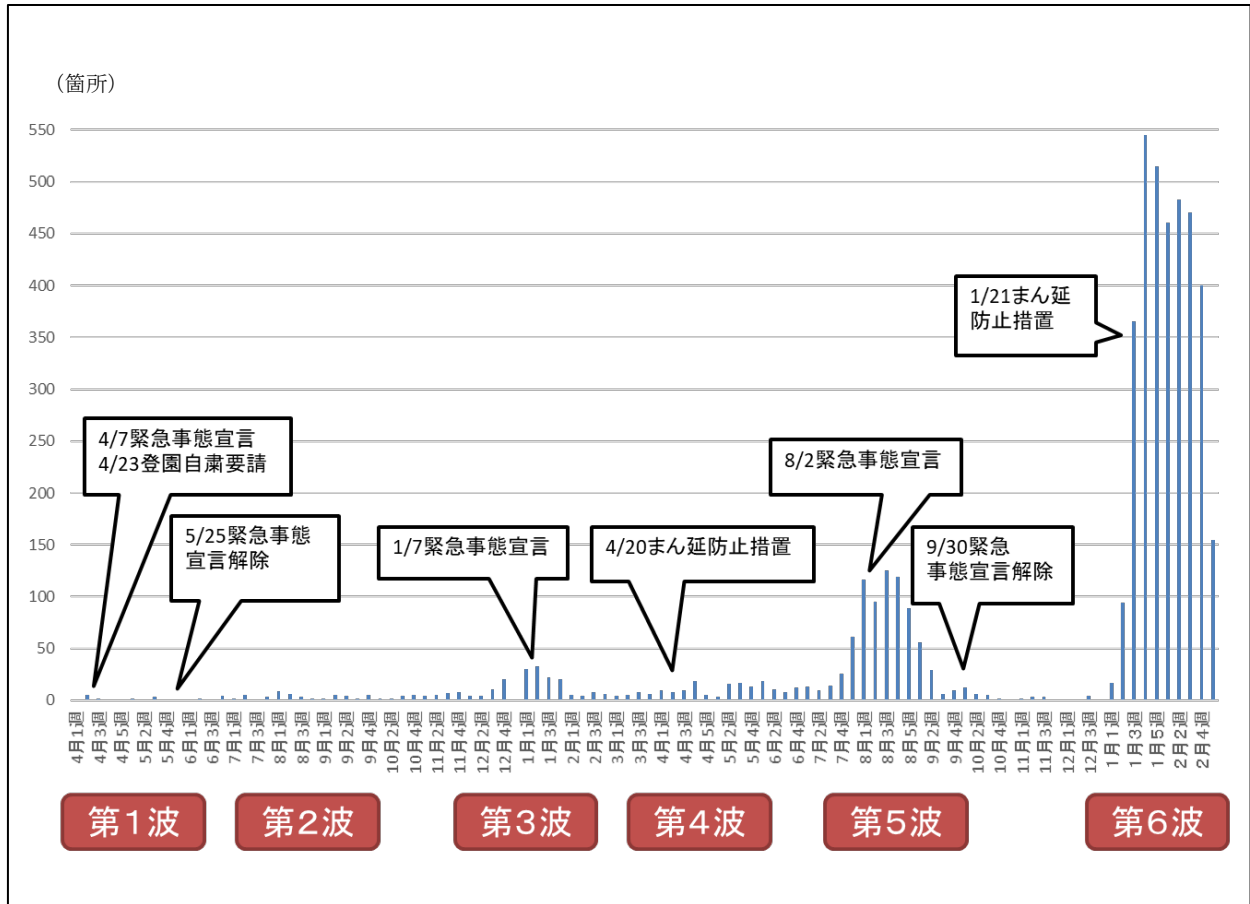
令和2年始め頃から中国湖北省武漢市から感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症に対し、国は、保育所等における臨時休園の対応について、次の通り、方針を示してきた。

県では、国の方針に基づいた対応について、市町村に通知した。

また、令和4年始め頃からの、オミクロン株による急激な感染拡大に伴って臨時休園する保育所等が急増してきたことから、県として、保育所等における臨時休園等の対応を整理し、令和4年2月18日に市町村に通知した。

年月日	国・県等の取組	コロナ対策全般
R2. 2. 18	[国] 市区町村に対し、保育所等に <b>臨時休園等を要請</b> するよう依頼	
R2. 2. 25	[国] 感染した子どもが保育所等を利用していた場合、 <b>市区町村は速やかに臨時休園を判断</b> するよう依頼	
R2. 2. 27	[国] 学校が一斉休業を行う中においても、 <b>原則として開所</b> するよう要請	
〃	[国] 臨時休園中の保育料の減額を依頼	
R2. 4. 7	[国] 緊急事態宣言の発出を受け、 <b>規模を縮小して開所又は臨時休園の検討</b> を要請	R2. 4. 7 緊急事態宣言発出 R2. 5. 25 緊急事態宣言解除
R2. 6. 17	[国] 臨時休園しても通常どおり運営費を給付する	
R3. 1. 7	[国] 緊急事態宣言中でも <b>原則開所することを要請し、登園自粛は求めない</b>	R3. 1. 7 緊急事態宣言発出 R3. 3. 21 緊急事態宣言解除
R4. 2. 18	[県] 原則開所し、感染者が発生しても <b>濃厚接触者の特定や登園自粛を要請しない</b> 方針を決定	R3. 4. 20 まん延防止措置の実施 R3. 8. 2 緊急事態宣言発出 R3. 8. 22 まん延防止措置の終了 R3. 9. 30 緊急事態宣言解除 R4. 1. 21 まん延防止措置の実施 R4. 3. 21 まん延防止措置の終了

### 【参考】神奈川県保育施設の臨時休園の推移



### (2) 感染拡大防止対策への支援

保育所等において、感染症対策を徹底し、感染症に対する強い体制を整えるため、保育所等へマスクや消毒液等を配布するとともに、保育所等の衛生用品の購入等の経費や施設の改修費用等に補助を行った。

#### <マスク・手袋・消毒液・抗原検査キットの配布>

##### 【マスク】

- ア 令和2年3月18日 国が布製マスクを県内保育所等に配布
- イ 令和2年4月20日 県が購入したマスク1万枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- ウ 令和2年9月15日 県に寄付されたマスク12万枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- エ 令和2年8月～令和4年3月  
国から県に配布されたマスク95万3千枚を、29市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等に配布
- オ 県が購入及び県に寄付されたマスクを認可外保育施設に配布
  - ・第1弾 令和2年5月25日 418施設 購入分7万枚を配布
  - ・第2弾 令和2年8月26日 163施設 寄付分7.3万枚を配布
  - ・第3弾 令和2年11月19日 174施設 寄付分12.3万枚を配布

##### 【手袋】

## Ⅱ 感染防止対策

令和2年10月～令和4年3月 国から県に配布された手袋 408万8千枚を県内29市町村（政令市・中核市を除く）に配布

### 【消毒液】

国が構築した優先供給の仕組みにより調達した消毒液を認可外保育施設に配布

- ・第1弾 令和2年6月25日 111施設 購入分569リットルを配布
- ・第2弾 令和2年9月23日 163施設 購入分721リットルを配布
- ・第3弾 令和2年11月20日 155施設 購入分1,250リットルを配布

### 【抗原検査キット】

- ・第1弾 令和3年9月13日  
県内33市町村の各保育所等に、国から配布された1児童あたり2キットの抗原検査キットを配布開始
- ・第2弾 令和3年10月13日  
県内33市町村の各保育所等に、国から配布された従事者向け1施設あたり10キットの抗原検査キットを配布開始
- ・第3弾 令和4年3月18日  
県内33市町村の各保育所等に、県が購入した、児童用として児童5人当たり3キット、職員用として1施設当たり3キット計65,000キットを配布
- ・第4弾 令和4年11月21日  
県内26市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する施設等を除く）の希望のあった各保育所等に、国から提供された1施設あたり従事者数×3回×12週分、計612,000キットの抗原検査キットを配布

### （3）業務継続支援

コロナ禍においても、保育所等が業務を継続できるよう、登園自粛による利用児童数の減少などがあっても、原則として開所していたものとして、運営費の給付を行った。

また、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な消毒や清掃を行うための時間外勤務手当等（かかり増し経費）への補助を行った。

#### <公定価格等の対応>

ア 令和2年2月27日

5日を超えて臨時休園等した場合の保育料は、以下の式により軽減する

「0～2歳児の月額保育料×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25」

イ 令和2年6月17日

(ア) 公定価格等の取扱いについて

臨時休園等を行っている保育所等については、通常の開所していた状態に基づき、運営費の給付を行うこととした。

(イ) 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

## II 感染防止対策

労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応を求めることとした。

なお、「適切な対応」とは、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、給付された運営費に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応を求めるものとした。

### <かかり増し経費に対する補助>

職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費※）に対する補助を行った。

※ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割増賃金、非常勤職員を雇上した場合の賃金など

### <感染防止対策・業務継続支援に関する補助金のメニュー>

年度	事業名	事業内容	負担割合	対象施設	決算額 (当初予算額)
R 2	保育所等感染拡大防止対策費補助(国庫)	保育所等に対する衛生用品の購入費等を補助	国 10/10	保育所等※ 認可外保育施設	30億8,813万円 (41億2,557万円)
	認可外保育施設支援事業費	認可外保育施設が保護者に返還する保育料相当額を補助	県 10/10	認可外保育施設	143万円 (-)
R 3	認可外保育施設感染症対策費補助(国庫対象)	認可外保育施設に対する衛生用品の購入費等を補助	県 1/2 国 1/2	認可外保育施設	4,451万円 (5,706万円)
R 4	認可外保育施設感染症対策費補助(国庫対象)	同上	県 1/2 国 1/2	認可外保育施設	4,069万円 (1億150万円)
	感染症対策事業費補助	保育所等において必要な改修や設備の整備等を行う市町村に対し、その費用を補助	県 1/3 国 1/3 市町村 1/3	保育所等※	2,376万円 (6,217万円)

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所

#### (4) その他

- 令和2年5月、県所管の認可外保育施設（施設 約260か所、ベビーシッター 約160人）に対し、個別に電話連絡を行い、衛生用品の入手状況・県の取組み等を説明
- 保育士等のスキル向上を目的とした保育エキスパート等研修では、特別講座※を開設するとともに、令和2年10月からオンライン研修を開始
- その他、施設・職員の方からの意見・要望に対する個別回答や感染発生状況の市町村への定期報告を行った。

※ 特別講座の概要

○日程：令和2年11月4日～令和3年3月31日

○実施方法：研修動画のインターネット配信

○研修内容：日常の衛生管理、飛まつ・接触感染対策、発生時の心構え等

### 3 課題と対応

臨時休園への対応では、保育所等において多数の発症者がいる場合は、感染拡大防止の観点から、保育所等へ臨時休園を求めるべきだが、医療従事者等の社会機能

## Ⅱ 感染防止対策

を維持する者等が働くことができるよう開所すべきという意見も強く、感染症の特性や拡大状況を勘案しながら、臨時休園・登園自粛要請・原則開所などを判断しなければならず、保育所等及び市町村は難しい判断を迫られた。

特に、感染者が発生した場合の保護者への説明について、感染者が特定されないよう情報提供を限定的にする園が多かったが、保護者に不安を残すこととなり情報提供の方法には日々現場で悩みながら対応を続けた。

臨時休園する際にも、保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の特定に日時を要し、休園期間が延びてしまい、医療従事者の欠勤者が増加する事態となった。

児童や保育士がマスクをすることでお互いの表情が読み取りづらくなり、発達への影響が懸念されるとともに、マスクの着脱について様々な考え方があり、保護者対応に苦慮した。

マスク・抗原検査キット等の衛生用品の配布については、保育所等の所在地、利用児童数、職員数等について、市町村経由で入手する必要があるため、配布まで時間を要し、情報把握に課題を残した。

保育所等の認可施設の運営費は、登園自粛・臨時休園等が発生しても、原則として開所していたものとして通常通り給付されたが、保護者からの保育料を主な収入源とする認可外保育施設には大きな影響が生じた。

感染対策として、日常の保育や行事が大きく制約を受けた上、日常的な消毒や換気など新たに発生した業務が保育士を肉体的に疲弊させ、感染が疑われる児童に対しても身体的接触は免れない上、「自分が感染して子どもたちにうつしてはいけない」と職場以外でも外出や外食を控えるなど、精神的にも大きな影響があった。

### 4 将来に向けた教訓

- ・ 各保育所で感染症マニュアルを見直し、感染症の拡大により保健所が機能不全になった場合も対応できるよう、臨時休園を行う場合の判断基準の明確化、期間や保護者への情報提供の方法、感染防止対策などについて普段から備えておくべきである。
- ・ 県や市町村は、迅速に衛生用品を配布できるよう、各保育所の情報を把握する方法を確立するべきである。

3 (6) 放課後児童クラブ

1 取組の概要

令和2年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県では、国や市町村と連携して、臨時休所への対応、放課後児童クラブが講じる感染拡大防止対策への支援、業務継続支援などに取り組み、放課後児童クラブへの影響を最小限にとどめるよう努めた。

2 経過・取組詳細

(1) 臨時休所への対応

令和2年始め頃から中国湖北省武漢市から感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症について、次の通り、国から保育所、放課後児童クラブ等における対応について方針が示された。

県では、国の方針に基づいた対応について、市町村に通知した。

年月日	国・県等の取組	コロナ対策全般
R2. 2. 18	[国] 市区町村に対し、放課後児童クラブ等に <b>臨時休所等を要請</b> するよう依頼	
R2. 2. 25	[国] 感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、 <b>市区町村は速やかに臨時休所を判断</b> するよう依頼	
R2. 2. 27	[国] 学校が一斉休業を行う中においても、 <b>原則として開所</b> するよう要請  ※開所時間を長期休暇に準じ1日8時間とするなど、柔軟な対応を要請	
R2. 4. 7	[国] 緊急事態宣言の発出を受け、 <b>規模を縮小して開所又は臨時休所の検討</b> を要請	R2. 4. 7 緊急事態宣言発出
R2. 4. 16	[国] 運営費については、臨時休所した場合も開所していたものとして補助する	
R3. 1. 7	[国] 緊急事態宣言中でも <b>原則開所することを要請し、登所自粛は求めない</b>	R2. 5. 25 緊急事態宣言解除  R3. 1. 7 緊急事態宣言発出 R3. 3. 21 緊急事態宣言解除 R3. 4. 20 まん延防止措置の実施 R3. 8. 2 緊急事態宣言発出 R3. 8. 22 まん延防止措置の終了 R3. 9. 30 緊急事態宣言解除 R4. 1. 21 まん延防止措置の実施 R4. 3. 21 まん延防止措置の終了

(2) 感染拡大防止対策・業務継続への支援

放課後児童クラブにおいて、感染症対策を徹底し、感染症に対する強い体制



## Ⅱ 感染防止対策

を整えるため、マスクや抗原検査キット等を配布するとともに、感染防止策を図るために必要な経費や、コロナ禍においても業務を継続できるよう必要な経費の補助を行った。

### <マスク・手袋・抗原検査キットの配布>

#### 【マスク】

- ア 令和2年3月18日 国が布製マスクを県内保育所等に配布
- イ 令和2年9月15日 県に寄付されたマスクを、県内29市町村（政令市・中核市を除く）を通じて放課後児童クラブに配布
- ウ 令和2年8月～令和4年3月 国から県に配布されたマスクを、県内29市町村（政令市・中核市を除く）を通じて放課後児童クラブに配布

#### 【手袋】

令和2年10月～令和4年3月 国から県に配布された手袋を県内29市町村（政令市・中核市を除く）に配布

#### 【抗原検査キット】

- ア 令和3年10月13日 県内33市町村の放課後児童クラブに、国から配布された従事者向けの抗原検査キットを配布開始
- イ 令和4年11月21日 県内26市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する施設等を除く）の放課後児童クラブに、国から提供された1施設あたり従事者数×3回×12週分、計108,680キットの抗原検査キットを配布

### <補助金のメニュー>

年度	事業名	事業内容	負担割合	対象施設	決算額 (当初予算額)
R2	地域子ども・子育て支援交付金事業費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の臨時休業により午前中から開所するための経費等を補助</li> <li>・ 臨時休所した場合の日割利用料を保護者へ返還した場合等の経費を補助</li> <li>・ 感染症対策に必要な経費等（かかり増し経費やマスクの購入費等）を補助</li> </ul>	県 1/3 国 1/3 市町村 1/3	放課後児童クラブ	4億7,936万円 (7億1,794万円)
R3	保育所等感染対策費				5億765万円 (6億675万円)
R4	同上				5億3,377万円 (5億6,314万円)

※決算額等には、利用者支援事業等の他の地域子ども・子育て支援事業を含む。

### (3) その他

- ・ 放課後児童支援員の資質向上を目的とした放課後児童支援員等資質向上研修では、令和2年度より、集合研修に加え、感染防止対策としてオンライン形式による研修も実施した。(令和2、3年度：eラーニング、令和4年度：ZOOM)

## Ⅱ 感染防止対策

- ・ 放課後児童支援員の資格取得を目的とした放課後児童支援員認定資格研修では、令和4年度より、集合研修に加え、感染防止対策としてオンライン形式（ZOOM）による研修も実施した。

### 3 課題と対応

放課後児童クラブは、保育所等と同様、医療従事者等をはじめとした保護者の就労を支えるため、原則開所を要請されていることから、感染症の特性や拡大状況を勘案しながら、臨時休所・登所自粛要請・原則開所などを判断しなければならず、クラブ及び市町村は難しい判断を迫られた。

また、クラブで勤務する職員は、感染防止対策を徹底しつつ、事業を継続する必要があるため、日常の保育や行事が大きく制約を受けた上、日常的な消毒や換気など新たに発生した業務による負担の増加や、感染が疑われる児童に対しても身体的接触は免れない上、「自分が感染して子どもたちにうつしてはいけない」と職場以外でも外出や外食を控えるなど、精神的にも大きな影響があった。

特に、令和2年2月からの小学校の臨時休業の際には、春休み以外の期間に午前中から開所し児童を長時間預かる必要が出たため、各クラブでは人員配置等の対応に苦慮した。

マスク・抗原検査キット等の衛生用品の配布については、クラブの所在地等について、市町村経由で入手する必要があるため、配布までに時間を要し、情報把握に課題を残した。

クラブの運営費について、臨時休所した場合も開所していたものとして補助するなどの対応は取られたが、クラブによっては、預け控えなどによる児童数の減少等による影響が生じた。

### 4 将来に向けた教訓

- ・ 放課後児童クラブ運営指針にあるとおり、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝え、理解と協力が得られるようにしておく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応では、感染拡大予防のため、迅速な対応が求められた。前例のない不測の事態に対応するためには、国・市町村等の関係機関との緊密な連携と、迅速さが非常に重要である。

### 3 (7) 保護施設等

#### 1 取組の概要

各施設・事業所等において感染拡大を防止するためのマスク等の衛生用品の入手が困難になったことから、卸・販社からの一括購入等により、指定都市、中核市を除く県所管域の救護施設、無料低額宿泊所、生活困窮世帯の子どもの学習支援教室、一時生活支援施設（以下「保護施設等」という。）に配付した。

また、感染症が発生した保護施設等の消毒経費及び多床室の完全個室化に要する改修工事費に対する補助並びに救護施設職員への慰労金の支給などを実施した。

2 経過	
R2. 4	4月補正実施（衛生用品等の購入費等）
R2. 6	民間企業から布マスクの寄付（約16万枚）があり、保護施設等に配付
R2. 8～	6月補正実施（衛生用品等の購入費等） 8月頃からマスク、消毒液の購入が可能となりはじめ、以降、県で購入し、保護施設等に定期的に配付
R2. 11	民間企業から不織布マスクの寄付（約10万枚）があり保護施設等に配付
R3. 3	2月補正実施（衛生用品等の購入費等）

#### 3 取組詳細

##### (1) 保護施設等に対する衛生用品等の配付（令和2年度）

対象施設	救護施設（1箇所）、無料低額宿泊所（60箇所）、生活困窮世帯子どもの学習支援教室（4保健福祉事務所、12市）、一時生活支援施設（県所管施設5箇所、4市）
配付実績	マスク 約107万枚（購入81万枚、民間寄付26万枚） 消毒液（1ℓ）約3千本（購入） ビニール手袋 約12.5万枚（購入11.8万枚、国寄付7千枚） 防護服、防護エプロン、非接触体温計、アクリルパーテーションなど
支出額	1,706万円

##### (2) 保護施設等における施設消毒費の補助（令和2年度・令和3年度）

対象施設	救護施設、無料低額宿泊所、生活困窮世帯子どもの学習支援教室、一時生活支援施設
補助実績	令和2年度 無料低額宿泊所 1施設 令和3年度 無料低額宿泊所 2施設
支出額	令和2年度 49万円（国庫10/10） 令和3年度 55万円（国庫3/4）

##### (3) 救護施設職員慰労金支給事業（令和2年度）

救護施設等において、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があるため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給した。

## II 感染防止対策

支出額 424 万円（国庫 10/10） 対象 1 施設 84 人

### （4）多床室個室化改修費補助（令和 2 年度）

壁が天井まで達していない間仕切りなどで部屋が仕切られている簡易個室を有する無料低額宿泊所（1 施設）の個室化改修工事費の一部を補助した。

支出額 233 万円

### （5）保護施設等事業継続支援（令和 3 年度）

救護施設（1 施設）における感染症対策のかかり増し経費を支援した。

支出額 50 万円

## 4 課題と対応

令和 2 年 8 月頃までの間、マスク等の衛生用品の入手が困難となり、各施設・事業所において、クラスター発生への懸念が高まった。

民間企業から県に寄付されたマスクを、保護施設等へ配付して対応した。

## 5 将来に向けた教訓

各保護施設等において、平時から、1 箇月分程度の衛生用品のストックが必要である。

### 3 (8) 女性保護・支援

#### 【共生推進本部室及び女性保護施設の取組】

#### 1 取組の概要

DV 被害者支援については、感染症のまん延状況下においても、被害者に対する相談支援や一時保護を継続して実施する必要があるため、入所施設で感染を拡大させないための感染症対策を行った。

さらに、宿泊療養施設の利用や給付金の受給、ワクチン接種等について、DV 避難者及び女性保護施設利用者の情報が秘匿され、安全が守られるよう対応の調整を行った。

また、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や経済状況悪化による失業等で家庭内暴力の発生やその深刻化が懸念されたため、被害者に対する支援が希薄にならないよう対応を行った。

#### 2 経過

R2.5	かながわ DV 相談 LINE 相談体制拡充
R2.12	公共交通機関及びインターネットでの広報実施 (～R3.3)
R3.8	かながわ女性の不安・困りごと相談室開設

#### 3 取組詳細

##### ア 感染者発生時対応についての検討

##### イ 感染症対策物品調達

##### ウ DV 相談窓口の対応

外出自粛や学校休校等の影響により、家族が長時間ともに過ごすことで、電話等による相談がしづらい状況にあったため、SNS を利用した DV 相談窓口を拡大 (週 2 日→週 4 日) するとともに、DV の意識啓発や相談窓口周知を図った。

##### エ かながわ女性の不安・困りごと相談室の開設

生活が苦しい、外出自粛で社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える女性が電話・面接・訪問・LINE で相談でき、同行支援を行う窓口を設置した。

##### オ 困難を抱える女性支援団体支援

運営基盤が脆弱な女性支援団体に対して支援金を支給し、新型コロナウイルス感染症対策のほか、コロナ禍で深刻化が懸念される DV 被害者等の支援活動の継続を援助した。

#### 4 課題と対応

##### 感染症予防の観点からの事業の変更

感染症がまん延する中で、女性保護施設においては、対面接触する機会を減らすことや三密を避けることに留意し、各種行事や利用者 (入所者・退所者) や職

## II 感染防止対策

員が交流する機会を縮小した。また、対面ではなく通信機器を活用する方法に切り替えるなどにより、感染予防に努めた結果、施設内での感染拡大は一定程度で抑えることができた。

なお、こうした中でも、感染症により突然失業し、困窮する退所者に対して、生活の再建ができるよう福祉事務所や職業安定所への相談につなげた。

### 5 将来に向けた教訓

感染症対策と感染予防に必要な衛生用品（消毒液等）や物品等について、施設運営に支障が起きないように、状況に応じた在庫数を確保しておく必要がある。

女性保護施設における安全対策マニュアル（感染症対応等）については、状況に応じた見直しが必要になるため、今後も国等から発表される新型コロナウイルスに関する情報を注視し、適時に確認と見直しを行っていく。

### 【女性相談所の取組】

#### 1 取組の概要

女性相談所は、暴力被害者等に対して、売春防止法や DV 防止法等による緊急一時保護を行う施設である。感染症によるクラスター等で受入れ不能となることを回避し、その機能を維持していく必要があることから、感染拡大防止に向けた取組み及び運営の維持に努めた。

#### 2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定
R2. 4. 13	本庁との打合せ ・新型コロナウイルス感染症が疑われる方の入所依頼に対する対応、濃厚接触者の入所依頼に対する対応、当所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等を協議した。
R2. 4. 15 ～	女性相談所における新型コロナウイルス感染症対策を取り決めた。 (以降、本県の基本方針や関係通知等の発出状況により適宜見直し)
R4. 8. 10 ～	抗原検査キットを常備し、所での検査が可能となった。

#### 3 取組詳細

##### (1) 一時保護依頼時

- ・一時保護依頼時の健康確認

チェック項目（依頼時点の体温、依頼時点まで発熱や咳、咽頭痛の症状の有無、倦怠感・息苦しさ、高熱、味覚異常等の症状の有無、濃厚接触者の可能性、基礎疾患や妊娠の有無等、重症化するリスクの確認）

### (2) 所内の感染予防対策

- ・各世帯毎に体温計を貸出し、起床時の検温、記録及び職員確認の徹底
- ・サージカルマスクの配布
- ・館内移動時のマスク着用の徹底
- ・食堂での感染を防ぐため、一部居室配膳への変更、食堂の座席位置の変更、黙食の依頼
- ・コロナ感染が疑われる利用者は隔離対応とし、居室生活の徹底及び他利用者との接触を完全に遮断した。
- ・体調不良の利用者に対応する際のサージカルマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、使い捨て袖付きエプロンの用意、対応する職員を限定

### (3) 環境整備

- ・感染が疑われる場合の居室の設置
- ・体調不良の利用者への食事用使い捨て容器の使用
- ・抗原検査キットの用意及び実施

## 4 課題と対応

- ・一時保護依頼時の健康チェックにより、感染者の入所を未然に防ぐことができた。また、濃厚接触者やコロナ感染疑いのある利用者については、隔離できる居室を用意し、居室生活を徹底した。職員とのやり取りは最小限の関わりとすることで、職員への感染予防に努めた。また、他利用者との接触を遮断し、クラスター発生予防に努めた。
- ・抗原検査キットを所内で常備してからは、体調不良の利用者に対し、即時に感染状況を確認できるようになった。しかしながら、それ以前は、受診対応が基本で、職員は感染状況が分からないまま、対応をせざるを得なかったことから、不安感や負担感も大きかった。また、医療機関の受診調整がすぐにつかなかったことから、コロナでなかったのにも関わらず、不必要な隔離生活を利用者をお願いすることとなった。
- ・発熱した利用者が医療受診をする際の移送手段の確保が非常に困難だった。
- ・当所が受入れ不能となることは無く、業務継続ができた。

## 5 将来に向けた教訓

- ・具体的な感染症対策等、県の基本方針等の発信により、当所で具体的な対策を検討、実施することができた。組織としての対応が非常に重要である。
- ・施設では、クラスターが発生しやすいことから、感染予防のための必要な物資や検査キット等を速やかに入手できるような仕組みが必要。
- ・職員間でのクラスターが発生した場合、勤務体制（宿直含む）を組めない可能性があり、運営維持が困難であることから、関係室課等からの応援職員体制を組むことが課題である。

## 【かながわ男女共同参画センターの取組】

### 1 取組の概要

#### (1) 男女共同参画推進関係

## II 感染防止対策

各種セミナーの開催等事業を実施しているが、緊急事態宣言等の発出及び県の方針を踏まえ、実施が困難と判断したセミナー等について中止した。

ただし、オンライン（Zoom）等による開催が可能と判断したセミナー等については、順次、オンラインに切り替えるなど対応し、事業の継続実施に努めた。

### (2) DV防止啓発関係

DV（配偶者等による暴力）防止のため、啓発講座等を実施しているが、緊急事態宣言等の発出により実施が困難と判断した講座について中止した。

### (3) DV相談関係

外出自粛やテレワーク等の影響から相談者が増加することも想定し、感染防止対策を講じ、可能な限り、DV相談を継続するとともに、県内市町村相談員等の資質向上のための研修等については、オンライン（Zoom）開催も含めて継続的な実施に努めた。

※ なお、当センター内の「資料・交流コーナー利用」「男女共同参画支援室・託児サービス」についても、新型コロナウイルスまん延下においては、利用停止又は定員数を減らして利用に供した。

## 2 経過

### (1) 男女共同参画推進関係

令和元年度	3月実施予定のセミナー等を中止又は延期
令和2年度	中止又はオンライン（Zoom）や書面により開催
令和3年度	中止又はオンライン（Zoom）や感染対策を講じて開催
令和4年度	イベントは中止、会議及びセミナー等はオンライン（Zoom等）や感染対策を講じて開催

### (2) DV防止啓発関係

R2. 3. 6 ～ R4. 2. 10	緊急事態宣言の発出又は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、DV未然防止セミナー、DV防止啓発講座及びデートDV防止啓発講座の一部を中止
----------------------------	---

### (3) DV相談関係

令和2年度	感染防止対策をし、相談を継続するとともに、研修等も対面で実施（一部書面開催の会議あり）
令和3・4年度	感染防止対策をし、相談を継続するとともに、研修等も可能な限り対面やオンライン（Zoom）で実施（一部書面開催の会議あり）

## 3 取組詳細

### (1) 男女共同参画推進関係（主な事業について、以下に記載）

#### ア 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

- ・令和2年度は、開催を中止した。ただし、講師陣の協力によりミニ講座動画を作成し、YouTubeによる配信を令和2年12月から3年12月まで行った。
- ・令和3年度は、定員を従来の30名から20名に減員、また、開催予定を8月から10月以降に延期し、感染対策を講じながら開催した。
- ・令和4年度も、定員を20名とし、感染対策を講じながら開催した。また、過去のセミナー参加者に実施する「社会参画状況調査」において、新型コロナウイルス感染症が受講者の社会参画に与えた影響を調査した。



## Ⅱ 感染防止対策

### イ 女性の活躍応援団支援事業

- ・全体会議は、令和2・3年度は開催を中止、令和4年度は、感染対策を講じながら対面とオンライン（Zoom）の併用で開催し、会議の様子はYouTubeで配信した。
- ・担当者交流会は、令和2年度は開催を中止、令和3年度からオンライン（Zoom）により開催、また、かながわ女性の活躍応援サポーター企業交流会は、令和2年度から、オンライン（Zoom）により開催した。

### ウ 中高生のための3大気づき講座

- ・「男女共同参画・メディアリテラシー講座」、「理工系キャリア支援講座」、「デートDV防止啓発講座」は、感染対策を講じながら開催した。

#### (2) DV防止啓発関係

感染の拡大に比例し、外出等の行動制約が配偶者間による衝突を招きかねないため、DV防止の重要性を鑑み、計画どおり講座等を開催する方針としていたが、緊急事態宣言等の発出や県のイベント等の抑制方針も踏まえ、やむを得ず一部講座を中止した。

半面、デートDV防止啓発講座に関しては、学校側の要請がある限り開催したが、1校については生徒の感染が著しく、学校から中止の申し入れを受けた。

#### (3) DV相談関係

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的暴力等に悩む方のため、職員等が対応する相談と弁護士等の専門家が対応する相談との連携による相談を実施しているが、外出自粛やテレワーク等の影響から相談者が増加することも想定し、シフトの工夫により緊急事態宣言下においても電話相談については休止せずに対応した。

また、来所相談については、相談者の理解を得つつ、緊急事態宣言等の行動制限のある期間を避け、広い男女共同参画支援室を用い、相談者と一定の距離を置いた形で実施した。さらに、予約の間隔も一コマ空けることにより部屋を連続使用しないようにし、その間に消毒を徹底するなどの対策を行った。

## 4 課題と対応

### (1) 男女共同参画推進関係

#### ア 対面による会議、セミナー等

標記セミナー等は、参加者の資質向上やネットワークづくりのため、グループワークを多用した対面による開催がより効果的である。このため、参加者側による手指消毒やマスク着用等の徹底の他、開催者側による換気や会場に見合った定員の設定（適切な座席間隔の確保）などが必要となった。

#### イ オンラインによる会議、セミナー等

オンライン化のメリットとして、感染リスクを低減できることはもとより、参加者が時間と場所に縛られないため、子育て中の女性等も気軽に参加が可能であることや、開催する側も、会場使用料等のコスト減などが考えられた。

一方、通信環境悪化が原因による講座の中断等のリスクや、参加者同士のネットワークづくりが難しいなどのデメリットがあるため、複数職員がパソコンを立ち上げ待機するなどの負担が生じたり、必要に応じてハイブリット開催や開催期間中に対面とオンライン開催日を設けるなどの対応が必要となった。また、参加者や傍聴者の利便性を考慮したハイブリット開催+Youtube配信では、職員対応は困難で、会場設備や配信等に関する業者委託のコスト増が生じた。

## Ⅱ 感染防止対策

なお、オンラインでの開催が問題のない講座等については、今後も引き続き、オンライン開催を継続することとした。

### (2) DV防止啓発関係

外出自粛やテレワーク等により配偶者同士が、終日、長期間にわたり生活を一にすることにより、些細な物事で軋轢が生じ、DVに発展してしまう事態が想定され、実際の相談事例も存在している。

そのようなときこそDV防止を啓発すべきであるが、仮にオンラインでの開催に切り替えたとすると女性向けの内容を加害側である男性が視聴してしまうリスクが払拭できない。また、その内容には加害側が認識することで不都合が生じるものも含まれており、さらに録画されるおそれも高く、講師が逆恨みされることも考えられることから、DV防止という性格上安易な配信は困難であり、広報や啓発の在り方について考える必要がある。

### (3) DV相談関係

DV相談は、個人情報扱うことから、職員や専門家が登庁しての対応となるため、感染防止対策を徹底したが、感染を完全に防げないこと、相談員が濃厚接触者となり自宅待機中であってもテレワークによる相談業務ができないことを考慮し、シフトの調整で対応した。

研修については、継続的に実施するために、オンライン（Zoom）開催も導入した。しかし、オンライン開催では、通信環境悪化による中断等のリスクがあるほか、事例検討会などは具体的な相談内容について検証しあう構図のため、センシティブ情報の取扱い上、オンラインに馴染まないことから、感染対策としての小分けや、少人数での研修に対応できるだけの人員体制が必要である。

## 5 将来に向けた教訓

### (1) 男女共同参画推進関係

「かなテラス カレッジ」など、対面による交流を重視するセミナー等については、仲間づくりの場の提供と、感染防止の両立を図りながら、セミナー運営を行う必要がある。また、オンライン会議等の対応経験がない職員が異動してくることも想定されるため、マニュアル化やチーム対応による知識の継承など、日頃から心がけておくことが大切である。

### (2) DV防止啓発関係

DV被害者救済のため普及啓発は止められないことから、行動制限に伴い対面講座等が開催できなくなった場合であっても、啓発すべき内容を求める県民へ提供する仕組みを考えていく必要がある。

### (3) DV相談関係

DV相談は緊急事態宣言下等においても必要なサービスであるため、シフトの工夫で対応せざるを得ないが、将来的にはテレワーク対応の検討が必要と考える。

研修もその時々状況に応じて最適な方法で実施できるよう、マニュアル化やチーム対応による知識の継承など、日頃から心がけておくことが大切である。

4 文教対策

(1) 私立学校に対する対応（幼稚園を含む）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供、学校運営や児童生徒への対応に関する通知を発出したほか、教育活動を継続するため、保健衛生用品等の購入のための支援や修学旅行のキャンセル料に対する支援を実施した。

また、希望する幼稚園や小学校に対し抗原検査キットを配布し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図った。

2 経過

R2. 1. 17	新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に伴う学校における感染症予防対策について依頼文発出
R2. 1. 24	中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に関する注意喚起について依頼文を発出
R2. 1. 24	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生にかかる専用ダイヤルの設置について私立学校に周知
R2. 1. 30	中国から帰国した児童生徒等への対応について私立学校に周知
R2. 2. 28	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について私立学校に周知
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 8	緊急事態宣言における私立学校の休業の措置等について依頼文発出
R2. 4. 24	令和2年度4月補正予算により、私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）議決
R2. 7. 10	令和2年度6月補正予算により、私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）追加分、私立高等学校等オンライン学習推進費補助、私立学校修学旅行等キャンセル料支援事業費補助議決
R4. 10. 14	令和4年度9月補正予算により、私立学校物価高騰対応費補助議決
R4. 12	私立幼稚園、私立小学校に対する抗原検査キットの配布及び集中検査の実施（～令和5年2月）

○年度別臨時休業数（延べ）

（園・校）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	一部	-	159	93
	全校	323	352	43
小学校	一部	-	32	31
	全校	29	18	2
中学校	一部	-	29	25
	全校	60	18	0
中等教育学校 高等学校	一部	-	26	50
	全校	83	31	0
特別支援学校	一部	-	3	1
	全校	1	2	0
専修各種学校	一部	-	10	5
	全校	15	8	0
計	一部	-	259	205
	全校	511	429	45

※一部は一部クラスのみ休業、全校は全てのクラスが休業したものを指す

## II 感染防止対策

### 3 取組詳細

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に関する通知類の周知

文部科学省を中心とした国からの通知や新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議での決定事項等、速やかに私立学校や私立幼稚園に情報提供を行った。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症者数に関するデータの集計

私立学校からの報告を受け、月別感染者数を集計し国に報告した。(令和2年3月から令和4年8月まで)

#### (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための支援

##### ア 私立学校感染症対策事業費補助

感染症対策を徹底しながら子どもたちの学習保障をするための経費を補助した。

年度	補助件数	補助金額	概要
令和2年度	153件	235,492,000円	・学校規模別最大250万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助
令和3年度	121件	100,313,000円	・学校規模別最大160万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助
令和4年度	112件	93,923,000円	・学校規模別最大160万円補助 ・特別支援学校スクールバス増便経費補助

##### イ 私立高等学校等オンライン学習推進費補助

災害や休業中においても、ICTの活用によりすべての生徒の学びを保障するためWi-Fi環境が整っていない家庭の通信環境を整備する学校を支援した。

年度	補助校数	補助金額
令和2年度	2校	6,457,000円

##### ウ 私立学校修学旅行等キャンセル料支援事業費補助

新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行等の中止や延期により発生したキャンセル料について、保護者の負担軽減を図るため、学校が負担した経費を補助した。

年度	補助件数	補助金額	1人当たり上限額
令和2年度	115件	114,343,000円	国内旅行4千円 海外旅行11千円
令和3年度	111件	63,385,000円	国内旅行 宿泊あり3千円 日帰り旅行150円

## II 感染防止対策

### エ 私立幼稚園緊急環境整備費補助（新型コロナウイルス感染症関係）

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等に係る経費を補助し、感染症対策の徹底を図った。

年度	補助数	補助金額	備考
令和 2年度	1市312園 464園	124,428,000円 164,513,000円	4月補正分 6月補正分
令和 3年度	404園	139,554,000円	
令和 4年度	419園	158,507,000円	

### オ 私立学校物価高騰対応費

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する私立学校及び児童・生徒等の保護者が経済的な負担増を伴うことなく児童・生徒等の学習機会を確保するため、私立学校に対して支援金を支給した。

年度	対象校(園)数	支援金額
令和4年度	557校(園)	283,372,928円

### カ 私立幼稚園、私立小学校に対する抗原検査キットの配布

With コロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であるため、小学校や幼稚園についても集中的実施計画を策定し、抗原検査キットの配布を行い、検査を実施した。

年度	区分	配布校(園)数	配布個数
令和4年度	私立小学校	131園	104,760個
	私立幼稚園	6校	5,545個
計		137校(園)	110,305個

## 4 課題と対応

### 新規補助制度創設のための情報収集と執行体制

新型コロナウイルス感染症対策については、数々の課題が発生し、それに伴い新たな支援制度が次々に創設された。私立学校に関するものについては、こまめに情報収集を行い、早くから補正予算等の準備を進め、補助制度を構築するとともに、速やかに執行につなげた。

## 5 将来に向けた教訓

### (1) 一斉臨時休業の社会的影響

令和2年2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業が決定され、神奈川県内では3月2日から5月6日まで一斉臨時休業を行ったが、実施開始までの期間が短かったことからとても大きな混乱が生じた。

例えば、夫婦共稼ぎ家庭においては、急遽家庭で過ごすことになった子どもの世話の問題が発生した。

## Ⅱ 感染防止対策

また、学びの機会の喪失や学校で友人と会えないことによる児童、生徒に与える心身の影響、孤立の問題など二次的にも甚大な影響が発生した。

一斉臨時休業実施の影響は、計り知れず、実施する場合であっても綿密な準備と決め細かい対応が必要である。

### (2) 学びの保証の確保

新型コロナウイルスによる一斉臨時休業やその後、オンラインによる遠隔授業が実施されたが、従来の登校による対面授業に比べ、学びに影響が出た。

本来学ぶべき時期に予定していたカリキュラムの学習が行われないと、遅れを取り戻さないまま卒業を迎えることになり、その後のキャリアにも影響が及ぶ。このため、しっかりと学びの保証が確保できるよう対応していく必要がある。

4 (2) 県立学校及び市町村立学校の対応

1 取組の概要

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、児童・生徒等の安全・安心の確保と、学びの保障を両立させるための新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図った。

2 経過	
R2. 3. 2	令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業
R2. 4. 6	令和2年4月6日から2週間程度、臨時休業
R2. 4. 7	<b>緊急事態宣言発令（5月6日まで）</b> 令和2年5月6日まで臨時休業を延長
R2. 5. 7	<b>緊急事態宣言延長（5月31日まで）</b> 令和2年5月31日まで臨時休業を延長
R2. 5. 22	<b>緊急事態宣言解除</b>
R2. 6. 1	教育活動再開 分散登校、時差通学、短縮授業を実施
R2. 6. 29	【高等学校】時差通学、短縮授業を継続
R2. 7. 6	【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R2. 7. 13	【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続）
R3. 1. 8	<b>緊急事態宣言発令（2月7日まで）</b> 【高等学校】短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 2. 8	<b>緊急事態宣言延長（3月7日まで）</b>
R3. 3. 8	<b>緊急事態宣言延長（3月21日まで）</b>
R3. 3. 22	<b>緊急事態宣言解除・段階的緩和期間（神奈川県独自・3月31日まで）</b> 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 4. 1	リバウンド防止期間（神奈川県独自・4月21日まで）
R3. 4. 20	<b>まん延防止等重点措置期間（5月11日まで）</b>
R3. 5. 12	<b>まん延防止等重点措置期間延長（5月31日まで）</b>
R3. 6. 1	<b>まん延防止等重点措置期間延長（6月20日まで）</b>
R3. 6. 21	<b>まん延防止等重点措置期間延長（7月11日まで）</b>
R3. 7. 12	<b>まん延防止等重点措置期間延長（8月22日まで）</b>
R3. 7. 22	<b>まん延防止等重点措置期間＋神奈川版緊急事態宣言発出（8月22日まで）</b>
R3. 8. 2	<b>緊急事態宣言発令（8月31日まで）</b>
R3. 9. 1	<b>緊急事態宣言延長（9月12日まで）</b> 【高等学校】分散登校、短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 9. 13	<b>緊急事態宣言延長（9月30日まで）</b>

## II 感染防止対策

R3. 10. 1	緊急事態宣言解除・段階的な緩和の期間（神奈川県独自・10月24日まで） 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R3. 10. 25	基本的対策徹底期間（神奈川県独自・11月30日まで）
R4. 1. 21	まん延防止等重点措置期間（2月13日まで） 【高等学校】短縮授業を実施（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R4. 2. 14	まん延防止等重点措置期間延長（3月6日まで）
R4. 3. 7	まん延防止等重点措置期間延長（3月31日まで）
R4. 3. 21	まん延防止等重点措置解除 【高等学校】通常登校へ移行（時差通学は継続） 【特別支援学校】時差通学、短縮授業を継続
R4. 8. 2	かながわ BA. 5 対策強化宣言発令（神奈川県独自・8月31日まで）
R4. 9. 1	かながわ BA. 5 対策強化宣言延長（神奈川県独自・9月30日まで）
R4. 9. 25	かながわ BA. 5 対策強化宣言終了
R5. 2. 20	【高等学校】通常登校へ移行
R5. 4. 1	【特別支援学校】通常登校へ移行
R5. 5. 8	5類感染症に移行

### 3 取組詳細

- (1) 令和2年2月28日の文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (2) 令和2年3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
- (3) 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (4) 令和2年5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- (5) 令和2年5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を



## Ⅱ 感染防止対策

終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

### 【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散 登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

- (6) 令和2年5月25日に、国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下のアからウのとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

ア 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

イ 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

ウ 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

- (7) 令和2年6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

## Ⅱ 感染防止対策

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合があります。

- (8) 令和2年7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

- (9) 令和2年7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や

## Ⅱ 感染防止対策

英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。

ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。

エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。

オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

(10) 令和2年7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせることで実施することとし、同日、以下のアからケの内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。

イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。

ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。

エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

ク 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

(11) 令和2年7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に

## Ⅱ 感染防止対策

関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

### 【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

(12) 令和2年7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

(13) 令和2年8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

#### ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

#### イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

(14) 令和2年11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万

## Ⅱ 感染防止対策

全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について
- 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
- 県立中等教育学校入学者決定検査について  
などの対応をすることとした。

- (15) 令和2年11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

### ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

### イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

- (16) 令和2年11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

ア 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

イ 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

## Ⅱ 感染防止対策

(17) 令和2年12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

ア 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

イ 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えることにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

(18) 令和2年12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

## Ⅱ 感染防止対策

(19) 令和2年12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

(20) 令和2年12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下のアからウのとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。

ア 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。

イ 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。

ウ 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

(21) 令和3年1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

(22) 令和3年1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

## Ⅱ 感染防止対策

<高校、中等教育学校>

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。
- 学習活動について
  - ・ 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動について
  - ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
  - ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。
- 修学旅行等について
  - ・ 延期または中止する。
- 入学者選抜について
  - ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

(23) 令和3年1月14日に、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。

- 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における Web サイトによる合格発表。
- 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

(24) 令和3年1月27日に、時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。

- 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な



## Ⅱ 感染防止対策

行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。

- 実施に当たっては、次のように対応すること。
  - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
  - ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。
    - 保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。
  - ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
  - ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

(25) 令和3年2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

(26) 令和3年3月5日に、国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

(27) 令和3年3月18日に、国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

## Ⅱ 感染防止対策

### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### イ 学習活動について

- 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

### ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
  - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

### エ 部活動について

- 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

### オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

### カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(28) 令和3年3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。  
<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

## Ⅱ 感染防止対策

### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

#### ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
  - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

#### エ 部活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

#### オ 修学旅行等について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

#### カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(29) 令和3年4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

## Ⅱ 感染防止対策

- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(30) 令和3年4月22日に、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

(31) 令和3年4月23日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。

(32) 令和3年5月7日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

## Ⅱ 感染防止対策

(33) 令和3年5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 感染防止対策の徹底について

- 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
  - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認し

## Ⅱ 感染防止対策

ながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

### オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(34) 令和3年5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

(35) 令和3年6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

### 【具体的な対応等】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食

## Ⅱ 感染防止対策

事後は速やかにマスクを着用する。

- ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

### ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

### エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

### オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

- (36) 令和3年7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒等の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

#### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

#### 【具体的な対応等】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔

## Ⅱ 感染防止対策

軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### イ 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
  - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
  - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

### ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

### エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。  
※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月一部改定）」に則り実施する。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。  
※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

### オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、



## Ⅱ 感染防止対策

県境を越えるものについては延期又は中止とする。

### カ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(37) 令和3年7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### 【感染防止対策の強化・徹底について】

#### ア 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

#### イ 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

#### ウ 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

## Ⅱ 感染防止対策

- (38) 令和3年7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

### 【緊急事態措置期間中における教育活動等】

#### ア 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
    - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・ 活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
  - ・ 活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

#### イ 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

#### ウ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

- (39) 令和3年8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育

## Ⅱ 感染防止対策

活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

### 【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

#### ア 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

#### <部活動等における感染防止対策の徹底について>

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

#### イ 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

#### ウ 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

(40) 令和3年8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受

## Ⅱ 感染防止対策

け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
    - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・ 活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱

## Ⅱ 感染防止対策

中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(イ) 文化祭・体育祭等について

- 開催する場合は、来場者を児童・生徒等と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (41) 令和3年8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・ 分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・ 登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

## Ⅱ 感染防止対策

### イ 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

### ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

### エ 学校行事等について

#### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

#### (イ) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

#### (ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

- (42) 令和3年9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

#### <高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・ 分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・ 登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

#### <特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

#### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

#### ア 基本的な対応について

## Ⅱ 感染防止対策

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

### ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

### エ 学校行事等について

#### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

#### (イ) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

#### (ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

(43) 令和3年9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

#### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

## Ⅱ 感染防止対策

### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

#### エ 学校行事等について

##### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

##### (イ) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (44) 令和3年10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

#### <特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者



## Ⅱ 感染防止対策

の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

### エ 学校行事等について

#### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

#### (イ) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

(45) 令和3年11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

(46) 令和3年11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

(47) 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

## Ⅱ 感染防止対策

(48) 令和4年1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
    - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
  - ・ 活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等に

## Ⅱ 感染防止対策

ついて「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

### エ 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

### オ 卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
  - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

(49) 令和 4 年 1 月 19 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、令和 4 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の更なる確保を図るため、以下のとおり対応することとした。

- 共通選抜において、2 月 21 日に予定していた追検査の日程を、学力検査日（2 月 15 日）から 10 日後の 2 月 25 日に変更する。また、2 月 22 日及び 2 月 24 日に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集（県立愛川）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査も 2 月 25 日に変更する。
- 定通分割選抜において、定通分割選抜（3 月 11 日）を受検できなかった受検者を対象として、3 月 25 日に定通分割選抜の追加の検査を実施する。

(50) 令和 4 年 1 月 27 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2 月 3 日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として 2 月 23 日に「特例による検査」を実施することとした。

(51) 令和 4 年 1 月 28 日に、オミクロン株に係る感染の急拡大により、現在、外来診療や保健所の業務が逼迫状況となっていることから、県では、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、I T による健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択できる、「自主療養」の仕組みを導入した。これに伴う「自主療養」の開始に係る学校での対応等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

(52) 令和 4 年 2 月 1 日に、神奈川県公立高等学校の入学者選抜等の受検者のうち無症状の濃厚接触者については、文部科学省の「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項に関する Q & A」に準じて、その取扱いを定めていたが、現在の新型コロナウイルス

## Ⅱ 感染防止対策

イルス感染症の感染の急拡大による保健所業務の逼迫等を受け、1月31日付けでこの「Q&A」に変更があったことから、本県の取扱いについても、以下のとおり新たな項目を加えて変更することとした。

### 【無症状の濃厚接触者の取扱い】

《下線部が新たに加えた項目》

次の要件をすべて満たす志願者については、別室において受検が認められます。

(ア) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること

○ 自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。

○ 抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。

(イ) 検査当日も無症状であること

(ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(エ) 濃厚接触者等確認票を提出すること

(53) 令和4年2月7日に、オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要であることから、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を以下のとおりとすることとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた当面の対応をとるよう依頼した。

### ア 基本的な考え方

○ この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。

○ 各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。

○ 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

### イ 当面の対応

○ これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していた。

○ 今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。

○ ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内

## Ⅱ 感染防止対策

の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

### <臨時休業実施の判断基準>

- 学級閉鎖
  - ・直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施
- 学年閉鎖
  - ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施
- 学校全体臨時休業
  - ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

- (54) 令和4年2月10日に、2月14日から3月6日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年2月14日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### <高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

## Ⅱ 感染防止対策

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

### ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
    - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
  - ・ 活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

### エ 学校行事等について

#### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

#### (イ) 卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
  - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

(55) 令和 4 年 2 月 22 日に、自主療養の対象者が 2 月 24 日から変更されることを受け、これに伴う保護者等への周知等の対応について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

(56) 令和 4 年 3 月 4 日に、3 月 7 日から 3 月 21 日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期

## Ⅱ 感染防止対策

間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、令和4年2月10日付け通知の内容によりより対応していくこととし、同日に「令和4年3月7日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

- (57) 令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

### 【県立学校における児童・生徒等への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

## Ⅱ 感染防止対策

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。
- ウ 部活動について
  - 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
  - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- エ 学校行事等について
  - (ア) 修学旅行等について
    - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
  - (イ) 入学式について
    - 感染防止対策を徹底して実施する。
    - 実施に当たっては、次のように対応する。
      - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
      - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)
- オ 学年末・学年始休業期間中の対応について
  - 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
  - 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

(58) 令和 4 年 3 月 29 日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査については、行わないこととされたことを受け、授業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

### 【今後の当面の対応の概要】

- 高等学校及び中等教育学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。
- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者を追認してもらう。
- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- 「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」は、7 日間自宅待機とするが、無症状であれば、4 日目、5 日目



## Ⅱ 感染防止対策

の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することが可能。

- (59) 令和4年4月12日に、文部科学省から4月1日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (60) 令和4年5月26日に、文部科学省から5月24日付け事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の記載やその取扱いの趣旨に変更はないが、夏季を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な具体的な場面が示されたことを受け、このことを、国のマスク着用に関するリーフレットを活用して、児童・生徒等及び保護者へ丁寧に説明することなどについて、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、国のマスク着用に関するリーフレットを活用するなどして、児童・生徒等及び保護者に対して周知するよう依頼した。
- (61) 令和4年5月31日に、文部科学省が5月24日付け同事務連絡でマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について改めて県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (62) 令和4年7月14日に、文部科学省から7月12日付け事務連絡「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」により夏季休業期間中の留意点が通知されたこと、また、7月13日の県対策本部会議において、病床の医療フェーズが1から3に引き上げられるとともに、感染状況や医療逼迫状況を示すレベルが1から2に引き上げられたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組みながら、夏季休業前及び夏季休業中の留意事項により対応するとともに、各家庭に対して感染予防の徹底への協力を依頼するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと等について依頼した。
- (63) 令和4年7月26日に、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について、新たに作成したチラシを活用し、教職員等への理解を促すとともに、児童・生徒等及び保護者に周知するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (64) 令和4年7月26日に、文部科学省から7月25日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」により、濃厚接触者の待機期間の見直しについて

## II 感染防止対策

通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症が無い場合に解除。
- 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。

(65) 令和4年7月28日に、健康医療局長から7月27日付け通知「オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて(依頼)」により、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においても、中学校、高等学校と同様に保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととされたことを受け、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない(保健所にリストを送らない)。
- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。

(66) 令和4年7月28日に、7月27日の県対策本部会議において、自主療養届出制度を積極的に活用するよう周知することとされたことを受け、改めて、教職員及び児童・生徒等並びに保護者に対して同制度の周知を行うよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(67) 令和4年8月2日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を行うこととされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、改めて対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(68) 令和4年8月26日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を9月30日まで延長することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(69) 令和4年9月9日に、文部科学省から9月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」により、患者の療養期間等の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 有症状患者は、発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快

## Ⅱ 感染防止対策

後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。

- 無症状患者は、検査日を 0 日として翌日から 7 日間を経過した場合には 8 日目から解除を可能とする（従来から変更無し）。加えて、5 日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除を可能とする。
- (70) 令和 4 年 9 月 21 日に、県対策本部会議において、9 月 30 日までとされていた「かながわ BA.5 対策強化宣言」を、9 月 25 日をもって終了することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (71) 令和 4 年 11 月 30 日に、文部科学省から 11 月 29 日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」により飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (72) 令和 4 年 12 月 27 日に、令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
- 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
  - 実施に当たっては、次のように対応すること。
    - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
    - ・ 外部会場を使用して実施する場合は、会場の使用規定等に基づいて実施すること。
    - ・ 国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、対象者を限定した上で、可能な限り間隔をとること。
- (73) 令和 5 年 1 月 26 日に、第 8 波と言われる新型コロナウイルス感染症の感染者数について、依然として多い状況が続いていることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2 月 3 日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として 2 月 23 日に「特例による検査」を実施することとした。
- (74) 令和 5 年 2 月 15 日に、令和 5 年 2 月 10 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこと等、令和 4 年度卒業式の実施上の留意事項等を整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町

## Ⅱ 感染防止対策

村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。

- (75) 令和5年2月20日に、県対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (76) 令和5年3月20日に、令和5年3月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」により、学校におけるマスクの取扱い等の留意事項及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されたことを踏まえ、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を改訂するとともに、4月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (77) 令和5年5月1日に、令和5年4月28日付け文部科学省通知により、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示され、同日付け事務連絡により、5類感染症への移行後の教育活動に係る留意点が示された。これらを踏まえ、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、5月8日以降の教育活動等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。

### 4 課題と対応

#### (1) 安全・安心の確保

##### 【県立学校における対応】

##### ア 分散登校、時差通学・短縮授業の実施

- 令和2年3月2日から学年末・学年始休業を挟んで5月31日までを臨時休業とし、学校の教育活動再開に備えて必要な検討、準備を進めた。令和2年6月1日からは、学校の教育活動を再開し、以後、感染状況に応じて分散登校、時差通学・短縮授業を行った。国からの通知や県対策本部会議の方針等を踏まえ、その時々々の感染状況に応じて適切に対応してきた。

##### イ 各種ガイドラインの作成

- 文部科学省が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を示したことを受け、県教育委員会では、「保健管理等に関するガイドライン」を策定した。文部科学省のマニュアルの改訂の都度、県教育委員会のガイドラインも改訂した。
- 県立学校では、学校における感染の拡大を防止するため、児童・生徒等の感染状況に応じて、臨時休業を行った。
- 県立特別支援学校では、臨時休業等の際、自宅において過ごすことが難しい児童・生徒等の対応として、保護者からの相談に応じて、児童・生徒等が日中に過ごす場として教室を「居場所」として使用し対応した。県立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の実情を踏まえた対応事例であった。
- 感染状況に応じて、教育活動、学校行事及び部活動の留意事項等について取りまとめた。

具体的には、実験や実習を伴う教科・科目の実施にあたっては、感染のリスクが高いため、年間の授業計画を組み換えるなど、感染のリスクを低減する工夫を行った。体育祭等の学校行事の実施にあたっては、各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、児童・生徒等及び保護者等の心情にも配慮しながら、感染のリスクを低減する工夫を行った。部活動の実施にあたっては、学習保障を優先しつつ、感染状況に応じて活動の一部を制限することや、大会等への参加について感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定することなど、児童・生徒等及び保護者等の心情にも配慮しながら、感染のリスクを低減する工夫を行った。

##### ウ 感染症対策用品の購入等

- 県立学校では、「推奨する備品等の例」を参考に、感染症対策や学びの保障に必要な物品購入等（マスク・消毒液等の保健衛生用品の購入及びサーモグラフィ等）の備品の整備に加え、トイレ清掃・消毒等）を行った。

##### エ 入学者選抜等における対応

- 受検生の来校回数を最小限にとどめるため、出願の際、中学校から入学願書を郵送し、受理した高校が発行した受検票を中学校に送る、郵送出願を導入した。また、合格発表においても、全受検者が集まる機会を減らすことを目的として、自宅から可否を確認できるWebシステムを導入し、可否結果を確認後、合格者だけが志願先高校に行き、合格通知書及び答案写し等を受

## Ⅱ 感染防止対策

領することにした。不合格者の答案写しについては、志願者の指定する住所に郵送することで、志願先高校への来校を不要とした。

- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、共通選抜を受検できなかった者を対象とした「追検査」及び「追検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の検査」を実施した。なお、「追加の検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の二次募集」も実施することとしたが、対象者はいなかった。
- 学力検査時は、受検者の座席間隔を1 m程度確保し、1 教室当たりの人数を35人に制限したことに伴い、職員が不足する学校に対して、応援職員を派遣した。

### オ マイクロバス等の借り上げ

- 県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化する恐れがあることから、1 台のスクールバスに乗車する児童・生徒の過密化を防ぐためにマイクロバス等を借り上げ、乗車人数を減らすとともに、通学手段を確保した。  
マイクロバス等の活用は、児童・生徒の感染症拡大防止や感染に対する不安の軽減に対して有効な手立てであった。

### カ 教育相談体制の充実

- コロナ禍で、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を図り、生徒たちのニーズに対応した。

## 【市町村立学校における対応】

### ア 教育活動の実施

- 各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応するための参考となる、県立学校の基本的な対応について通知した。

### イ 各種ガイドラインの作成

- 「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き（幼稚園、小・中学校等）」を作成し、学校における感染防止対策の徹底などについて、基本的な考え方と対応方法等を示した。  
また、「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を改訂し、改めてICTを活用する意義やねらいを確認するとともに、情報モラル教育の充実やオンラインで授業配信する際の留意点等について示した。

### ウ 感染症対策用品の購入等補助

- 希望する市町村立の幼稚園や小・中学校に対し、マスクや消毒液等の感染症対策用品や業務増にかかわる経費などの購入に際し、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行を支援した。

### エ 教育相談体制の充実

- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ・偏見・差別等及び児童・生徒の

## II 感染防止対策

不安やストレス等への対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を増やし、教育相談体制の充実を図った。

### (2) 学びの保障

#### 【県立学校における対応】

##### ア きめ細かな学習指導・支援等

- 臨時休業等に当たっては、学習に遅れが生じることのないよう、Google Classroom を活用し、教員がクラウドで課題を提示し生徒がクラウドに成果物を提出することや、インターネット常時接続環境が家庭に整っていない生徒への Wi-Fi モバイルルータ貸与を各学校で行うことなど、オンラインを活用した学習等により、生徒の学びの保障に万全を期すよう取り組んだ。
- 臨時休業の間に行えなかった授業を補充するため、夏季休業期間中等に補充授業を実施することを想定し、非常勤講師等を追加任用できるよう予算措置を行った。

また、感染拡大期には、教員の集団感染によって授業者の不足が生じた場合に非常勤講師の追加配置を行うほか、県立学校については、教育委員会事務局等の教員籍職員を臨時的に派遣できるよう応援体制を整えた。
- 県立学校の教育機能を維持し、児童・生徒等の学びを保障するため、感染防止対策の1つとして、教職員への早期ワクチン接種が必要であった。

このため、県、横浜市及び川崎市の大規模接種会場や、大学等の職域接種会場において教職員が優先的に接種を受けられるよう働きかけ、早期のワクチン接種に向けて取り組んだ。

医療従事者等は当初から優先接種の対象とされていたが、教職員を優先接種の対象とすることについては一定の調整を要した。
- 無症状の濃厚接触者となった場合、感染拡大防止のため、通常は8日目に待機解除となるところ、抗原定性検査キットを用いた検査により陰性が確認されると5日目に解除可能とされていた。そのため、学校機能を維持することを目的に、県教育委員会において、教職員用の抗原定性検査キットを購入し、必要に応じて各所属に配布した。

また、配布した抗原定性検査キットは、教職員が出勤後に体調に異変を感じた場合のセルフテストや、無症状感染者の療養期間短縮を目的とした用途にも使用された。

抗原定性検査キットの購入にあたっては、入札時期が流行期と重なったこと、また、在庫が不足していたことから、指名競争入札（あっせん）の参加業者のすべてが辞退又は未提出となり、その後、設計等を見直したうえで、緊急随契（見積り合せ）により購入することが出来たが、結果として、抗原定性検査キットの配備時期には遅れが生じた。
- 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されており、日ごろ児童・生徒等と接する機会の多い教職員等が、新型コロナウイルスに感染していないことを確認する目的で、ワクチン接種の対象外であった12歳未満の子どもが通う幼稚園、小学校のほか、特別支援学校の教職員等を対象に、国が無償で抗原定性検査キットを配布することとした。

これを受け、令和4年12月から令和5年3月末まで、すべての県立特別支援学校及び希望のあった市町村教育委員会所管の公立幼稚園及び小学校

## Ⅱ 感染防止対策

の教職員等を対象に、集中的検査を実施した。

実施にあたっては、健康医療局をはじめ、教育局総務室、財務課、厚生課、特別支援教育課及び子ども教育支援課のほか、県立特別支援学校や各市町村教育委員会、更には、検査の対象となる各教職員等に至るまで、多くの関係者の協力が不可欠であった。

厚生課においては、財務課から予算の再配当を受け、県立特別支援学校のみならず、市町村立学校への検査キットの配送分もまとめて執行した。

### 【市町村立学校における対応】

#### ア きめ細かな学習指導・支援等

- 臨時休業の間に行えなかった授業を補充するため、夏季休業期間中等に補充授業を実施することを想定し、非常勤講師等を追加任用できるよう予算措置を行った。  
また、感染拡大期には、教員の集団感染によって授業者の不足が生じた場合に非常勤講師の追加配置を行った。
- 最終学年（小6・中3）の学びを保障するためのティーム・ティーチング等の実施に係る教員の追加配置、児童・生徒等の心身の健康への対応のための養護教諭の追加配置、消毒作業等の負担を軽減し教員が指導に注力できるようにするためのスクール・サポート・スタッフの追加配置を行った。
- 教員とともに個別の指導や相談などを行う学習指導員を全校に配置し、活用に努めるとともに、各学校のニーズや各地域における感染状況などを踏まえ、児童・生徒の学びの保障を支援した。



### 5 将来に向けた教訓

#### (1) 安全・安心の確保

##### ア 迅速かつ適切な対応を示したガイドライン等の通知

令和2年3月以降、国の様々な通知等を踏まえ、県教育委員会はガイドライン等を策定・改訂することで、各県立学校での対応を示した。県教育委員会では、国の方針等を踏まえガイドライン等を整理し、その都度迅速に周知する必要がある。また、ガイドライン等の通知に当たっては、局内関係各課及び健康医療局等の庁内関係所属との緊密な情報共有と連携により内容を精査することが大切である。

##### イ 特別支援学校の実情を踏まえた対応の必要性

県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、感染すると重症化する恐れがあることから、基本的な感染症対策に加え、マイクロバス等の運行や時差通学など、特別支援学校に在籍する児童・生徒等の実態を踏まえた対策を講じる必要がある。また、県教育委員会からの通知等についても、特別支援学校の実情を踏まえた対応が重要であり、このことを今後の教訓とする必要がある。

##### ウ 市町村立学校の地域の実情を踏まえた対応の必要性

県立学校の基本的な対応を参考とし、各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応していることについて、県民に広く周知する必要がある。

##### エ 教員採用選考試験の会場変更

令和2年度実施の教員採用選考試験1次試験（筆記試験）については、県内大学等3会場を試験会場として使用する予定だったが、感染拡大により一部会場の借用を受けることが不可能となった。

急遽、他会場を借用するため、短期間で施設管理者等との調整を迅速に行い、結果的には県立高校を中心に12カ所を会場として試験を実施することができた。

一方で、会場が分散したことや準備期間が十分に確保できなかったことから、受験票に誤った試験会場を記載する事故が発生し、試験当日に受験者を他会場へ移動させることとなった。

試験実施そのものが危ぶまれる状況の中、担当職員は短期間での調整、準備に尽力したが、職員間の連携や確認作業の徹底が必要であった。

また、2次試験においては、感染拡大防止のため、模擬授業・集団協議、実技試験の実施を見送ることとしたが、教員としての資質・適性を見極めるために必要な選考内容を実施できなかったことで質の確保に疑義が生じないよう、選考内容を検討する必要がある。

#### (2) 学びの保障

##### ア ICTの効果的な活用について

コロナ禍において、教育活動の継続に当たっては、ICTの活用が大きな役割を果たしうることが見出された。平常時からの積極的なICT環境整備とそ

## Ⅱ 感染防止対策

の活用はもとより、非常時を想定した端末の持ち帰りを促進するなど、学びの保障に取り組むような体制を、引き続き整えていく必要がある。

教員によってスキルに差があることから、各学校内でノウハウを共有し合う体制の充実を図るなど、これからの時代を見据えた取組が求められる。

### (3) その他

#### ア 予測困難な時代に生きる児童・生徒等にとって必要な資質・能力について

昨今、我が国では、大規模地震や大規模な風水害等の予測を超える自然災害が多発している。あわせて、新型コロナウイルス感染症は5類移行後も、徐々に増加の一途をたどっている。こうした予測困難な時代に、持続可能な社会の創り手となり得る児童・生徒等に、課題解決能力等の資質・能力を身に付けることができるような教育活動について、学習指導要領の趣旨を踏まえて継続していく必要がある。

## II 感染防止対策

【参考1】県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況（県教育委員会把握分）＜令和5年5月7日時点＞

### 1 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校・中等教育学校	36,066	137			
	特別支援学校	1,979	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校児童・ 生徒数	[参考] 県立学校数
	合 計	38,045人	166校	2,821人	121,769	166校

### 2 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校・中等教育学校	3,108	137			
	特別支援学校	1,464	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校教員数 (本務者)	[参考] 県立学校数
	合 計	4,572人	166校	386人	11,320	166校

### 3 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和5年5月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(確定値)」より

## Ⅱ 感染防止対策

### 4 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人			

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19		17	
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49		17	
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17		1	
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4		2	
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0		1	
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323 (16)	165 (0)	210 (2)
	特別支援学校	72 (1)		45 (2)	
令和4年 2月	高等学校・中等教育学校	2,654 (96)	2,958 (109)	200 (9)	363 (16)
	特別支援学校	304 (13)		163 (7)	
令和4年 3月	高等学校・中等教育学校	1,822 (103)	2,003 (119)	174 (8)	275 (13)
	特別支援学校	181 (16)		101 (5)	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	

※ ( ) は自主療養者数で外数

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)	(154)	90 (1)	(4)
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	71 (1)	108
	特別支援学校	41 (4)	(88)	37 (0)	(1)
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416	15 (0)	28
	特別支援学校	18 (0)	(24)	13 (0)	(0)
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258	386 (48)	526
	特別支援学校	165 (25)	(541)	140 (35)	(83)
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277	316 (156)	412
	特別支援学校	130 (45)	(1,133)	96 (58)	(214)
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657	135 (27)	184
	特別支援学校	116 (24)	(637)	49 (26)	(53)
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62		39	
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	311	457
	特別支援学校	177		146	
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	4,153	4,398	511	805
	特別支援学校	245		294	
令和5年 1月	高等学校・中等教育学校	2,585	2,706	296	420
	特別支援学校	121		124	
令和5年 2月	高等学校・中等教育学校	591	626	76	101
	特別支援学校	35		25	
令和5年 3月	高等学校・中等教育学校	105	112	17	28
	特別支援学校	7		11	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	26,739人 (2,465人)	28,025人	2,333人 (235人)	3,397人
	特別支援学校	1,286人 (112人)	(2,577人)	1,064人 (120人)	(355人)

※ ( ) は自主療養者数で外数

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和5年 4月	高等学校・中等教育学校	186	196	36	66
	特別支援学校	10		30	
令和5年 5月	高等学校・中等教育学校	58	61	6	7
	特別支援学校	3		1	
令和5年度 小計	高等学校・中等教育学校	244人	257人	42人	73人
	特別支援学校	13人		31人	
合計	高等学校・中等教育学校	36,066人 (2,679人)	38,045人 (2,821人)	3,108人 (252人)	4,572人 (386人)
	特別支援学校	1,979人 (142人)		1,464人 (134人)	

※（ ）は自主療養者数で外数

## Ⅱ 感染防止対策

【参考2】市町村立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況（県教育委員会把握分）＜令和5年5月7日時点＞

### 1 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校	6,124	〔参考〕 市町村立学校児 童・生徒数
	中学校	60,847	
	小学校	173,827	
	特別支援学校	867	
	合 計	241,665人	

### 2 教職員

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年5月まで	高等学校	623	〔参考〕 市町村立学校教 員数（本務者）
	中学校	4,434	
	小学校	10,573	
	特別支援学校	586	
	合 計	16,216人	

### 3 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数	
令和2年6月から 令和5年5月まで （学校再開後）	高等学校	11	〔参考〕 市町村立学 校数
	中学校	68	
	小学校	119	
	特別支援学校	7	
	合 計	205校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(確定値)」より



## Ⅱ 感染防止対策

### 4 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	7	100	3	18
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	29	705	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	130	3,394	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	52
	中学校	424		23	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	201	12,552	19	863
	中学校	2,981		193	
	小学校	9,334		607	
	特別支援学校	36		44	
令和4年 2月	高等学校	272	30,411	30	1,889
	中学校	5,418		450	
	小学校	24,613		1,317	
	特別支援学校	108		92	
令和4年 3月	高等学校	239	19,729	25	978
	中学校	3,674		245	
	小学校	15,748		673	
	特別支援学校	68		35	
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人		1,061人	
	小学校	53,416人		2,953人	
	特別支援学校	283人		187人	

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727		137	
	小学校	8,991		260	
	特別支援学校	33		13	
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414		69	
	小学校	4,612		154	
	特別支援学校	37		6	
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718		44	
	小学校	2,544		121	
	特別支援学校	17		9	
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418		464	
	小学校	18,314		955	
	特別支援学校	81		55	
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158		370	
	小学校	17,083		689	
	特別支援学校	104		33	
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,029
	中学校	3,915		266	
	小学校	12,986		717	
	特別支援学校	55		33	
令和4年 10月	高等学校	155	8,326	8	648
	中学校	2,415		205	
	小学校	5,737		418	
	特別支援学校	19		17	
令和4年 11月	高等学校	371	21,557	27	1,767
	中学校	5,691		414	
	小学校	15,429		1,273	
	特別支援学校	66		53	
令和4年 12月	高等学校	367	28,240	43	2,406
	中学校	7,772		727	
	小学校	20,024		1,547	
	特別支援学校	77		89	
令和5年 1月	高等学校	1,771	16,132	184	1,601
	中学校	4,345		452	
	小学校	9,962		910	
	特別支援学校	54		55	
令和5年 2月	高等学校	669	4,410	74	376
	中学校	863		86	
	小学校	2,863		205	
	特別支援学校	15		11	
令和5年 3月	高等学校	9	541	2	55
	中学校	163		24	
	小学校	364		28	
	特別支援学校	5		1	
令和4年度 小計	高等学校	5,042人	170,113人	499人	11,409人
	中学校	45,599人		3,258人	
	小学校	118,909人		7,277人	
	特別支援学校	563人		375人	

## Ⅱ 感染防止対策

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和5年 4月	高等学校	49	808	14	239
	中学校	263		50	
	小学校	490		163	
	特別支援学校	6		12	
令和5年 5月	高等学校	5	122	2	37
	中学校	47		7	
	小学校	70		28	
	特別支援学校	0		0	
令和5年度 小計	高等学校	54人	930人	16人	276人
	中学校	310人		57人	
	小学校	560人		191人	
	特別支援学校	6人		12人	
合計	高等学校	6,124人	241,665人	623人	16,216人
	中学校	60,847人		4,434人	
	小学校	173,827人		10,573人	
	特別支援学校	867人		586人	

5 その他施設の感染防止対策

(1) 本庁庁舎における感染予防対策

1 取組の概要

アルコール消毒液の設置等感染予防対策や職員及び来庁者への注意喚起を実施した。

2 経過	
R2. 1. 20	厚生労働省健康局結核感染症課から発せられた「新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報)」の「国民の皆様へのメッセージ」に基づき、風邪やインフルエンザの予防対策として、咳エチケットや手洗い等の感染対策が必要との指示を受け以下(1)の取組を実施した。
R3. 3. 3	令和3年1月7日に首都圏を対象に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け以下(2)の取組を追加で実施した。

3 取組詳細

(1) 本庁庁舎における感染予防対策

ア 本庁庁舎入口へのアルコール消毒液の設置 (R2. 1. 24～)

職員や来庁者が庁舎を出入りする際、手指の消毒を行えるよう、本庁庁舎入口各所にアルコール消毒液を設置。

○ 消毒液設置状況【個数：当初9→18】

庁舎名	数	場所
本庁舎	6	1階正面玄関、正面エレベーターホール(2個)、西玄関、南玄関、北玄関
新庁舎	7	1階ロビー(2個)、保安員室前(2個)、1階西側通用口(国際文化観光局側) 2階入口、地下駐車場
西庁舎	2	1階(正面玄関、保安員室前)
東庁舎	2	1階正面玄関、保安員室前
横浜合庁舎	1	正面入口

※令和2年1月24日、2月28日、4月28日、6月15日と、物資不足のなかにあっても途切れないように継続して消毒液を購入。(使用料：2ℓ/日)

イ 本庁庁舎共用部分の消毒

本庁勤務職員から感染者が発生した場合は、専門業者に執務室の消毒を緊急発注したほか、庁舎管理課職員が発生者の庁内移動状況に基づき、共用部分の消毒作業を実施。

<日常的な消毒実施部分>

- ・ 便所、洗面所、エレベーター、廊下、階段など(委託清掃事業者対応)
- ・ 共用会議室、車両、自動販売機(庁舎管理課職員対応)

## II 感染防止対策

### ウ 特定屋外喫煙場所の3密防止

#### ○ 特定屋外喫煙場所「3密防止」のための利用ルール

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、密集、密接を防ぐため、次のとおり利用ルールを設定、掲示。

〈利用ルール〉

- ・喫煙場所の利用定員は当初8名（R4.3～11名）まで。
- ・マーキング位置で喫煙する。
- ・喫煙時は、密接した会話は避ける。

この利用ルールを喫煙場所内に掲示するとともに、「利用ルールが守られない場合には、一時的に閉鎖せざるを得ない」ことも掲示した。

### (2) 職員及び来庁者への注意喚起

庁舎内共用部に咳エチケットや手洗いアルコール消毒の励行、感染予防のための「食後の歯みがきスタイル」のポスターを掲示。CO<sub>2</sub> モニターを設置し執務室内の換気を徹底した。また、令和3年3月3日以降サーモグラフィカメラを設置し発熱症状の有無を入庁時に自己点検してもらうなど、来庁者の体温管理を行った。

## 4 課題と対応

- 手指消毒剤、マスク、手袋及び非接触型体温計等が入手困難となった。
- 庁舎管理課の消毒業務及び掲示物の掲出作業が膨大となった。  
⇒ ・本庁庁舎の共用部（便所・洗面所、エレベータ、階段等）は、消毒用アルコール等を支給することで清掃委託業者の協力を得ることができた。  
・共用会議室、自動販売機、共用自動車の消毒は所属職員で実施した。  
・職員の感染が発生した場合、休日でも共用部の消毒を実施した。
- 令和5年5月8日5類移行後、マスク、手指消毒剤、飛沫防止アクリル板が大量に不用物品として排出された。

## 5 将来に向けた教訓

- パンデミック発生時は物資が枯渇することから、特に期限のある物資（マスク、手指消毒剤）を定期的に購入・更新を検討する必要がある。
- 手指消毒剤噴霧器、非接触型体温計等は、次のパンデミックに備えてメンテナンスしたうえで保管しておく必要がある。
- 本庁庁舎における感染症防止対策に係る対応をマニュアル化して整備しておく必要がある。

5 (2) 県民利用施設の臨時休館等の情報提供

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧され、県主催のイベントについて中止や延期等の対応がとられる中、県立公園等の県民利用施設においても臨時休園（館）等の対応が行われるようになった。そうした各施設の対応状況について、分かりやすい情報提供を行うため、情報を一覧にまとめ、県ホームページ上に掲載することとなった。

2 経過	
R2. 3. 2	各局に所管施設の臨時休館等の対応状況を照会
R2. 3. 5	県民利用施設の対応状況について県ホームページに一覧を掲載。 以降、主に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（以下「県基本方針」という。）」の改定等に合わせ、各局に状況を照会し、ホームページの一覧を更新（個々の施設で状況が変わった場合は、随時情報を更新）
R2. 4. 6	第4回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民の外出を誘引する県民利用施設について、出来る限り閉館等の対応を行うことを追記。
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 5. 25	緊急事態宣言解除 第11回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民利用施設は、ガイドラインに基づく感染防止対策等の実施により、順次運営を再開することとなる。
R3. 1. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出 第25回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態宣言に伴う県実施方針の中で、県民利用施設の原則休館及び状況について県ホームページで周知することを記載
R3. 3. 18	第28回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態宣言解除後も、当面の間、原則休館を継続することを決定
R3. 3. 21	緊急事態宣言解除
R3. 7. 30	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R3. 9. 30	緊急事態宣言解除
R3. 10. 20	第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 県基本方針を改定し、県民利用施設について、10月25日以降、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することを決定。
R3. 11. 22	今後、各局への照会を行わない旨を周知（以降は、施設所管課からの依頼により随時更新）

### 3 取組詳細

#### (1) 県民利用施設の対応に係る県の方針

##### ア 緊急事態宣言（1回目）まで

新型コロナウイルス感染症の県内感染のまん延防止を図るため、令和2年2月18日付の「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」（統括危機管理官、総務局危機管理官、健康医療局危機管理官通知）において、県主催の会議、イベント等について、規模の縮小等の対応を検討する方針を示したが、県民利用施設の対応は明示しなかった。

国による緊急事態宣言発出が検討される中、令和2年4月6日の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下「県対策本部会議」という。）で決定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（以下「県基本方針」という。）」の中で、「県民の外出を誘引する県民利用施設について、閉館等の対応を行う」ことを示した。

##### イ 緊急事態宣言解除（1回目）

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、県基本方針も改定し、県民利用施設については、「類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する」こととした。

##### ウ 緊急事態宣言（2回目）

令和3年1月7日に2回目の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、県実施方針を決定し、県民利用施設については、「県基本方針に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する」こととした。

##### エ 緊急事態宣言解除（2回目）から緊急事態宣言（3回目）まで

令和3年3月18日の県対策本部会議において、3月21日に緊急事態宣言が解除されることを踏まえて県基本方針を改定し、県民利用施設については、宣言発令中と同様に「原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する」こととした。

この扱いについては、3月24日の県対策本部会議で、4月21日までをリバウンド防止期間としたのを受けて、「当面（令和3年4月21日まで）の間」実施することを追記した。

さらに、4月20日からまん延防止等重点措置を横浜市、川崎市、相模原市で実施することを決定したのを受け、4月16日の県対策本部会議で「（令和3年4月21日まで）」を削除した。その後、まん延防止等重点措置の延長や措置区域の変更を行う中、原則休館の扱いは継続した。

7月30日に再度緊急事態宣言が発出され、引き続き、県民利用施設は原則休館の扱いとした。

##### オ 緊急事態宣言解除（3回目）以降

令和3年9月28日の県対策本部会議において、緊急事態宣言は9月30日に解除



## Ⅱ 感染防止対策

されるが、10月24日まではリバウンド防止措置期間として段階的に制限を緩和することとなったことを踏まえ、県民利用施設の利用制限は当面継続することとした。

10月20日の県対策本部会議で、10月25日以降の対応を決定し、県民利用施設については、原則休館から基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することに扱いを変更した。

令和4年1月21日からまん延防止等重点措置を実施するにあたり、1月19日の対策本部会議において、県民利用施設については、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営する扱いを継続することを決定した。その後、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類相当に変更されるまで、扱いは変更しなかった。

### (2) 県民利用施設の臨時休館等の情報収集及び情報提供

新型コロナウイルス感染症の県内感染のまん延防止を図るため、令和2年2月18日付で、「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」（統括危機管理官、総務局危機管理官、健康医療局危機管理官通知）を発出し、県主催の会議、イベント等について、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討することとした。これを受けて、2月19日にくらし安全防災局から各局へイベント等の対応状況について照会を行い、状況を把握するとともに、中止・延期等が決定したもののについて、知事室で一覧表を作成し、報道機関への情報提供等を行った。

その後、国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定したのを受け、2月26日に、県危機管理対策本部会議で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を決定し、その中で県主催の会議、イベント等について原則中止又は延期することとした。この基本方針を踏まえたイベントの対応状況の把握に合わせて、県民利用施設における臨時休館等の状況を把握し、県民向けに分かりやすく周知するため、庁内への照会及び県ホームページへの一覧の掲載を行うこととした。

各局への照会と結果のとりまとめは、くらし安全防災局総務危機管理室（当時）で対応し、照会結果を基に対応状況一覧のページを作成し、県ホームページに掲載する作業は、知事室で対応した。また、照会のタイミング以外で情報を修正する必要がある場合は、施設所管課から知事室に連絡し、随時更新を行うこととした。

最初の照会は令和2年3月2日に実施し、とりまとめ結果を基に、休館等を行っている県民利用施設の一覧を、3月6日から県ホームページに掲載した。また、同日に、県Webサイトで発信している旨の記者発表（参考資料送付）を行った。

その後は、緊急事態宣言の発出等により、県対策本部会議で県の対処方針・基本方針の修正や期間延長が行われた場合等に、時点修正のための照会を行い、ホームページを修正した。緊急事態宣言の解除等により、施設が再開された時期には、再開状況を掲載するなど、一覧の内容は状況に応じて見直した。各局への照会は、令和3年10月20日まで計23回行った。

令和3年10月20日の県対策本部会議で、県民利用施設については、10月25日以降、原則休館から基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することに変更した。この決定を受けた照会が全庁への照会としては最後となり、次に県対策本部会議が開催された11月22日に、今後は時点修正の照会を行わないことを周知した（一覧のページは引き続き掲載され、修正が必要な場合は、施設所管課が知事室と直接調整を行うこととされた。）。

### 4 課題と対応

#### (1) 人員体制等について

この業務については、県対策本部の設置・運営やそれに付随する様々な業務がある中で対応しており、また、当初は県主催イベントの実施状況の照会・ホームページでの周知も並行して行った。

なお、施設の扱いに関する方針が決定するまでは正式に動けず、決定次第、新方針の適用開始までに周知を行うため、照会からホームページ掲載までの期間が1～2日程度しか取れず、可及的に速やかに対応する必要があった。

そうした中で、過去の経緯の詳細が担当者しか分からない状況が生じ、組織的な対応という面で課題があった。

#### (2) 収集・公表する情報について

くらし安全防災局でとりまとめた情報を知事室に提供し、ホームページに掲載する一覧を作成する流れになっていたが、施設ごとに異なる事情（コロナ以外の理由で休館している、福祉施設等で一覧への掲載を希望しない等）があることや、各局で回答の書きぶりがばらばらであったことから、記載内容の確認、調整が必要となった。回答項目の追加などにより対応し、最終的には、ホームページでの公表に必要な情報を整理した回答様式を作成することで、取りまとめ作業の負担軽減を図った。

### 5 将来に向けた教訓

県立施設が、改修工事といった理由でなく長期間休業する事態が起こりうるという前提に立ち、予め、どういった情報をどういう手順で周知するのか、準備をしておくことが必要である。

今回作成した様式などを活用し、どのような項目を報告・公表するのか庁内で共有しておくことで、緊急時に、県民への迅速かつ正確な情報提供を効率よく収集できるになると感じた。

5 (3) 県施設の閉館要請に伴う指定管理施設への費用負担

1 取組の概要

指定管理施設の適切な管理運営を継続させるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、県の方針に沿って事業中止、閉館、利用料金の還付等をした場合に、特別に指定管理料の増や納付金の減の予算措置を実施した（全4回）。

2 経過	
	<p><b>&lt; 1回目：令和2年度6月補正予算 &gt; ※執行対応</b></p>
R2. 3. 24	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設への費用負担の考え方について（通知）」を发出
R2. 4. 10	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事業中止及び閉館等の影響額の照会」を依頼（対象期間：令和2年2月1日から令和2年3月31日）
	<p><b>&lt; 2回目：令和2年度9月補正予算 &gt;</b></p>
R2. 7. 10	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（その2）（通知）」を发出
同日	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和2年4月1日から施設の全面再開まで）
	<p><b>&lt; 3回目：令和3年度6月補正予算 &gt;</b></p>
R3. 1. 21	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（その3）（通知）」を发出
R3. 3. 30	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和3年1月8日から令和3年3月31日）
	<p><b>&lt; 4回目：令和3年度2月補正予算 &gt;</b></p>
R3. 12. 6	指定管理施設所管課あてに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理施設の費用負担の考え方について（通知）」を发出
同日	指定管理施設所管課あてに「指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための影響額の照会」を依頼（対象期間：令和3年4月1日からの実際の閉館期間）

### 3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する指定管理施設への費用負担について、財政課と協議の上、当課で基本的な考え方を整理し、指定管理施設所管課あてに通知及び影響額の照会を実施した。

なお、当課で影響額調査を取りまとめた後、当該調査結果を参考として、財政課が施設ごとに予算調整を行い、施設所管課で費用負担の手続を実施した。

#### (1) 基本的な考え方

県が指定管理者と締結している基本協定書では「指定管理料の限度額は、特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要した経費、利用料金収入又はその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする」としている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の基本方針として、不特定多数の方が集まるイベント等を原則中止又は延期としたことから、感染拡大防止を目的として事業を中止等した場合、これを「特別な事情」と認め、指定管理料を増額又は納付金を減額できることとした。

#### (2) 費用負担の主な範囲

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ア閉館、イ事業の中止、ウ利用料金の還付を行った収入の減について、経費の減との差し引きにより県が費用を負担（一般財源で対応）
- ② 運営再開後の費用の増について、県の基本方針に基づき指定管理者が行う対応のうち、再開に向けた準備や感染対策を行うための費用等を県が負担（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応）

### 4 課題と対応

#### (1) リスク分担と支出科目の整理

過去の事例としては、東日本大震災に伴う損害・損失の補償（平成23年6月補正）と大涌谷周辺（箱根山）の火山活動の影響による損害・損失の補償（平成27年2月補正）の2つがあり、双方とも、県と指定管理者との間で締結した基本協定上のリスク分担に基づき「不可抗力」に該当するものとして、指定管理者に発生した損害・損失を「合理性の認められる範囲」で県が補償している。

過去の事例は2つとも、指定管理者の責に帰すことのできない自然災害（地震や噴火）を原因としたものであり、この際の支出科目は基本的に「補償、補填及び賠償金」で整理している。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、「不可抗力」ではなく、基本協定上の指定管理料や納付金を増減すべき「特別な事情」に該当すると県が認める場合であると整理した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、県の方針に沿って、事業中止、閉館、利用料金の還付等をした場合の収入と支出の増減につい

## II 感染防止対策

て、特別に指定管理料の増や納付金の減の予算措置を図るものであり、この際の支出科目は基本的に「委託料」で整理した<sup>※1</sup>。

※1 年度を超えて費用負担することになったケースにおいて、既に指定期間が終了している場合などは「補償、補填及び賠償金」の支出科目で対応

### □基本協定書標準例における「不可抗力」発生時の費用負担の根拠

(不可抗力が生じた場合の対応)

第●条 乙は、不可抗力による管理業務への影響により、損害・損失や増加費用が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

### □基本協定書標準例における「特別な事情」が認められる場合の費用負担の根拠

(指定管理料の支払方法等)

第●条 指定管理料の額は、歳出予算の範囲内で、年度協定書により定めるものとする。

2 前項の規定により定めた指定管理料の額は、第9条第3項の管理業務若しくは仕様書の内容の変更が行われた場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要した経費、利用料金収入及びその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。

## (2) 指定管理者との協議に基づく費用負担の手続

財政課の予算調整が終了した後、施設所管課では指定管理者との間で費用負担に向けた協議を実施する必要があるため、当該手続に必要な協議書や協定書の参考例を作成し、施設所管課あてに事務連絡を発出した<sup>※2</sup>。

※2 「委託料」の場合は年度協定書の変更、「補償、補填及び賠償金」の場合は補償協定の締結という形で整理し、支出科目に対応した参考例を各々作成

## 5 将来に向けた教訓

特に指定管理者に対して事業中止や閉館などの制限を要請した場合、利用料金収入の大幅な減少等に伴い、指定管理者の経営に直接的な影響を与えるケースも見受けられた。

今回、全4回にわたり対応したことで大きな問題に発展しなかったが、今後も類似の現象が生じた場合、施設所管課が指定管理者との間で丁寧に対話・協議を実施しながら、利用者への影響や経営破綻の危険性なども含めて、可能な限り情報収集に努め、きめ細やかな費用負担のあり方を検討する必要がある。

## 5 (4) 県立スポーツ施設の対応

### 1 取組の概要

#### (1) 県立スポーツセンター

体育センター再整備事業（平成 29 年度～令和元年度）の完了後、令和 2 年 4 月から新たにスポーツセンターとして供用開始予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため供用開始を延期した。その後、県立スポーツセンター感染拡大防止対策ガイドラインを策定し、施設利用を一部制限した上で、令和 2 年 7 月 21 日より供用を開始した。

施設管理者としては、利用人数の制限、手指消毒剤や非接触型体温計の設置等を行った。また、利用者には、利用当日に利用者名簿の提出を求めるとともに、3密防止やマスクの着用等と呼び掛けた。

#### (2) その他の施設（西湘スポーツセンター、武道館、相模湖漕艇場、スポーツ会館、伊勢原射撃場、山岳スポーツセンター、宮ヶ瀬湖カヌー場）

各施設において、施設利用に関する新型コロナウイルス感染症対策である、手指の消毒・マスク着用、利用人数制限、ガイドラインの遵守等を求める看板やチラシを施設各所に掲示し、利用者に注意喚起と呼び掛けた。

### 2 経過

(1) 県立スポーツセンター	
R2. 4. 1	供用開始延期
R2. 7. 9	新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定
R2. 7. 21	供用開始
R2. 10. 1	ガイドラインの改定（1回目）
R3. 1. 8	個人利用・団体利用とも原則中止（既に予約済みのものを除く）
R3. 1. 21	酸素投与センターの設置（1回目）
R3. 5. 28	酸素投与センターの設置（2回目）
R3. 10. 25	利用再開
R4. 8. 1	ガイドラインの改定（2回目）
R5. 2. 1	ガイドラインの改定（3回目）
R5. 3. 14	ガイドラインの改定（4回目）
R5. 5. 8	ガイドラインの廃止
(2) その他の施設	
緊急事態宣言の発令や解除に併せ、各施設の利用休止や再開を実施。	

### 3 取組詳細

#### (1) 県立スポーツセンター

##### ア 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインの策定

スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、『県立スポーツセンター新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン』を策定した。主な内容は次のとおり。

## II 感染防止対策

- ・利用者名簿の提出
- ・LINEコロナお知らせシステムの登録協力の呼び掛け
- ・施設内のマスク着用
- ・アルコール等による手指消毒

(利用者名簿には、当センターの非接触型体温計で測定した体温を記載することとしていたが、令和2年10月1日付けのガイドラインの改定では、利用日当日に体調を確認するとともに、自宅での測定も可能とした。)

### イ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインの改定

令和4年8月1日付けでガイドラインを改定し、観客席を使用する場合、主催者側が大会打ち合わせ前までにイベント(大会等)開催時のチェックリストを作成し、施設側で確認を受けた場合は、収容率の上限を100%まで可能とした。

また、令和5年2月1日付けの改定では、利用者名簿の提出を不要とし、令和5年3月14日付けの改定では、マスク着用の考え方を見直した。

新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行となった令和5年5月8日以降は、ガイドラインを廃止するとともに、感染防止対策取組書を作成し、施設入口へ掲示した。

### ウ 施設利用の制限と再開

令和3年1月8日に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、個人用・団体利用とも原則中止とした。(既に予約済みのものを除く)

なお、リバウンド防止措置期間が解除されたことを受けて、令和3年10月25日から感染症の拡大予防対策等を講じた上で、利用を再開した。

### エ 酸素投与センターの設置

新型コロナウイルス感染症療養者のうち、医師により入院が必要と判断された方の搬送先が確定するまでの間、酸素投与による応急処置をする緊急的な施設として、酸素投与センターが令和3年1月21日から同年3月31日まで及び同年5月28日から7月10日まで、陸上競技場内に設置された。酸素投与センターの開設に向けた準備が行われたものの、結果的には、酸素投与センターとして使用することなく設置は解除された。

### オ その他

- ・アクリルパーテーション及び非接触型体温計等の感染症対策物品の設置
- ・貼り紙の掲示
- ・施設の消毒
- ・観客席等の間隔をあけた使用

### (2) その他の施設

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設において、利用者等が遵守すべき新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドラインを策定した。
- ・入館時には、手指アルコール消毒及び非接触体温計やAI顔認証温度探知カメラ等で入場時の体温測定を実施し、受付にアクリル板を設置した。
- ・施設利用者に対して、体調管理チェックシート等の提出を求めた。
- ・運動時以外のマスク着用を促し、他の利用者、施設管理者等とソーシャルディスタンス(できるだけ2m以上)を確保するよう周知した。
- ・共有備品等を使用する箇所には、アルコール消毒液を用意し、使用後の消毒

## Ⅱ 感染防止対策

のお願いを行った。

- ・感染防止ポスターを施設内外に掲示し、ソーシャルディスタンス、密の回避、接触、歓声等の注意喚起を行った。
- ・施設職員も出勤時に手指アルコール消毒と検温を実施し、健康チェック表として記録した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行した後は、各施設とも、ガイドラインを廃止するとともに、感染防止対策については任意とした。

### 4 課題と対応

#### (1) スポーツセンター

運営方針が変更される都度、利用制限の変更や予約済の利用者への利用の自粛要請、利用時間短縮の協力依頼、ガイドラインの改定等の対応が求められたが、職員及びPFI事業者の協力のもと、臨機応変に対応することができた。

ただし、利用自粛やマスク着用に非協力的な利用者もおり、粘り強く丁寧な説明を要する場合があった。

#### (2) その他の施設

- ・ガイドラインの策定及び改定については、利用者の要望をどこまで聞き入れるか等に苦慮したが、職員間の意見交換や他施設の情報、スポーツ課との相談等を重ねることで、その時の状況に合わせたガイドラインを利用者に提示することができた。
- ・職員及び利用者のアルコール消毒液やそれに付随する消耗品等を購入したが、相当量を必要とするため、各年度消毒に関する消耗品の購入費が大幅な増加となった。また、光熱費の削減に努めたものの、換気を行いながら空調をつけることによって使用量が増えた上に、さらに原油価格高騰も合わさり、光熱費も大幅な増加となった。

### 5 将来に向けた教訓

#### (1) 休館時の法的課題

休館しても、予約済（利用承認が既に行われているもの）のものは、取消ではなく、利用の自粛をお願いする（行政指導）にとどまったため、相手方の理解や協力が得られず、利用されるケースがあった（実効性の確保に問題があり、監査でも話題になった。）。

#### (2) 県立スポーツセンター

新型コロナウイルスへの対応（施設の消毒作業や感染症対策物品の補充などの想定していない業務）については、PFI事業者の協力は不可欠であり、利用者には、利用の制限等について理解していただかなければならない。普段からPFI事業者等と意見交換を行い、利用者からの要望等に真摯に向き合うことで、信頼関係を築いていく必要がある。

#### (3) その他の施設

- ・令和2年4月の緊急事態宣言に始まり、まん延防止等重点措置、リバウンド



## Ⅱ 感染防止対策

防止期間等、数度にわたり、各施設の利用が休止となった。その間、利用再開に向けて、感染症拡大防止のガイドラインを作成・改定したことは、今後、今回のような想定外の状況が起きた時でも活用できる。

- ・施設利用者における様々な制限等に対して、利用者にも色々と協力いただけた。今後とも、利用者から信頼される関係を構築していくことが必要と感じた。

5 (5) 消防学校における取組

1 取組の概要

消防職員初任教育、消防職員専科・特別教育、消防団員教育等を実施

2 経過

No.	時期	概要
①	令和2年度	初任教育生の入寮 4～9月 ⇒ 7～9月に変更 救急科 第1回(10月～)中止、第2回(1月～)実施 その他の専科・特別教育、消防団員教育 中止
②	令和3年度	消防職員教育 通常どおり実施 消防団員教育 概ね通常どおり実施
③	令和4年度	通常どおり実施
④	令和5年度	通常どおり実施

3 取組詳細

① 令和2年度

(感染防止対策の実施)

- 救急救命士資格を持つ消防職員を含め消防学校職員で協議し、対策を実施
- ・ 座学は、間隔をとるため、体育館で実施。大型ファンにより、強制換気
  - ・ 実科訓練は、周囲との距離を確保、マスク着用、大声禁止
  - ・ 食堂は、テーブル上にパーティションを設置、学生番号を席に割り振り毎回同じ席を利用、前後左右の席は空け30分間隔でローテーション
  - ・ 入浴は、40分間隔でローテーション

(消防職員教育 初任教育)

- ・ R2.4.7 緊急事態宣言(1回目)を受け、初任教育生の入寮を4月⇒7月に延期
- ・ 消防学校で実技訓練の動画DVDを作成、消防本部に配布、4月から6月は、所属する市町村で、実技を中心に訓練
- ・ 消防学校に入寮した期間(7月～9月)は、座学を中心に訓練

(消防職員教育 救急科)

- ・ 訓練委託先である神奈川県医師会より、訓練中の感染防止対策の要望あり
- ・ 講義の事前録画、別室からのWEB学習等の準備のため、第1回(10～12月)の実施を見送り、第2回(1～3月)のみ実施、病院内実習は中止

(その他 専科・特別教育、消防団員教育)

- ・ 訓練日数が少なく、感染者が生じた場合に修了認定できないため中止
- ・ (公財)神奈川県消防協会と連携、消防団員を対象にした研修動画を公開

### (R3.3.10 C-CAT助言指導)

横浜東部病院大石博士、県クラスター対策班曲渕技師

- ・体温測定は、朝と晩の2回でよい
- ・感冒症状があればPCR受検の対象とする
- ・37.5℃を基準とせず、平熱より1℃以上高い場合は注意、平熱の把握が重要
- ・体調不良で帰宅・通院する際は、N95マスクを着用し、しゃべらなければ、公共交通機関を利用してもかまわない
- ・感染者発生時、濃厚接触者は隔離するが、その他は通常でよい
- ・同居家族に感染者、濃厚接触者がいた場合、座学はN95マスクを着用させ、同室内隔離、実科訓練は休ませる
- ・トイレ利用に注意事項はない
- ・連続歩調（前後片手間隔）の場合、隊列を組んでの声出しは危険
- ・マスクは、1m以上の距離が確保できれば不用
- ・バスを利用する際は、マスク着用、会話禁止、換気
- ・熱中症警戒とコロナ警戒の両立は、マスクの着脱を場面毎に使い分け
- ・水泳実施の際は、更衣室の最大利用人数の制限、着替え中は会話禁止
- ・食事ローテーションは継続を推奨、会話禁止が重要
- ・入浴ローテーションは継続を推奨、窓は常時開放し、扇風機により強制換気
- ・トレーニングルームは、器具消毒より手指消毒を徹底。器具は、最後の使用者が清拭する程度でよい。有酸素運動器具はマスク着用で使用
- ・外部からの面会者は必要最低限度とし、なるべく控えた方がよい
- ・隔離寮室は、ゾーニングの必要なし、寮室のドアを閉めればよい
- ・N95マスクは有効性が高い

## ② 令和3年度

### (消防職員教育)

- ・概ね通常どおり実施
- ・初任教育生は、夏休み明け（R3.8.18）に、PCR検査を全員実施し、1名陽性
- ・救急科は、病院内実習は中止

### (消防団員教育)

- ・初級幹部科、現場指揮課程、分団指揮課程、女性消防団員等活性化研修、企業防火・防災教育は中止
- ・その他の訓練は通常どおり実施

## ③ 令和4年度

- ・概ね通常どおり実施
- ・救急科は、病院内実習は中止

### (R4.7.25 C-CAT助言指導)

- 横浜東部病院大石博士、横浜市大病院加藤医師、県クラスター対策班小野主事
- ・学生は常にマスクを着用し、話さない、集まらない、距離をとる
  - ・入浴は、シャワーの個数までの人数制限を行い、話さない
  - ・訓練は、ノーマスク時は話さない、距離を保つ
  - ・プールは、人数制限、距離を保つ、話さない
  - ・感冒症状が出たら抗原検査を実施、PCRは発症から3日後に行うとより正確
  - ・寮室内では、N95マスクでなくても、サージカルマスクでも効果あり
  - ・負荷の高い訓練のためマスクを外す場合は、屋外で換気が十分な場所を実施
  - ・寮室での生活が一番のリスク、夜間空調が停止する場合は、換気を徹底
  - ・学生の訓練時は、バディやチームを固定し、接触を極力抑えた構成が必要
  - ・ワクチンを接種し、換気、マスクを着用することで、感染抑制は十分

#### ④ 令和5年度

- ・通常どおり実施
- ・救急科は、病院内実習を再開（年内に1回以上ワクチンを接種した者に限る）

#### 4 課題と対応

##### (課題)

感染防止対策や訓練実施の可否等について、消防本部ごとに意見が違っていたため、全てを聞いていると、方針を定めることができない状態であった。

##### (対応)

方針決定にあたっては、C-CAT等の有識者の意見を基に、消防長会会長と事前相談を行ったうえで、各消防本部と調整を行うこととした

##### (課題)

消防学校学生は、月～金まで寮で過ごし土日は帰宅するが、往復の電車や土日の過ごし方により感染する者が出るおそれがあった

##### (対応)

令和2年度 救急科では、土日も帰宅せず寮で過ごすよう協力要請を行った  
協力要請に応じ消防学校学生の半数が帰宅しなかったが、土日の食事は、コンビニ等での買い出しになり、金銭的な自己負担が大きかった

また、協力要請に応じなかった半数の者は帰宅しているため、感染防止対策としては不十分だった

以後の訓練では、月曜日の登校時に健康チェックを徹底することとした

##### (課題)

感染対策を徹底しているにもかかわらず、学校内での感染が発生した

##### (対応)

入浴時など、学生がマスクを外す場面での行動を徹底的に洗い出し、対応を行った

### (課題)

深夜、換気のために、寮の窓を開ける必要があったが、駐車禁止の道路標識があるにもかかわらず、外周道路に路上駐車しているトラックの排気音が大きく、十分な休息をとることが困難となり、翌日以降の訓練に支障をきたす学生が出てきた

### (対応)

道路管理者の厚木市に相談し、駐車禁止ポールが設置された。

また、厚木警察署に相談したところ、夜間定期的に巡回していただくことになり、路上駐車がなくなった

## 5 将来に向けた教訓

### (消防職員教育)

消防学校が行う教育訓練は、救急科＝救急車乗務員、はしご＝はしご車乗務員、救助科＝レスキュー隊員など、該当部署への異動の前提条件となっている。

令和2年度は、初任教育及び救急科のみ実施したが、その他の専科教育・特別教育は実施できなかったため、市町村消防本部において、退職者の補充や人事異動にあたり、影響が大きかったと後日報告があった。

将来、類似の事態が生じた場合にあっては、速やかに当該感染症の有識者からの助言指導を受け、訓練を継続実施できないか前向きに検討していく必要があると考える。

### (消防団員教育)

令和2年度に、新たに消防団に入団した方向けに、訓練動画を公開したが、カメラの性能により画面が明瞭でない、マイクの性能により風切り音が入ってしまい音声聞きづらい、著作権の問題のため音楽が利用できず盛り上がり欠ける等の結果となった。

準備が十分でない状況で動画撮影を行っても、視聴には結びつきにくいことから、令和5年度に、カメラ、マイク、編集ソフト、編集用パソコン、大判プリンタ等を整備し、動画環境を整えることができた。今後、有効活用していきたいと考える。

また、感染拡大が深刻化した場合に備え、動画の即時的な配信により訓練が実施できるよう、令和4年度から、Zoom Pro(有償版)の契約を行い、配信環境を確保した。

将来、類似の事態が生じた場合にあっては、有効に活用できるよう、平時から定期的に利用し、ノウハウを蓄積していくことが重要であると考えます。

5 (6) 総合防災センターにおける取組

1 取組の概要

防災情報・体験フロアを運営（受付・案内等の業務は、業者委託）

2 経過

No.	日付	内容
①	R2. 3. 28～R2. 7. 31	臨時休館
②	R2. 4. 30～R2. 6. 28	厚木市PCR検査会場として使用許可
③	R2. 7. 16	専門家による助言指導（健康医療局事業）
④	～R2. 7. 29	感染症対策用品の購入
⑤	R2. 7. 30	委託業務の変更契約（仕様変更）
⑥	R2. 8. 1～R5. 3. 31	完全事前予約制で受入再開
⑦	R5. 4. 1～	通常開館

3 取組詳細

① 臨時休館（R2. 3. 28～R2. 7. 31）

新規予約の受付中止

既に予約を受けている団体に連絡し、希望する場合は受入

受付・案内等の業務委託は、教育局生涯学習課に対応を照会し、博物館等に準じて、電話対応や準備作業を依頼することで、再開時に向けて契約を維持

② 厚木市PCR検査会場として使用許可（R2. 4. 30～R2. 6. 28）

防災情報・体験フロアは、完全に受入中止

委託業者は2階コミュニケーションルームで体験フロアに関する電話対応

短期間で検査会場は使用終了（立地が不便なためか、検査希望者は少なかった）

③ 専門家による助言指導（健康医療局）（R2. 7. 16）

令和2年6月29日付け健康医療局総務室事務連絡を受け、健康医療局へ助言を依頼

令和2年7月16日、横浜市東部病院 感染管理対策室 副室長、北里大学 医学部 准教授、ケアファシリティリサーチラボ 代表（看護師）の3名が来所

（助言の概要）

- 受付カウンターにパーティションを置けばフェイスシールドは不要
- 各コーナーに消毒薬を置き、体験前に手指消毒を行うこと
- 館内の清掃は通常どおりで問題ない
- 換気が重要、換気が悪いコーナーには換気扇があると望ましい
- シアターの座席は、前後左右で、隣り合わなければ問題ない
- 異なる集団が交わることがないように、案内時に注意を払う
- 飲食スペースは、マスクを外す時間を短くするため、水分補給に限る

### ④ 感染症対策用品の購入（～R2. 7. 29）

（購入した主な物品）

- フェイスシールド（購入したが、声が県民に伝わりづらいため、使用中止）
- 受付用パーティション
- 換気用ファン
- 消毒用高濃度エタノール（希少性から高価格【20 リットル 43,300 円（税込）】）
- 非接触型温度計（廉価なサーモゲートは起動が遅く団体には不適だった）

### ⑤ 委託業務の変更契約（仕様変更）（R2. 7. 30）

（主な変更内容）

- 同じ時間帯には、1 グループのみ受入
- 1 グループは1～40 名、40 名を超えた場合は別グループに分ける
- 予約時に、マスクを着用していない方は入館できない旨を伝える
- 来館時に、発熱等の症状が無いことを確認する
- 強風体験で使用するゴーグルは、使用のたびに消毒する
- 雨体験は中止（レインコートの着回しが必要になるため）
- 午前、昼、午後の3 回以上、来館者が触れる箇所を消毒する
- 常に換気に留意する
- コインロッカーは使用中止
- 委託業者のスタッフが感染した場合は、即時休館とする

### ⑥ 完全事前予約制で受入再開（R2. 8. 1～R5. 3. 31）

専門家による助言指導の結果を受けて、完全事前予約制で受入再開  
遠足・社会見学等、行事利用は継続的に予約あり。学校を対象に広報を実施

### ⑦ 通常開館（R5. 4. 1～）

通常開館（10 名以上要事前予約、団体案内1 グループ 50 名）

## 4 課題と対応

### （課題）

委託業者（受付・案内等）との契約継続の可否（委託業者スタッフの雇用問題）

### （対応）

当面は、電話対応や準備作業を依頼することで、再開時に向けて雇用を維持  
専門家による助言指導を活用し、感染防止対策を徹底して、受入再開

### （課題）

感染症に関する情報の不足から、委託業者のスタッフの間で不安感があつた

### （対応）

専門家による助言指導内容を共有し、感染防止対策について意見を出し合う場を  
設けることで、感染症に関する心理的不安を少なくすることができた

### 5 将来に向けた教訓

受入・案内等の業務委託を維持したことで、経験豊富な委託業者のスタッフが離職することなく、業務を継続させることができた。

専門家による助言指導に従い、物品購入、仕様変更等の対策を行うことができた  
感染症ごとに、必要な対策は異なるため、将来、同様の事態が生じた場合は、速やかに専門家による助言指導を受け、感染防止対策の徹底に取り組む。



### 5 (7) 県立文化施設の対応

#### 1 取組の概要

文化課所管の県立文化施設（県民ホール本館、KAAT 神奈川芸術劇場、音楽堂、かながわアートホール及び近代文学館）において、指定管理者を通じ、県の基本方針等に応じた対応（休館、新規予約の受付停止、イベントの変更、感染症拡大予防策の実施等）を行った。

#### 2 経過

緊急事態宣言の発令や解除、県の基本方針等の改定に併せ、各施設の利用休止や再開、各種利用制限を随時実施した。

#### 3 取組詳細

各時期における県の基本方針等に応じた対応（休館、新規予約の受付停止、利用人数の制限、イベント等の中止・延期・変更要請、手指消毒剤や体温計の設置等）を行った。

各施設においては、主催者、来場者等が遵守すべき新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドラインを令和2年6月に策定し、以降、適宜改定した。利用者（主催者、来場者等）に対しては、ガイドラインに基づき、感染拡大予防対策を呼びかけた。

そのほか、施設の状況に応じて、主に次の取組を行った。

- ・ 貸館予約者にイベント自粛を要請し、新型コロナウイルス感染症を理由として利用をキャンセルされた場合には、利用料金を還付した。
- ・ 施設内のレストラン等に休業要請し、休業期間の使用料を還付した。
- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（いわゆる「ビル管法」）に定められている、空気環境の二酸化炭素濃度の基準値 1,000ppm 以下を満たすための必要な換気やCO<sub>2</sub>センサーの監視を行うとともに、利用者の安心のため、場内アナウンスや情報掲示を行った。
- ・ 県及び各指定管理者が主催する公演等のオンライン配信を行った。KAAT 神奈川芸術劇場とかながわアートホールにおいては、オンライン配信対応のため光回線が利用できるよう配信整備工事を行った。

#### 4 課題と対応

- ・ 緊急事態宣言の発令や解除、県の基本方針等の改定のたびに、指定管理者を改定内容の決定時まで待機させ、施設利用方法の変更、ホームページの変更等を通知（指示）した。指定管理者の努力もあり、臨機応変に対応することができたが、対応時間に余裕がなく、県、指定管理者双方の事務的負担が大きかった。
- ・ 各施設のガイドラインについて、施設の事情により異なる部分と、施設の事情によらずに異なる部分があり、指定管理者に対してなるべく統一するよう指導したが、統一されていない記載も見られた。
- ・ 公演等のオンライン配信については、新たな鑑賞方法を提供できたという面がある一方で、リアルで鑑賞する場合と同等の満足感が視聴者に与えられるかという課題があった。

### 5 将来に向けた教訓

施設の利用制限やマスク着用等の感染拡大予防対策に対して苦情が寄せられることもあったが、丁寧に対応したこともあり、大きな問題とはならなかった。

利用制限は国や県の方針等により決定されるものであるが、方針等が科学的にどの程度有効かわからない面があり、そうしたことが、苦情が寄せられる一因でもあったと考えられる。

次に同様の事態が起こった際には、どのような科学的な根拠に基づいて方針等が定められ、それに応じた対策を行うのかを説明できるようにしておくことが、文化施設のみならず、県全体としての対応として必要である。

5 (8) 公園での対策

1 取組の概要

県立都市公園は、コロナ禍で外出等が大幅に制限された際においても、地域の方々の身近なオープンスペースとして、また、県民の心と体の健康を維持する場として必要であることから閉鎖をせず、感染防止対策等を講じながら、サービスの提供を継続し、多くの利用があった。

一方、感染拡大時には、県の基本方針等に基づき、人流抑制等の観点から、駐車場や運動施設など公園施設の利用制限を実施するなど、様々な措置を講じた。

また、感染拡大の防止を図るため、公園利用者へ「密回避」「手洗い・消毒」「咳エチケット」など基本的な感染防止対策の徹底を看板や園内放送などで呼びかけた。

2 経過

R2. 2. 26	県が基本方針を策定 不特定多数の方が集まるイベント等は原則中止又は延期となったことを受け、全公園でイベントを順次中止
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 3. 2	恩賜箱根公園の湖畔展望館など 15 公園の屋内施設の利用を順次休止
R2. 3. 11	県が基本方針を改定 花見対応として、密集、近距離での会話や飲食を伴う宴会等の自粛を促す看板の設置、放送等での呼びかけの実施
R2. 3. 26	県が基本方針を改定 県民へ週末の不要不急の外出自粛を要請
R2. 3. 27	保土ヶ谷公園の野球場など 7 公園の屋外有料公園施設を順次休止
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u> 外出自粛要請を受け、大型遊具など人が密集する施設を順次休止
R2. 4. 9	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長から県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、葉山公園など 21 公園の駐車場を順次閉鎖
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 1	公園施設の利用制限や駐車場の閉鎖を順次解除 有料運動施設の利用予約を再開
R2. 6. 10	3 公園の屋外プールは、不特定多数の利用者による密集密接が回避できないことから開設を断念
R2. 7. 1	有料運動施設の利用や公園でのイベントを順次再開
-----	-----

## II 感染防止対策

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u> 県民へ外出自粛を要請したことを受け、保土ヶ谷公園の野球場など7公園の有料運動施設を休止したほか、全公園でイベントを中止
R3. 3. 5	花見対応として、近距離での会話や飲食を伴う宴会等の自粛を促す看板の設置、放送等での呼びかけの実施のほか、園路対策も実施
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u> 公園施設の利用制限等は継続
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 29	葉山町及び愛川町は、人流が集中することを懸念 地元首長より県有施設(駐車場)の閉鎖要請があり、ゴールデンウィーク期間中、葉山公園とあいかわ公園の駐車場を閉鎖
R3. 6. 22	3公園の屋外プールは、感染防止対策を徹底し、開設する方向で準備を進めてきたが、人流抑制の観点から開設を断念
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 8. 7	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長より県有施設(駐車場)の閉鎖要請があり、葉山公園など6公園の駐車場を順次閉鎖
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1	<u>リバウンド防止措置期間 (10. 24 まで)</u> 公園の駐車場閉鎖を解除
R3. 10. 25	有料運動施設の利用を順次再開
R3. 11. 1	公園のイベントを順次再開
-----	-----
R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置 (3. 21 まで)</u>
R4. 3. 17	県が基本方針等を改定 県立都市公園内の花見では「静かに・少人数で・短時間の・マスク飲食」等をお願い
R4. 7. 9	3公園の屋外プールは、健康医療局のアドバイスのもと、指定管理者と県で「プールにおける感染防止対策の考え方」をとりまとめ、更衣室の換気など感染防止対策を徹底したうえで3年ぶりに開設

### 3 取組詳細

#### (1) 公園に求められる役割

- ・ 県の実施方針では、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出自粛を県民に求めた。こうした中、公園は、県民にとって、「生活や健康の維持に欠かせない場」となったことから、公園を利用される方に、基本的な感染防止対策を求めたうえで公園を開放した一方で、密になりやすい

## Ⅱ 感染防止対策

大型遊具や、屋内施設・有料運動施設の利用を休止するなど利用制限を実施した。

### (2) 公園利用者への対応

#### ア 公園利用者への呼びかけ

- ・ 公園利用者に対しては、「人と人との距離を空ける」「密集を避ける」「手洗いや手指の消毒」「咳エチケット」等の基本的な感染防止対策の徹底について、園内各所へ設置した看板や掲示物、園内放送などで呼びかけ等を行った。

#### イ 公園施設における対応

- ・ 公園利用者が利用する公園施設においては、手指消毒薬や離隔表示の設置、窓口の飛沫対策、換気の徹底、不特定多数が接触する場所の清拭消毒など、きめ細かい対応を実施した。

### (3) 公園施設の利用休止等の利用制限

#### ア イベント等の自粛

- ・ 県立都市公園でのイベント等の催し物は、令和2年2月26日に策定した県の基本方針に基づき、2月末から緊急事態宣言が解除された5月末までの間、中止や延期とした。
- ・ 令和3年は、1月8日に緊急事態宣言が適用され、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を経て、リバウンド防止措置が終了する10月24日までの間、イベント等は中止や延期とした。以降、令和4年の上半期頃までは、主催者の判断で、準備に日時を要する大規模なイベント等の多くが中止となった。

#### イ 飲食を伴う宴会等の自粛

- ・ 三ツ池公園などは、桜の名所であり、例年、多くの花見客で賑わうが、令和2年3月の県の基本方針等の改定を受け、令和2年は、密を回避するため、飲食を伴う宴会等の自粛を利用者に呼びかけたほか、指定管理者による園内巡視や、200枚以上の看板等の設置、園内放送での周知を行った。
- ・ 令和3年は、前年同様の対応を行ったほか、花見などで密な状態を回避し、安全に安心して利用いただけるよう、園路の一方通行などの対策を講じた。
- ・ 令和4年は、3月下旬でまん延防止等重点措置が解除されたため、利用者に宴会等の自粛要請はせず、「静かに・少人数で・短時間の・マスク飲食」を呼びかける看板の設置や、指定管理者による園内巡視などを行った。
- ・ 各年とも、大きなトラブルもなく、マナー遵守のもとで、花見が行われた。

### ウ 屋内施設・有料運動施設等の休止

- 令和2年3月1日付けの国通知で「屋内の換気が悪い空間は感染リスクが高い」との見解が示されたことから、恩賜箱根公園の湖畔展望館など15公園の屋内施設の利用を3月2日から順次休止した。

【利用制限期間】令和2年3月2日～5月31日

恩賜箱根公園	：湖畔展望館	観音崎公園	：森のロッジ等
大磯城山公園	：茶室等	秦野戸川公園	：茶室等
境川遊水地公園	：今田管理センター	茅ヶ崎里山公園	：里の家等
湘南海岸公園	：体験学習館	辻堂海浜公園	：交通展示館等
あいかわ公園	：工芸工房村等	七沢森林公園	：森のアトリエ等
座間谷戸山公園	：里山体験館等	相模原公園	：グリーンハウス等
津久井湖城山公園	：展示室等	保土ヶ谷公園	：体育館等
四季の森公園	：ビジターセンター等		

- 令和2年3月26日に県が基本方針を改定し、「週末の不要不急の外出自粛」を求めたため、保土ヶ谷公園の硬式野球場など7公園の有料運動施設の利用を順次休止した。5月末に緊急事態宣言が解除されたことから、6月1日から予約の受付を再開し、7月から利用を順次再開した。

【利用制限期間】令和2年4月4日～5月31日

秦野戸川公園	：少年野球場、多目的グラウンド
辻堂海浜公園	：多目的グラウンド
湘南汐見台公園	：少年野球場、多目的グラウンド
境川遊水地公園	：少年野球場、多目的グラウンド、テニスコート
相模三川公園	：軟式野球場、少年野球場、多目的グラウンド、パークゴルフ場
三ツ池公園	：軟式野球場、多目的広場、テニスコート
保土ヶ谷公園	：硬式野球場、軟式野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等

- 令和3年は、緊急事態宣言が適用された1月8日から、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を経て、リバウンド防止措置の期間が終了する10月24日までの間、予約の受付を中止するなどの利用制限を行った。
- パークセンターや体育館などの屋内施設は、利用再開にあたり、窓口での飛沫感染防止のための遮蔽シートやアクリル板の設置、アルコール消毒液の設置のほか、休憩ベンチの間引きを行うとともに、換気や、手すり、ドアノブ、ベンチ等の消毒などの感染防止対策を徹底した。
- また、屋内施設の利用者に対しては、体調管理チェックシートや施設利用時の検温の実施、感染状況確認アプリへの登録案内等を行ったほか、施設利用後のアルコール消毒の協力をお願いした。

## II 感染防止対策

### エ 駐車場の閉鎖

- ・ 三浦半島や湘南の海岸沿いなどで、都心の密を避けた人や車が集中し、交通渋滞が発生するなど、地域住民から不安の声が、県や地元市町に多く寄せられた。これを受け、地元の首長は、令和2年4月に自らが管理する公営駐車場を閉鎖するとともに、県に対し、県有施設（駐車場）の閉鎖を要請した。
- ・ 県は、これを受け、エリアマネジメントの観点から、4月中旬から5月31日までの間、県立都市公園で駐車場のある24公園のうち、横浜市内の県立都市公園を除く21公園で駐車場の閉鎖等を行った。

#### 【利用制限期間】 令和2年

4月16日～5月31日：葉山公園、湘南海岸公園、辻堂海浜公園、あいかわ公園

4月17日～5月31日：観音崎公園、城ヶ島公園

（観音崎公園のみ市要請で段階的に開放し全面開放は6月20日）

4月25日～5月31日：七沢森林公園、相模湖公園、相模原公園、津久井湖城山公園、山北つぶらの公園、東高根森林公園

4月29日～5月31日：秦野戸川公園、境川遊水地公園、座間谷戸山公園、恩賜箱根公園

5月2日～5月31日：大磯城山公園、いせはら塔の山緑地公園、茅ヶ崎里山公園、相模三川公園、おだわら諏訪の原公園

- ・ 令和3年も、ゴールデンウィークや夏休み期間中に、人や車の集中を不安視する地元の首長から、県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、葉山公園やあいかわ公園など7公園の駐車場を閉鎖した。

#### 【利用制限期間】 令和3年

4月29日～5月11日：葉山公園

4月29日～5月31日：あいかわ公園

8月7日～9月30日：相模原公園、葉山公園

8月12日～9月30日：湘南海岸公園

8月14日～9月30日：辻堂海浜公園

8月25日～9月30日：観音崎公園

8月28日～9月30日：城ヶ島公園

- ・ なお、公園の駐車場は、完全に閉鎖せず、車いすやベビーカーを利用している方など、車を使用せざるを得ない方に配慮した運用を行った。

### オ 屋外プールの利用中止と開設

- ・ 辻堂海浜公園、保土ヶ谷公園、三ツ池公園の3公園では、夏季限定で屋外プールが開設するが、令和2年は、5月の時点で、緊急事態宣言が発出されるなど、不特定多数の利用者の密集密接を回避することが難しいことから、プールの開設を断念した。

## II 感染防止対策

- 令和3年は、プール開設に向けて、他自治体等から情報を収集し、感染防止対策を徹底したうえで、開設する方向で準備を進めていたが、感染者数の下げ止まりや変異株による感染拡大を受け、人流抑制が必要となったことから、プールの開設を断念した。
- 令和4年は、感染力の高いオミクロン株が流行していたが、健康医療局に確認し、感染リスクが低い屋外プールを開設することとした。なお、開設にあたっては、同局からのアドバイスをもとに、指定管理者とともに「プールにおける感染防止対策の考え方」をとりまとめ、更衣室の換気など感染防止対策を徹底したうえで、利用制限を行わずにプールの管理運営を行った。

### 【屋外プールの主な感染防止対策（令和4年版）】

- ①基本的な感染防止対策 検温、手指消毒、LINEコロナお知らせシステム
- ②利用者へ注意喚起※ 監視員による指導、放送や掲示等によるお願い  
※マスクは「熱中症予防の観点から必要に応じて外すことを可能」とした。
- ③更衣室の対策 換気の徹底、消毒、室内での密の回避、二酸化炭素濃度測定器の設置、水着着用での来園のお願い
- ④プールの混雑状況の発信 ホームページの情報発信
- ⑤従業員のヘルスチェック 検温、体調確認

## 4 課題と対応

### （1）関係局との連携

公園施設の利用制限は、県土整備局内の所管施設だけでなく、局外の所管施設等と歩調を合わせた対応が必要であったため、関係局との連携を図った。

### （2）情報発信の必要性

感染拡大防止の観点から、施設の一部利用中止やイベントを中止したが、利用に係る問合せが数多く寄せられたため、情報発信に努めた。

### （3）指定管理施設の取扱い

駐車場などの公園施設は、指定管理者が運営し、料金収入を公園の管理運営費の一部に充てているため、県の要請により公園施設を閉鎖することで、公園の適切な管理運営に支障をきたさないように、その減収分を県が負担した。

## 5 将来に向けた教訓

県立都市公園は、県民の心と体の健康を維持する場として、閉鎖せずに、サービスの提供を継続していく必要があるインフラであることを確認できた。今後は、有事の際を想定し、速やかな情報共有や意思決定が行える体制づくりが必要である。また、公園施設の利用休止等に係る情報は、県や指定管理者のホームページ等で、細やかに発信する必要がある。



5 (9) 道路での対策

1 取組の概要

人流を抑制し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、地元市町からの要請に応じて、駐車場を閉鎖した。

また、道路情報板や横断歩道橋に設置した横断幕を使って、外出自粛を呼びかけるメッセージを発信した。

2 経過

R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u>
R2. 4. 9	三浦半島や湘南地域の海沿いなどで、人流が集中し渋滞等が発生 地元首長から県有施設（駐車場）の閉鎖要請があり、由比ガ浜地下駐車場など7駐車場を、調整が整った箇所から順次閉鎖
R2. 4. 20	国から、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけの協力依頼
R2. 4. 21	県内 89 箇所の道路情報板で外出自粛等の呼びかけを実施
R2. 4. 24、 4. 28	県内 17 箇所の横断歩道橋に外出自粛を呼びかける横断幕を設置
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 1	駐車場の閉鎖を、調整が整った箇所から順次解除 横断幕撤去
R2. 8. 31	道路情報板による呼びかけを終了
-----	
R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u> 県民へ外出自粛を要請したことを受け、県内 89 箇所の道路情報板で 外出自粛等の呼びかけを実施
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 28	県内 17 箇所の横断歩道橋に外出自粛を呼びかける横断幕を設置
R3. 4. 29	複数の地元市町から、市営・町営駐車場の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限（4. 29～5. 11）するよう要請があったことに応じて、由比ガ浜地下駐車場を閉鎖
R3. 5. 12	由比ガ浜地下駐車場の閉鎖を解除 横断幕撤去
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 8. 7	複数の地元市町から、市営・町営駐車場等の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限するよう要請があったことに応じて、由比ガ浜地下駐車場など4駐車場を調整が整った箇所から順次閉鎖
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1	駐車場の閉鎖を解除
R3. 11. 1	道路情報板による呼びかけを終了
-----	
R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置 (3. 21 まで)</u> 県内 89 箇所の道路情報板で外出自粛等の呼びかけを実施
R4. 3. 22	道路情報板による呼びかけを終了

### 3 取組詳細

#### (1) 県営駐車場の閉鎖

- 三浦半島や湘南の海岸沿いなどで、都心の密を避けた人や車が集中し、交通渋滞が発生するなど、地域住民から不安の声が、県や地元市町に多く寄せられた。これを受け、地元の首長は、令和2年4月に自らが管理する公営駐車場を閉鎖するとともに、県に対し、県有施設（駐車場）の閉鎖を要請した。

- 県は、これを受け、エリアマネジメントの観点から、4月中旬から6月中旬にかけて7駐車場を閉鎖した。

##### 【令和2年度閉鎖期間】

- 4月15日～6月19日：立石駐車場（国道134号 横須賀市）
- 4月16日～5月31日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 4月16日～5月31日：片瀬海岸地下駐車場（国道134号 藤沢市）
- 4月22日～5月31日：三崎駐車場（県道26号 三浦市）
- 4月24日～5月31日：早川駐車場（国道135号 小田原市）
- 4月25日～5月31日：宮ヶ瀬第3駐車場（県道64号 相模原市）
- 4月25日～5月31日：大柵沢広場駐車場（県道64号 清川村）

- 令和3年度もゴールデンウィークや夏休み期間中に、人や車の集中を不安視する複数の地元市町から、市営・町営駐車場等の閉鎖と合わせて、県営駐車場を利用制限するよう要請があったことに応じて、県が管理する4駐車場を閉鎖した。

##### 【令和3年度閉鎖期間】

- 4月29日～5月11日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 8月7日～9月30日：由比ガ浜地下駐車場（国道134号 鎌倉市）
- 8月7日～9月30日：立石駐車場（国道134号 横須賀市）
- 8月12日～9月30日：片瀬海岸地下駐車場（国道134号 藤沢市）
- 8月12日～9月30日：早川駐車場（国道135号 小田原市）

#### (2) 道路情報板による外出自粛等の呼びかけ

- 令和2年4月20日に、国土交通省関東地方整備局から、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、依頼があった。

- 県は、国からの依頼が、外出抑制に繋がり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に資するものと考え、道路情報板による外出自粛等の呼びかけを行った。



令和2年の道路情報板の表示  
(ゴールデンウィークほか)



令和3年の道路情報板の表示  
(ゴールデンウィーク)

## II 感染防止対策

### (3) 横断幕による外出自粛の呼びかけ

- ゴールデンウィークにおける県への人流を抑制するため、令和2年度は、「～今は、神奈川に来ないで～ 海岸沿いの国道・県道の観光利用はお控えください。」というメッセージを、また、令和3年度は、「～今は、神奈川に遊びに来ないで～ GWは、今年もがまんのウィーク」というメッセージを横断幕にして、県境や海岸沿いの国道・県道近くにある横断歩道橋に掲げ、発信した。



令和2年度に設置した横断幕



令和3年度に設置した横断幕

## 4 課題と対応

### (1) 指定管理施設の取扱い

- 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場は指定管理者が運営していることから、閉鎖にあたっては、指定管理者から同意を得る必要がある。由比ガ浜地下駐車場は、鎌倉市、鉄道事業者、バス事業者と連携して、パークアンドライドを実施しているため、関係者の協力を得ることにより早急の対応ができた。
- 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場は、駐車料金が指定管理者の収入となる利用料金制を導入しているため、県の要請により駐車場を閉鎖する場合、閉鎖に伴う減収分を県が費用負担する必要があり、対応した。

### (2) 横断幕による外出自粛の呼びかけ

- 横断幕については、国・政令市管理施設への占用手続きに一定の日数を要したが、関係機関と連携し、できるだけ速やかに対応することができた。

## 5 将来に向けた教訓

駐車場の閉鎖については、迅速な対応が図れるよう、予め協力体制を構築しておくことや、指定管理施設における減収に対する考え方をまとめておくことなどが重要である。

5 (10) 河川・海岸での対策

1 取組の概要

(1) 河川

- 河川は河川法により自由使用が原則ではあるが、感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会やバーベキュー等の利用を控えるよう、自粛看板を設置した。
- 河川敷に人が集まることで、感染拡大が懸念されたため、各土木事務所が判断する箇所ではバーベキュー自粛看板を掲示した。
- バーベキュー利用の多い相模川・中津川の河川敷において、地元市町から車両乗入防止の要望を受けたことを条件に、河川敷の土地を管理する主体として、車両乗入防止措置を行った。

(2) 海岸

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された中で、地元以外の人々が海岸にレジャーを楽しむために押し寄せ、感染が拡大する恐れがある期間には、海岸への立ち入りを控えていただく旨を記載した看板を設置した。
- ホームページ等の県の広報媒体の活用や、看板の設置により、感染防止対策の周知に努めた。

2 経過

(1) 河川	
R2. 2. 26	県が基本方針を策定 国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す 宴会等の利用を控えるよう、掲示を設置【宴会自粛看板】 <u>緊急事態宣言 (5.25 まで)</u> 緊急事態宣言が解除
R2. 3. 1	
R2. 3	
R2. 4. 7	
R2. 5. 25	
-----	
R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3.21 まで)</u> 緊急事態宣言が解除 河川敷でのバーベキューを控えるよう、掲示を設置【バーベキュー自粛看板】(座間市は、R3.8~9) (40箇所) 車両乗入防止措置の実施(厚木市、愛川町) <u>まん延防止等重点措置 (8.1 まで)</u> <u>緊急事態宣言 (9.30 まで)</u> 緊急事態宣言が解除
R3. 3. 21	
R3. 4~10	
R3. 4~10	
R3. 4. 20	
R3. 8. 2	
R3. 9. 30	

(2) 海岸	
R2. 2. 26	県が基本方針を策定
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言 (5. 25 まで)</u>
R2. 4～5. 29	感染拡大防止看板の設置
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 5. 29 ～R3. 4. 29	感染拡大防止看板の設置
-----	
R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言 (3. 21 まで)</u>
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置 (8. 1 まで)</u>
R3. 4. 29～9. 30	海岸への立入自粛看板の設置 (海水浴場除く)
R3. 7. 1～8. 15	感染拡大防止看板の設置 (海水浴場のみ)
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言 (9. 30 まで)</u>
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 10. 1～	感染拡大防止看板の設置
-----	
R5. 3. 13～	感染拡大防止看板の撤去

### 3 取組詳細

#### (1) 河川

##### ア 宴会自粛看板の設置

- 県立公園における花見対応と歩調を合わせ、飲食を伴う宴会等の利用を控えるよう、自粛看板を設置した。
- 掲示箇所の選定、掲示終了時期は、各土木事務所に一任した。

##### イ バーベキュー自粛看板の設置

- まん延防止等重点措置以上の宣言等がされている場合、河川敷に人が集まることで、感染拡大が懸念されたため、各土木事務所が判断する箇所で自粛看板を掲示した。
- バーベキュー自粛看板については、海岸・県立公園等における対応とは関連なく、河川独自の対応となった。

##### ウ 車両乗入防止措置の実施

- バーベキュー利用が多い相模川・中津川の河川敷では、バーベキュー客の利用による感染拡大を懸念して、地元市町が閉鎖を県に求めた。
- このため、河川法では自由使用が原則であるが、緊急事態宣言（又は、まん延防止措置）が発令されるような感染拡大が懸念される状況で、地元市町から車両乗入防止の要望を受けたことを条件に、河川敷の土地を管理する主体として、車両乗入防止措置を行った。

### (2) 海岸

#### ア 海岸への立入自粛について

- 緊急事態宣言が出された令和2年のゴールデンウィーク、まん延防止等重点措置が出された令和3年のゴールデンウィークから夏にかけては、地元以外の人々が海岸にレジャーを楽しむために押し寄せ、感染が拡大する恐れがあることから、海岸への立ち入りを控えていただく旨を記載した看板（海岸への立入自粛看板）を設置した。

- ・令和2年4月下旬～5月29日

- 「海岸への立ち入りはお控えください」

- ・令和3年4月29日～9月30日（海水浴場を除く）

- 「近隣の方を除き海岸への立ち入りはお控えください」

- 設置枚数：約400枚

#### イ 感染防止対策の周知

- ホームページ等の県の広報媒体を活用して、市町と連携して、感染防止対策の周知に努めた。
- 海岸に、「距離空ける」、「密集を避ける」、「マスク着用」といった感染拡大防止を呼びかける看板（感染拡大防止看板）を設置した。  
なお、海水浴場が非開設となった海岸では、感染拡大防止を呼びかける看板の代わりに、遊泳自粛を呼びかける看板を設置した。

## 4 課題と対応

### (1) 河川（車両乗入防止措置の実施）

- 地元住民は、従来からバーベキュー客のマナーの悪さ（廃棄物の放置や火の不始末等）を不快に感じており、感染拡大防止を名目とする進入防止措置を求める傾向があったことから、何らかの宣言発出を条件とすることとした。
- 一方で、鮎釣り解禁以降の措置継続は、遊漁券の販売収入に影響を受ける漁業協同組合にとって、望ましくないが、令和3年は、鮎釣り解禁以降も、乗入防止措置が続いたため、関係する漁業協同組合に事前説明を行った。

### (2) 海岸

- 海岸への立入自粛看板や感染防止看板の設置は、対象とする海岸延長が長いため設置枚数が多く、緊急事態宣言の発出等により対応が変化する度に看板の張り替えが必要となったが、各土木事務所が、直営作業や事業者への発注によって的確に作業を進め、スピード感をもって対応することができた。

## 5 将来に向けた教訓

- 車両乗入防止措置など、河川法における自由使用の原則との整合性を考えていかなければならないことがある。また、コロナ感染拡大防止のための措置が、漁業協働組合などの営業に影響を与えることもあるので、慎重な検討が必要である。
- 海岸への立入自粛看板の設置に関して、地元住民から、海岸に隣接した駐車場を閉鎖すべきであるとの意見をいただいたが、海岸管理者が管理する駐車場ではなく、公園等の駐車場であったことから、人流抑制をエリア的に考えている地元市町と連携していく必要がある。

5 (11)東京2020オリンピック・パラリンピック

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で開催が1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な大会運営に向け、本県の提案により、組織委員会、県、横浜市などの関係市のほか県病院協会や県医師会などの関係機関を構成員とする「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」を設置し、3回の協議会を開催して感染対策の徹底に向けた協議を行った。

協議の結果、県内に滞在する大会関係者から陽性者が発生した場合、言語や食事のハラル対応など配慮が必要な場合もあるため、搬送先を分散せず集約することが望ましいことから、重症の場合は、「高度急性期・急性期病院」、中等症の場合は、「神奈川県立臨時の医療施設(湘南ヘルスイノベーションパーク内)」、無症状・軽症の場合は、「湘南国際村センター」、また、スクリーニング検査で陽性と判定された際の再検査については、湘南鎌倉総合病院において対応する「東京2020大会における神奈川モデル」として整理し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した。

県が受け入れた海外選手団の事前キャンプにおいては、国が作成した「受入れマニュアル作成の手引き」をもとに感染症対策をまとめた「受入れマニュアル」に基づき、三密の回避、こまめな消毒、手洗い、マスク着用等の基本的対策や、関係者へのPCR検査の実施などの対策を徹底した。

また、施設内などでは選手団と一般利用者等との動線分離など行ったほか、選手たちの体調変化を察知するための日々のスクリーニング検査や運営スタッフらによる声掛けなども積極的に行い感染防止に努めた。

東京2020大会公式文化プログラムである「東京2020NIPPON フェスティバル」では、当初、有観客で文化プログラムを開催予定だったが、オンライン配信に変更して実施した。

2 経過	
R3. 5. 27	知事が組織委員会橋本聖子会長に対し、安全・安心な大会の開催に向け、組織委員会及び県内の会場所在自治体等による協議会の設置などについて提言書を手交
R3. 6. 4	第1回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 6. 11	第2回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 6. 22	第3回「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」の開催
R3. 7. 2	県立相模湖漕艇場においてカナダ選手団(ボート)の事前キャンプ受入れ 県立宮ヶ瀬カヌー場においてブラジル選手団(カヌー)の事前キャンプ受入れ
R3. 7. 8	県立スポーツセンターにおいてエジプト選手団(フェンシング)の事前キャンプ受入れ

## II 感染防止対策

R3. 7. 13	県立スポーツセンターにおいてエルサルバドル選手団（ボクシング、陸上）の事前キャンプ受入れ
R3. 7. 23	東京 2020 オリンピック開幕
R3. 8. 8	東京 2020 オリンピック閉幕
R3. 8. 13	県立スポーツセンターにおいてポルトガルパラリンピック選手団（ボッチャ、陸上、バドミントン、水泳、自転車、柔道）の事前キャンプ受入れ
R3. 8. 24	東京 2020 パラリンピック開幕
R3. 9. 5	東京 2020 パラリンピック閉幕

### 3 取組詳細

#### <神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京 2020 大会協議会>

東京 2020 大会において、県内では、セーリング、サッカー、野球・ソフトボール、自転車競技ロードレースの4競技の開催が決定していた。大会時の選手村は都内に設置されることになるが、セーリング競技については県内（大磯プリンスホテル内）に分村が置かれることとなり、大会前には事前練習のために本県を訪れる国々も多くあることが予想された。また、県をはじめ10市3町5団体が、14か国から事前キャンプを行う選手団を受け入れることとなっていた。

こうした選手団に加え、メディアをはじめ海外から多くの大会関係者が県内を訪れることが想定されたが、海外から入国し、県内に宿泊している大会関係者の中から陽性者が発生したときは、自宅療養ができないことから、どのように対応すべきかが大きな課題であった。

折しも、県では、2020年末から2021年の初めにかけて、第3波により新規感染者数が一気に増加し、入院や宿泊療養施設への入所待機者が発生していた状況の中、あらかじめ用意した宿泊療養施設や医療施設で大会時の対応が可能かどうかを検討するには、大会関係者が、いつ、どこに、何人程度滞在するかなどの情報が必要であるが、組織委員会からは、はっきりとした情報がなかなか示されなかった。

さらに、感染拡大防止にはバブル方式での管理を徹底する必要がある中、選手等については行動範囲が選手村と競技会場にほぼ限られているため、バブル方式が機能することが期待できたが、入国の際14日間の隔離措置を経ない海外メディア等の大会関係者については、具体的に誰がどう行動管理の実効性を担保するのか、宿泊先ではどのように行動管理され、市中に出歩くことはないのかなどの情報が示されていなかった。

また、オリンピック・パラリンピックという大規模な大会が、保健所や医療機関にどのような影響を与えるのか、大会関係者はどこで検査を受け、陽性が判明したらどのように連絡が来るのかなどが分からず、医療提供体制を調整する県として具体的な対応の検討ができずにいた。

組織委員会は、大会関係者に陽性者が発生した場合の受入先として「大会指定病院」を定めるとしていたが、県では医療崩壊を防ぐ「神奈川モデル」を構築し、医療提供体制の安定化を図っていたため、受入方法や検査や治療までのフローの整理も急務であった。

こうした課題について、大会直前の限られた日程の中で、地域の実情を踏まえた安



## Ⅱ 感染防止対策

全・安心な大会の開催に向けた協議を深めていくためには、組織委員会、会場所在自治体である横浜市、相模原市、藤沢市及び県等による協議会を早急に設置する必要があったことから、これらを提言としてまとめ、2021年5月27日に黒岩知事から組織委員会の橋本会長に提言書を手交し、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策に関する東京2020大会協議会」（以下、協議会）が発足した。

協議会は、2021年6月4日に第1回、6月11日に第2回、6月22日に第3回を開催した。

協議会には、組織委員会、県、横浜市などの関係市のほかに県病院協会や県医師会などの関係機関も構成員となり、一堂に会し安全・安心な大会を開催するため協議を行った。

第1回の協議会では、新型コロナウイルス感染症対策関連の県内の医療状況の共有を図ったうえで、感染率のシミュレーションや感染症対策に係る課題について論点整理のための議論が行われた。

論点の1点目は、海外から来日する選手団をはじめとする様々な大会関係者への対応についてであり、バブル方式の徹底と、来日する人数の削減の実現、さらに大会関係者の行動管理の責任をCLOが負うこととされているものの、宿泊施設等の現場における監督体制が明らかになっておらず、どのように実効性を担保していくかが確認できないことなどが課題として示された。特に、バブル方式については、入国日が異なる大会関係者が競技会場等で混交するにもかかわらず、待機期間（入国後14日間）を過ぎると定期的なスクリーニング検査を行わなくなるなど、一定程度、行動制限が緩和されることについて、強い懸念があるとして、県から問題提起を行った。

2点目は、国内在住の方々の行動管理について、ライブサイトや聖火リレー、そして大会の開催により国内では人流の増加が起きると予想されるが、これをどのように管理できるのかということ課題として提示した。

3点目は、県内医療体制が逼迫した場合に海外から人を受け入れる基準をあらかじめ設ける必要があるか否かについて議論された。

第1回の協議会では、前述の3点を中心に厳しい意見のやり取りもあったが、活発な議論が交わされ、課題についての共通認識を確認することとなった。

協議会自体は非公開で行ったが、会議後には黒岩知事が記者団の取材に応じるとともに、会議の概要を当日中に県のホームページで公開するなど、選手や大会関係者だけでなく、県民にとっても安全安心な大会とするための情報提供を行った。なお、会議終了後の取材と協議会当日中の概要公開は、3回の協議会すべてで行った。

6月11日の第2回協議会では、第1回で出された論点を中心に、より深く踏み込んだ議論が行われた。とりわけ、バブル方式については、前回に引き続き組織委員会に対して具体的な実施方法の確認を行うとともに、プレイブックに違反すると競技参加権の剥奪等のペナルティがある選手に比べ、活動の自由度が高い大会関係者、特にメディアに対して厳格な行動管理が行えるのか、という新たな懸念についても組織委員会に伝えた。

大会が近づく中で生じる諸課題は多岐に及んだため、第2回の協議会は予定時間を大幅に超過した。また、第2回の協議会が行われた6月11日には、本県の公道での聖火リレー及びライブサイトの中止を発表したが、協議会ではこのことにも議論が及び、中止に当たり、県民に向けて、「自宅でオリンピック・パラリンピックを応援しよう」というメッセージをしっかりと出す必要があるといった意見も交わされた。

第1回で大会関係者の行動管理や「神奈川モデル」での受入れ等について論点を整

## II 感染防止対策

理し、第2回で議論を深めた結果、6月22日に行われた第3回では、選手等の来県が目前に迫る中であって、大会関係者の受入れについて、明確なビジョンの共有を行うことが必要であった。

大会関係者の行動管理については、これまでの協議会での議論等を踏まえ、組織委員会から、海外から入国する大会関係者は待機期間（入国後14日間）経過後も出国まで継続して定期的なスクリーニング検査を実施することが示された。また、メディア等の活動の自由度が高い大会関係者については、人数の縮減を図ることが示された。このほか、メディア等の宿泊施設については、できる限りの集約化を図るだけでなく、それまでの協議会での議論を踏まえ、組織委員会の定める感染症対策や行動管理の基準を満たさない自己手配ホテルは認められず、組織委員会指定の宿泊先へと変更することとされた。

さらに、CLOの管理に加え、外部委託警備員等の第三者性を持った形の監督者を宿泊施設に配置することにより、受入責任者である組織委員会が実効性を担保し、入国から出国までの間、バブル方式での厳格な行動管理を行う方針が示された。

なお、県では、関係市等の協力を得て、宿泊先や活動を制限されたメディア向けに、市中に出ることなくオンラインで街中の声を取材できるよう、取材可能な団体等を紹介するチラシを作成し、メディアが宿泊するホテルに配付した。

また、大会関係者の来日による影響について、組織委員会から県内に滞在する大会関係者の見込み数が示されたことを受け、安全・安心な大会を実現するためのバックデータとして、空港、海港検疫時の陽性率（0.42%※2021年6月時点）と、選手を含めた大会関係者のワクチン想定接種率（80%）、さらにワクチン接種後の想定罹患率（10%）を基に「陽性者発生数シミュレーション」を行った。

その結果、海外から来日する関係者のうち、県内における陽性者発生数は最大で1日当たり6人程度、その多くが無症状・軽症者で、入院が必要となる中等症・重症者はいずれも1人以下となり、本県の医療提供体制に与える影響、負荷は限定的であることが確認でき、仮に、陽性者が毎日6人程度発生したとしても、療養期間は発症日から概ね10日間となることや、8月に入ると事前キャンプや競技が終了し県内宿泊者数が減少することなどにより、無症状・軽症者が療養を行う宿泊療養施設への1日当たりの最大入所者数は60人以下であることが推計できた。

県では、選手等を含む海外からの大会関係者の宿泊療養先については、言語対応等の必要性から、「湘南国際村センター」に限定することを計画していたが、シミュレーションの結果、入所者数が最大ときでも施設のキャパシティを超えないことが判明した。こうしたことから、当初、組織委員会が求めていた一部医療機関のみでの受入れではなく、「神奈川モデル」での対応が可能であることが確認された。

また、東京2020大会への対応に当たっては、県内に滞在する大会関係者から陽性者が発生した場合、言語や食事のハラル対応など配慮が必要な場合もあるため、搬送先を分散せず集約することが望ましく考えた。そこで、重症の場合は、「高度急性期・急性期病院」、中等症の場合は、「神奈川県立臨時の医療施設（湘南ヘルスイノベーションパーク内）」、無症状・軽症の場合は、「湘南国際村センター」、また、スクリーニング検査で陽性と判定された際の再検査については、湘南鎌倉総合病院において対応する「東京2020大会における神奈川モデル」として整理することとし、県内関係機関から合意を得た。

このように協議会を通じて、組織委員会と本県及び関係市、医療関係機関が連携することで、安全・安心な大会の実現に向けた具体的な対策をとりまとめた。結果とし

## II 感染防止対策

て、県内においては、事前キャンプ及び大会開催期間を通じて、県内に宿泊した海外選手団や海外の大会関係者から新型コロナウイルス感染症の陽性者は発生しなかった。

### <事前キャンプ>

東京 2020 大会に向けた事前キャンプについては、多くの国と協定を締結したが、コロナ禍において、いかにして安全・安心に事前キャンプに向けた準備を進めていくべきか、受入れを決めていた自治体にとって、大きな課題となっていた。

大会延期後の 2020 年 9 月 4 日、東京 2020 大会の開催における感染症対策について総合的に検討するため、国、東京都、組織委員会などで構成される「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（以下、「調整会議」という。）が設置され、ホストタウン及び事前キャンプ地における対応についても協議が進められることとなった。

その後、9 月 23 日の第 2 回の調整会議において、国が「受入れマニュアル作成の手引き」を作成し、ホストタウン及び事前キャンプ地における感染症対策などを定めた「受入れマニュアル」を各自治体が作成することが提案され、11 月 12 日には「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」が全国のホストタウンに示された。

マニュアルについては、ホストタウンと相手国の間で、マニュアル遵守についてあらかじめ合意書を取り交わすこととされ、選手団の規模や国内行程、受入施設などの状況に応じて、関係市町や大使館関係者などとともに綿密な協議を重ね、検討を進めていった。

最終的には、県がホストタウンとなっている各国と、事前キャンプ実施の 2 週間程度前までにそれぞれ合意書を取り交わすに至った。

事前キャンプの受入れは、2021 年 7 月上旬から 9 月上旬にかけて実施され、県をはじめ 10 市 3 町 5 団体が、計 14 か国にわたる総勢 1,357 人の選手団を受け入れた。

徹底した感染症対策を行うため、事前キャンプ期間中の行動管理や、選手団の中から陽性者が発生した場合の具体的な対応、役割分担などについて国や組織委員会などと協議を重ねるとともに、事前キャンプにおける感染症対策をまとめた「受入れマニュアル」に基づき、三密の回避、こまめな消毒、手洗い、マスク着用等の基本的対策や、PCR 検査などの関係者への対策実施の徹底を求めた。

しかしながら、実際の現場における受入れマニュアルに沿った対策の実施に当たっては、国によって生活習慣が異なり、新型コロナウイルス感染症に対する意識も異なることから、感染症対策は十分に理解・徹底されるのか、また、行動ルールはどこまで遵守してもらえるのか、同時に、行動制限により選手団に与えるストレスについても課題だった。管理を徹底するあまり、選手らの自由を過度に制限することで、練習環境を悪化させてしまうことも避けなければならなかった。

空港到着後、選手団は空港内でスクリーニング検査を受け、全員の陰性が判明するまで 2 時間ほどの待機を経て入国した。日本人スタッフと合流した後、専用車両でキャンプ地である県立スポーツセンターへ移動、翌日の施設内オリエンテーションを経て、トレーニングが開始され実質的なキャンプインとなった。

7 月 13 日にはエルサルバドルチームが、8 月 15 日にはパラリンピックのポルトガルチームが来日し、同様の流れでキャンプ入りが進んでいった。他県では空港でのスクリーニング検査で陽性となる事例もあったが、本県ではそういった事例は見られな

## Ⅱ 感染防止対策

かった。

県立スポーツセンターでは、まず初めに、7月8日に来日したエジプト選手団を受け入れた。選手団の宿泊拠点としては、同センター内の宿泊棟を使用した。感染症対策のために、期間中は一般利用者の宿泊棟内への立入りを控えていただいた。

7月13日に来日したエルサルバドルとエジプトの事前キャンプは同時期に実施されたため、宿泊フロアを分け、レストランエリアや使用する階段を別にするなど、動線分離を徹底した。レストランエリアでは、テーブルごとの間隔を空け、椅子もそれぞれに十分な距離を空けて配置した。テーブル上にはアクリル板を設置し飛沫感染対策を徹底した。また、宿泊棟各フロアのミーティングルーム内にはスクリーニング検査のための会場を設置し、専任スタッフを数人配置。毎朝7時から検査を実施した。宿泊棟を出入りする際は、必ず検温を受けてもらい、手指消毒を徹底した。

選手たちの体調変化を察知するために、日常的な検査のほかに、スクリーニング検査の際などに、運営スタッフらによる声掛けなども積極的に行った。

選手団への対策と並行して、受入側の運営スタッフについても毎日のPCR検査実施や外部との接触を避けるなど対策を徹底した。

日々のPCR検査を実施する中では、選手団から陽性が疑われる反応が出て、再検査を実施するケースも発生した。事前キャンプでは、日々のPCR検査で陽性反応が出た場合、再検査を行い陽性か否か確定することとしていたが、どの段階で公表すべきか明確なルールは定めていなかった。当該事案については、記者への公開練習直前に発生したため情報が伝わり、テレビ報道されることとなったことから、これを契機に情報伝達や報道発表の方法についてルール化を図り、関係機関とも共有した。

宿泊棟内で行っていた動線分離は、練習施設でも徹底した。県立スポーツセンターでは、主にスポーツアリーナ2と陸上競技場が使用されたが、選手団が練習する施設に限り、一般利用者が立ち入ることがないように、各国の専有利用とした。

合宿時期が重なったエジプト選手団とエルサルバドル選手団について、スポーツアリーナ2では、出入口や施設内の動線を分けるとともに、共用となるトレーニングルームについては、利用する時間帯を国ごとに明確に分け、事後の消毒を徹底した。また、どの国にも共通した対応として、宿泊施設と練習施設を往来する際には、必ず日本人スタッフや職員が帯同し、選手団と一般利用者とのフィジカルディスタンスの確保に努めた。さらに、選手団がスポーツアリーナ2内を移動する場合であっても、職員が必ず同行するなど感染症対策を徹底した。

事前キャンプ前には、感染症対策がどの程度選手団に理解され浸透するのか懸念されたが、各国選手団の理解は深く、その協力的な姿勢が受入側にとって後押しとなった。様々な関係機関と連携・協力した結果、事前キャンプ中、大きなトラブルもなく、県内で受け入れた選手団・関係者からの陽性者をゼロに抑えることができた。

### <東京 2020NIPPON フェスティバル>

本フェスティバルは、組織委員会が主体として実施する主催事業と、自治体等が行う組織委員会との共催事業があるが、本県は自治体として唯一主催事業に参画するとともに、共催事業も実施した。

主催事業としては、文化芸術各分野の最先端アーティストが、「共生社会の実現」をテーマに、障がい者も参画するダンスプログラム、音楽公演及び演劇等を有観客で実施する予定であったが、より安全・安心な環境で実施するため、共同主催者である組織委員会と調整を行い、オンライン配信事業のみに変更して実施した。

## II 感染防止対策

共催事業の能楽「船弁慶」とオペラ「静と義経」の融合公演も、有観客で実施予定であったが、オンライン配信に変更して実施した。

どちらの事業も、コロナ禍においてオンライン配信を実施したことで、国内外のより多くの方々に神奈川の文化芸術を発信することができた。

### 4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況において、世界的にも最大規模のイベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会を開催することとなり、海外から選手団をはじめとする多くの大会関係者を受け入れるという状況において、いかに安全安心な大会にするかという極めて難しい課題に対し、県側からの積極的な働きかけにより、国や組織委員会、市町村、医療関係機関等を巻き込んだ協議会を設置し議論を重ね、緻密なシミュレーションのもとで、最悪の状況を想定した対策を施した結果として、事前キャンプ中、県内で受け入れた選手団・関係者からの陽性者をゼロに抑えるとともに、大会全体を通じて大きなトラブルや大会開催に起因する感染拡大を招くことなく、無事成功に導くことができた。

### 5 将来に向けた教訓

コロナ禍において様々な制約や難題を抱える中、具体的な解決策を見出すためには、あらゆる事態を想定するとともに、県が強いリーダーシップを発揮し、多くの関係者を巻き込んで徹底的に議論を重ねていくことが大変重要であるという認識を得られたことは、県としての将来に向けた大きな教訓となった。

5 (12) ねんりんピックかながわ 2022

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となっていた3年ぶりに全国健康福祉祭（ねんりんピック）が3年ぶりに開催となることに加え、with コロナで初めての開催となることから、安心安全な大会とするため、必要な感染症対策を検討する必要があった。そこで、共同主催者である厚生労働省や横浜市、川崎市、相模原市、また、医療危機対策本部室等と調整し、令和4年10月に「ねんりんピックかながわ2022における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）を策定し、関係者が遵守すべき事項を定め、これに基づく取組を行った。

2 経過	
R4. 4. 18	医療危機対策本部室と打合せ（県ガイドライン骨子案等の確認）
R4. 5. 16	医療危機対策本部室と打合せ（県ガイドライン骨子案等の確認）
R4. 5. 20	県医師会等に感染症対策（案）の資料の確認を依頼
R4. 5. 25	厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センター、政令市に感染症対策の資料を送付
R4. 8. 19	県ガイドラインについて医療危機対策本部室と調整（内容確認）
R4. 8. 29	抗原定性検査キットの調達（29,000回分）
R4. 8. 30	体温・体調管理アプリ「Global Safety」の管理サイトの設定保守等について契約
R4. 9. 13	抗原定性検査キットの調達（1,500回分）
R4. 9. 22	選手派遣団体等に抗原定性検査キットを送付
R4. 9. 26	県ガイドラインについて厚生労働省等と最終調整
R4. 9. 30	関係者に県ガイドライン発出
R4. 10. 14	抗原定性検査キットの調達（450回分）
R4. 11. 12	第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会開会
R4. 11. 15	第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会閉会

### 3 取組詳細

#### (1) 共通項目

##### ア 感染症対策

###### (ア) 手指衛生対策の実施

- ・会場では、各所に手指用消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、関係者に対してこまめな手指消毒を促し、関係者はこまめな手指消毒を実施することとした。
- ・会場の手洗い場には、液体せっけん等を用意し、関係者に対してこまめな手洗いを促し、関係者はこまめな手洗いを実施することとした。

###### (イ) マスク着用の徹底

- ・大会期間中は、原則マスクを着用することとし、会場ではマスク着用の周知を行った。
- ・交流大会会場では、種目別ガイドラインに基づき、選手・監督等は、競技中にマスクを外すことは可とするが、競技終了後は速やかにマスクを着用することとした。

###### (ウ) 会場での検温の徹底

- ・会場において非接触型体温計・サーモグラフィー等での体温測定を行い、関係者は検温を受けた。

###### (エ) 大声での会話等の禁止

- ・会場では、大声での会話や応援等は禁止した。

###### (オ) 3密の回避

- ・室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- ・可能な限り人と人との距離（目安1メートル以上）を確保する対策を実施した。
- ・必要に応じて、飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- ・必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用した。

###### (カ) 会場の消毒

- ・施設内で不特定多数の者が触れる箇所は、随時消毒した。

###### (キ) 会場での飲食

- ・会場で飲食する場合は、黙食を徹底することとした。

##### イ 体温・体調等の記録

(ア) 関係者は、大会参加初日を起点に14日前から、大会期間中、大会参加最終日を起点に14日後までの各期間における体温及び体調を記録することとした。

(イ) 選手・監督等は、体温・体調管理アプリ「Global Safety」（以下「管理アプリ」という。）の利用対象者とし、管理アプリにて、体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果を記録することとした。

(ウ) 県ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査を実施す

## II 感染防止対策

る者で、管理アプリが利用できない者は、書面にて体温・体調の記録及び抗原定性検査結果を記録することとした。

(エ) 管理アプリの利用対象者でない関係者は、書面を用いて体温・体調を記録することとした。

(オ) 会場の受付等で、必要に応じて、記録内容の提示を行った。

### ウ 大会に参加できなくなる条件

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者

- ・大会参加日程と感染症陽性者の療養期間（発症日を起点に有症状の場合は10日間、無症状の場合は8日間）又は濃厚接触者の待機期間（最終接触日を起点に5日間、2日目・3日目に抗原定性検査を実施し陰性が確認できれば3日間）が重複した場合。

※ 療養期間等の見直しがあった場合はそれに従うこととする。

(イ) 抗原定性検査による陽性判定者

- ・県ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査で陽性判定となった場合。

(ウ) 体温・体調の記録で異常が認められる者

- ・体温・体調記録の対象期間中に、次のいずれかに該当した場合。
  - a 体温記録にて37.5℃以上の記録がある。
  - b 体調記録にて次の症状の記録がある。
    - ・咳、喉の痛み、鼻水など風邪の症状
    - ・けん怠感（だるさ）
    - ・息苦しさ
    - ・身体が重い、疲れやすい
    - ・味覚や嗅覚の異常

### エ その他

(ア) 県ガイドラインの内容を遵守しない者は、会場入場の禁止や会場からの退場措置を行う場合があることとした。

(イ) 関係者は、十分な休養を確保するなど、大会参加にあたり免疫力を高く維持できるよう健康管理を積極的に行うこととした。

(ウ) 関係者は、可能な限り新型コロナウイルスワクチンを接種することとした。

(エ) 体調不良等がある場合は、速やかに本人から会場の責任者等に報告することとした。

(オ) スマートフォン利用者は、原則として、厚生労働省が提供する接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯することとした。

(カ) 会場や店舗を利用する場合は、「感染防止対策取組書」が掲示されているか確認し、店舗については、掲示されている店舗を利用することとした。



## Ⅱ 感染防止対策

また、スマートフォン利用者は、「感染防止対策取組書」に掲示されている二次元コードをスマートフォンで読み込み、「LINE コロナお知らせシステム」に登録することとした。

(キ) 飲食店を利用する場合は、神奈川県が実施している「マスク飲食実施店」認証制度において認証された店舗であるか確認し、認証店舗を利用することとした。

(ク) 飲食中は、マスク飲食を実施することとした。

※ マスク飲食…料理が出てくるまでマスクを着用する、食事中は黙食を原則とし、会話が必要な場合は必ずマスクを着用する。

### (2) 団体の役割分担

#### ア 県・政令市実行委員会

(ア) 県ガイドラインを作成し、随時改定し、関係者へ周知した。

(イ) 感染症対策について、必要に応じて関係機関との調整を行った。

(ウ) 総合開・閉会式、ねんりんスマイリングフェスタ会場等で感染症対策を行った。

(エ) 抗原定性検査キットを調達し、選手派遣団体等に送付した。

(オ) 管理アプリや体温・体調記録の様式を提供した。

(カ) 管理アプリや書面を用いて実施本部員や選手等の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した出演者については、検査結果が陰性であることを確認した。

(キ) 感染症対策に係る総合的な窓口となる「本部感染症対策責任者」を配置した。

(ク) 本部感染症対策責任者を補助する「本部感染症対策担当者」を配置した。

(ケ) 団体の感染症対策責任者及び感染症対策担当者を把握し、連絡体制を構築した。

(コ) 医療救護本部を設置し、関係者の体温・体調の記録や抗原定性検査の結果を管理アプリの管理者用ウェブサイト等で確認した。

#### イ 市町実行委員会

(ア) 県ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市実行委員会や競技団体と連携し、交流大会会場での感染症対策を行った。

(イ) 管理アプリや書面を用いて交流大会会場での関係者の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した交流大会会場関係者については、検査結果が陰性であることを確認した。

(ウ) 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る総合的な窓口となる「交流大会会場感染症対策責任者」を配置した。

(エ) 交流大会会場ごとに、交流大会会場感染症対策責任者を補助する「交流大会会場感染症対策担当者」を配置した。

#### ウ 競技主管団体

## II 感染防止対策

- (ア) 県ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市及び市町実行委員会と連携し、交流大会会場での感染症対策を行った。
- (イ) 管理アプリや書面を用いて競技役員の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した審判員については、検査結果が陰性であることを確認した。
- (ウ) 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る競技団体の窓口となる「競技団体感染症対策責任者」を配置した。
- (エ) 交流大会会場ごとに、競技団体感染症対策責任者を補助する「競技団体感染症対策担当者」を配置した。

### エ 選手団及び選手派遣団体

- (ア) 選手・監督等へ県ガイドラインや種目別ガイドラインの周知を徹底し、遵守するとともに、感染症対策を行った。
- (イ) 管理アプリや書面を用いて選手・監督等の体調把握を行い、抗原定性検査の結果が陰性であることを確認した。
- (ウ) 選手団ごとに、感染症対策に係る選手団の窓口となる「選手団感染症対策責任者」を配置した。
- (エ) 選手団の種目チームごとに、選手団感染症対策責任者を補助する「選手団感染症対策担当者」を配置した。
- (オ) 自己都合のため旅行センターを利用せず宿泊を自己手配する選手等について、大会会場で陽性者等が発生した場合に、速やかに対応が取れるよう宿泊先と連絡先を把握した。

## (3) 団体における感染症対策責任者及び感染症対策担当者の役割

### ア 感染症対策責任者

- (ア) 団体の中心となり、団体全体の感染症対策を統括した。
- (イ) 感染症担当者が担当する団体関係者の体温・体調記録や、検査対象者の抗原定性検査の結果を取りまとめ、団体全体の情報として集約した。また、団体全体の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管理アプリで記録された情報及び書面を用いて記録された情報を確認・把握し、不備等あれば感染症対策担当者や団体関係者に対して指摘を行った。
- (ウ) 県・政令市及び市町実行委員会の求めに応じて、団体全体の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行った。
- (エ) 団体関係者に体調不良者や陽性者が発生した場合は、速やかに対応し、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告し、連絡調整の窓口となった。
- (オ) 必要に応じて感染症対策担当者の業務を代行した。

### イ 感染症対策担当者

- (ア) 感染症対策責任者を補助し、団体全体及び担当する団体関係者の感染症対策を行った。
- (イ) 担当する団体関係者の体温・体調記録や検査対象者の抗原定性検査の結果を把握し、取りまとめて感染症対策責任者に報告した。また、担当する団体関係者の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管

## Ⅱ 感染防止対策

- 理アプリで記録された担当する団体関係者の情報及び書面で記録された担当する団体関係者の情報を確認・把握し、不備があれば指摘を行った。
- (ウ) 感染症対策責任者の求めに応じて、担当する団体関係者の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行った。
- (エ) 担当する団体関係者に体調不良者が発生した場合は、速やかに対応し、感染症対策責任者に報告し、担当する団体関係者との連絡調整の窓口となった。

### (4) 大会関係者において遵守すべき事項

- ア 「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」を遵守することとした。
- イ 大会に参加するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査(合計2回検査)を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認することとした。なお、陽性判定となった場合は、速やかに選手団感染症対策担当者に報告するとともに、居住地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等することとした。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録することとした。なお、管理アプリが使用できない選手・監督等は、書面で記録することとし、記録内容は、選手団感染症対策担当者等に報告することとした。
- エ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや書面の記録に不備がないことを確認し、準備をすることとした。
- オ 出演者のうち、15分以上マスクを外し発声する等、県・政令市又は市町実行委員会が必要と判断した場合は、当該出演者は抗原定性検査を実施することとした。
- カ オにて抗原定性検査を実施する出演者は、大会に出演するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査(合計2回検査)を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認することとした。なお、陽性判定となった場合は、居住地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等することとした。
- キ 取材対象者への取材は簡潔に短時間で実施することとした。

### (5) 会場で実施した事項

#### ア 受付等

- (ア) 必要に応じて飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- (イ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。
- (ウ) 滞留、密集を回避するため、事前申請、代表受付、時間差入場、動線の区分等の対策を講じた。
- (エ) 受付や集合場所では、大声が不要となるよう、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用した。

#### イ トイレ・手洗い場所

## II 感染防止対策

- (ア) 手洗い場には、液体せっけん等を用意した。
- (イ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。

### ウ 控室・更衣室等の諸室

- (ア) 空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- (イ) 密になりにくいようなレイアウトや運用面での工夫を行った。

### エ 観客席

- (ア) 会場では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施した。
- (イ) 可能な限り人と人との距離を確保する（目安1メートル）対策を実施した。

### オ 会場ブース、売店等

- (ア) 利用者が手指の消毒をできるように、店頭に手指用消毒液を設置した。
- (イ) 出店（出展）者はマスクを着用し、必要に応じて、飛沫感染防止のためアクリル板等を設置した。
- (ウ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行った。
- (エ) 支払い時にはコイントレイを使用するなどして、直接手が触れ合わないようにした。
- (オ) 混雑時には入店制限を行うこととした。

### カ 救護所

- (ア) 室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施した。
- (イ) 救護所備品は常に清潔に保つよう管理した。
- (ウ) 体調不良者が静養できるスペースを設置した。なお、静養スペースを救護所内に設ける場合は、衝立等により他の傷病者と区分する等を行い、感染症対策を行った。
- (エ) 体調不良者の体調が落ち着いた場合は、感染症対策を確実に実施することを条件にして帰宅を促し、医療機関等の受診を勧奨することとした。
- (オ) 本人の希望によっては、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口へ連絡することとした。医療機関等を受診する場合は、県・政令市又は市町実行委員会に報告することとした。
- (カ) 傷病者及び体調不良者の状態が重篤と判断できる場合、救急搬送の要請を検討することとした。
- (キ) 救護所内が混みあう状況になった場合は、傷病者及び体調不良者を一旦救護所外で待機させ対応するなど、救護所内が密にならないようにすることとした。

## (6) 宿泊・交通で実施した事項

### ア 宿泊

- (ア) 県・政令市実行委員会が実施したもの
  - ・ 宿泊施設に対し、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟）」の遵守を依頼した。

## Ⅱ 感染防止対策

- ・宿泊施設の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう、宿泊施設に対して依頼した。
- ・宿泊者から発熱や呼吸困難、けん怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口へ連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼した。

### (イ) 宿泊者が実施したもの

#### a 感染症対策の実施

- ・「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」に準じた感染症対策を行うこととした。

#### b 宿泊施設内

- ・ロビーやエレベーター等では、分散等を行い可能な限り人と人との距離を確保することとした。
- ・館内施設混雑時で入店制限がある場合は、宿泊施設の指示に従うこととした。
- ・客室では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施することとした。
- ・客室に加湿器等の設備がある場合は利用し、客室の加湿を実施することとした。
- ・客室で同室者がいる場合は、原則、客室内でもマスクを着用することとした。
- ・食事会場では、マスク飲食を実施することとした。

## イ 交通

### (ア) 県・政令市実行委員会が実施したもの

- ・交通事業者等に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）」、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）」の遵守を依頼した。
- ・車両の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう、交通事業者等に対して依頼した。

### (イ) 交通機関利用者が実施したもの

#### a 感染症対策の実施

- ・「3 取組詳細」の「(1) 共通項目」に準じた感染症対策を行うこととした。

#### b 乗車時及び降車時

- ・可能な限り身体的距離を確保するため、順次に乗降車することとした。

#### c 乗車中

- ・バス等で往路と復路が同一車両、同一利用者となる場合は、利用者は可能な限り同じ席を利用することとした。

### (7) 体調不良者が発生した時の対応

#### ア 体温・体調記録又は会場入口で体調不良者に該当することが判明した場合

## II 感染防止対策

- ・選手団感染症対策責任者又は選手団感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認し、症状に応じて次の対応を行い、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告することとした。
- ・体調不良者が軽度な症状であれば、感染症対策を確実に実施することを条件にして、帰宅を促す。
- ・症状に応じて、速やかにかかりつけ医を受診する。かかりつけ医での受診が困難な場合は、感染症に係る電話相談を行い、近隣の医療機関を受診する。
- ・体調不良者が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。

### イ 会場内で体調不良者となった場合

- ・本部感染症対策責任者又は本部感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認し、必要に応じて救護所を案内するとともに、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告することとした。
- ・体調不良者が軽度な症状であれば、感染症対策を確実に実施することを条件にして、帰宅を促す。
- ・体調不良の場合は、救護所の静養スペースで静養する。
- ・症状に応じて、速やかにかかりつけ医を受診する。かかりつけ医での受診が困難な場合は、感染症に係る電話相談を行い、近隣の医療機関を受診する。
- ・体調不良者が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。
- ・本部感染症対策責任者又は本部感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告する。

### ウ 宿泊施設で体調不良者となった場合

- ・体調不良者が発生した宿泊施設は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟）」に基づき対応する。

### エ 競技団体の対応

- ・競技感染症対策責任者又は競技感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告する。
- ・体調不良者がPCR検査等を行う場合、速やかに県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告し、PCR検査等の結果についても追って報告する。

### オ 体調不良者が発生したことに伴う費用

- ・原則、医療機関の受診や待機場所の確保等、体調不良者に係る費用については、体調不良者本人又は団体等が負担する。（一部公費負担となる場合がある。）

## (8) 新型コロナウイルス陽性者が発生した場合の対応

### ア 陽性者の対応

- ・陽性者は、選手団感染症対策責任者等に連絡し、その指示に従うこと。

## Ⅱ 感染防止対策

### イ 選手派遣団体等の対応

- ・選手団感染症対策責任者又は選手団感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告する。
- ・保健所の指示に従い、疫学調査等に協力する。
- ・保健所から濃厚接触者と認定された関係者が発生し、PCR 検査等を行う場合、速やかに県・政令市又は市町実行委員会へ状況報告し、PCR 検査等の結果についても追って報告する。
- ・陽性者や濃厚接触者が待機するための場所や移動手段を確保する。

### ウ 陽性者が発生したことに伴う費用

- ・医療機関等の受診や待機場所の確保等、陽性者に係る費用については、陽性者本人又は団体等が原則負担する。（一部公費負担となる場合がある。）

### (9) 大会開催の可否判断等

- 感染症の影響により、次のいずれかの状況となった場合、大会開催の可否又は感染防止のための追加措置の判断を主催者間で検討することとした。
  - ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されたとき
  - ・神奈川県独自の緊急事態宣言等が発令されたとき
  - ・新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる神奈川モデル認定医療機関にて、確保する病床数（病床確保フェーズによる）の十分な確保が困難となったとき
  - ・大会参加者に陽性者が発生し、大会運営に重大な支障をきたす又はその可能性が想定されるとき
  - ・その他大会の開催が困難と想定されるとき

### (10) 結果

令和4年11月12日から同月15日まで第34回全国健康福祉祭神奈川、横浜、川崎、相模原大会（ねりんピックかながわ2022）を開催し、約1万人の選手が全国から参加した。

開催期間中は、県ガイドラインに基づく取組を行った結果、新型コロナウイルスの感染拡大につながることなく、安心安全な大会を実現することができた。

## 4 課題と対応

### (1) 庁内連携

県ガイドラインの策定にあたっては、医療危機対策本部室と調整を行い、安全安心な大会とするための必要な感染症対策を盛り込むことができた。

また、大会開催期間においては、各局から17名（延べ54名）が応援に来ていただき、感染症対策本部を立ち上げ、感染症対策班業務マニュアルに従って、体温・体調記録管理サイトでの記録内容の確認や感染症対策責任者等への確認、体調不良発生時の電話対応、問合せ対応などの業務を行い、部局等を越えたチームで感染症対策における対応ができた。

## Ⅱ 感染防止対策

### (2) 選手派遣団体等との調整

過去に事例がない中で、大会に参加する選手、監督、役員等に感染症対策を理解してもらうため、複数回、関係者との会議（文書や電子メール含む）できめ細かな説明をすることで、選手派遣団体等の調整をスムーズに行うことができた。

### (3) 事前の抗原検査

抗原検査を実施するのは、「陽性者を来県させないことで、本県の医療体制がひっ迫することをあらかじめ防ぐ」という、県内の感染拡大防止を目的としていたので、来県前に2回検査することを求めた。大会は短期間で終了することから、直前に陰性だった方が、大会期間中に発症する可能性は低いものと考え、来県前に検査することとした。

大会期間中は、健康管理アプリなどを使用した体調管理を徹底し、異変があった場合の連絡体制をあらかじめ構築することや総合開会式等各会場での基本的な感染症予防対策の徹底、会食の際のマスク飲食の実施及び「マスク飲食実施店」認証店舗の利用の周知徹底などにより、参加者の皆様が安心できる大会にした。

### (4) 選手の体調管理

健康管理アプリは、未入力の方にアラートを出せるため、確実に入力していただけのことや管理者側として、記録の確認が容易であることが挙げられたが、高齢者の大会ということで、アプリのインストールや体調記録を登録するまでの設定が難しかったという声やアプリを使用できる環境にない方が多くいた。

そのため、紙の記録用紙も併用して対応することで、漏れなく選手等の体調把握を行うことができた。

## 5 将来に向けた教訓

### (1) 県ガイドライン発出の意義

県内外から多くの方々が参加する大規模イベントを安全安心に開催するため、早い段階から開催機関等と綿密に調整を進め、今回策定した県ガイドラインのような、しかるべきルール作りを行い、それに基づいた取組を徹底することが極めて重要であると認識できたことは、県にとって、将来に向けた大きな教訓となった。



5 (13) 窓口業務  
ア 消費生活相談

1 取組の概要

消費生活センターにおける相談業務は、(独)国民生活センターから貸与されている執務室内に固定してあるパソコンを使用しており、テレワークによる実施が困難なことから、職員への感染拡大により、相談業務が休止してしまわないようにする必要があった。

そこで、業務継続のための相談体制を構築するとともに、来所相談に係る対応の見直し及び執務室等の環境を整備することにより、職員の感染防止対策を講じた。

- ① 業務継続のための相談体制の構築
- ② 来所相談に係る対応の見直し
- ③ 執務室等の環境整備

2 経過 (※ ( ) 内の○数字は、「1 取組の概要」に記載の①～③に対応)	
R2. 3. 5 ～R2. 5. 31 (②)	来所相談を原則中止し、電話相談のみ対応
R2. 4. 13 ～R2. 6. 19 (①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に感染者が発生した場合でも相談業務を休止しないために出勤人数を減らして、特別シフトによる相談を実施</li> <li>・平日の電話相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施</li> </ul>
R2. 5. 26 (③)	来所ブースへの透明間仕切りの設置
R2. 6. 1 (②)	来所者の感染防止対策を講じた上で、来所相談を再開
R2. 6. 20 (③)	電話相談ブースへの透明間仕切りの設置
R2. 7. 6 (③)	相談員休憩スペースへの透明間仕切りの設置
R2. 8. 25 (②)	「面接相談にあたってのお願い」を消費生活課ホームページに掲載し、発熱等症状のある方の来所見合わせをお願いするとともに、来所受付時に非接触型体温計による検温を実施
R3. 1. 10 ～R3. 3. 26 (①)	日曜・祝休日の相談を休止するとともに、平日の相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施
R3. 4. 1 (①)	祝休日の消費生活相談については、働き方改革推進を踏まえ、人材や費用の重点化を図る観点から、令和3年4月1日より廃止
R3. 8. 3 ～R3. 12. 3 (①)	日曜の相談休止に加えて、平日の相談時間を9:30～16:30 (通常時は9:30～19:00)に変更して実施した。平日を通常時に戻した後も日曜は休止。
R3. 8. 24 (①)	メール相談の回答期日を4日以内から7日以内に変更
R4. 1. 24～ (①)	平日の相談時間を9:30～17:00に変更、日曜休止を継続

3 取組詳細

(1) 業務継続のための相談体制の構築

ア 令和2年4月7日～5月25日緊急事態宣言時

- ・職員に感染者が発生した場合でも、相談業務を休止しないために出勤人数を減らして特別シフトによる相談を実施 (令和2年4月13日～同年6月19日)

## II 感染防止対策

- ・上記に伴い、平日の電話相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）と変更して実施（令和2年4月13日～同年6月19日）

### イ 令和3年1月8日～3月21日緊急事態宣言時

- ・全庁を挙げての新型コロナ対策強化及び相談体制の維持のため、平日の相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）に変更して実施（令和3年1月10日～同年3月26日）

### ウ 令和3年度以降

- ・新型コロナ関係業務への職員対応及び相談体制の維持のため、日曜日の相談休止を継続。なお、祝休日の消費生活相談については、働き方改革推進を踏まえ、人材や費用の重点化を図る観点から、令和3年4月1日より廃止。
- ・日曜の相談休止に加えて、平日の相談時間を9:30～16:30（通常時は9:30～19:00）に変更して実施した。平日を通常時に戻した後も日曜は休止（令和3年8月3日～同年12月3日）
- ・メールで受信した消費生活相談の回答期限について、受信した日の翌日から4日以内（土曜・日曜、祝・休日及び年末年始を除く）であったところを7日以内（土曜・日曜、祝・休日及び年末年始を除く）へと変更（令和3年8月24日）
- ・平日の相談時間を9:30～17:00に変更、日曜休止を継続（令和4年1月24日～令和8年度のDX導入まで継続）

### (2) 来所相談に係る対応の見直し

- ・来所相談を原則中止し、電話相談のみ対応（令和2年3月5日～同年5月31日）
- ・来所者の感染防止対策を講じた上で、来所対応を再開（令和2年6月1日）
- ・「面接相談にあたってのお願い」を消費生活課ホームページに掲載し、発熱等症状のある方の来所見合わせをお願いするとともに、来所受付時に非接触型体温計による検温を実施（令和2年8月25日）

### (3) 執務室等の環境整備

- ・来所ブースへの透明間仕切りの設置（令和2年5月26日）
- ・電話相談ブースへの透明間仕切りの設置（令和2年6月20日）
- ・相談員休憩スペースへの透明間仕切りの設置（令和2年7月6日）

## 4 課題と対応

新型コロナ感染症の第7波（令和4年7月1日～同年9月30日）では、これまでの波を上回る規模で感染が拡大したが、相談員が一人も従事できず、相談業務を一時休止せざるを得ない状況を想定した対応マニュアルをこれまで整備していなかったため、急きょ策定することとなった。

## 5 将来に向けた教訓

相談業務を休止するような最悪の事態を避けるため、あらゆる可能性を想定し、業務継続のための相談体制の構築や感染防止対策の取組等を検討し、将来の不測の事態に

備えることができることを学んだ。

### 5 (14) イ 申請・届出業務

#### 1 取組の概要

高圧ガス保安法、液石法、電気工事二法、火取法及び、武等法において、法に基づく申請・届出では期間などが設定されている手続きもあり、一律に窓口業務を制限することが困難であるため、業務を継続するための環境を整備し、職員及び事業者の新型感染症罹患防止対策を講じた。

また、執務環境もクラスター感染防止措置を行った。

#### 2 取組詳細

電気工事2法については、これまで来所による申請を義務としてきたが、緊急事態宣言後、郵送による申請を可能としたところ、概ね20%程度の申請が郵送に置き換えられた。現在の状況では、50%程度の申請が郵送によるものとなっている。

申請時の窓口については、いち早く飛沫防止の亚克力製衝立を課内予算で購入し、書類のやり取りが可能となる加工を施して使用した。

立入検査については、高圧ガス保安法に基づく保安検査のように、義務的行為なものを除き、立入対象事業所等にアンケートを送付し、その回答の確認を行うことをもって立入検査の代替措置とした。

当課は、先進的な取り組みとして、5年前から執務室をフリーアドレスとし、課員は個人用の机を持たない体制となっていた。しかしながら、緊急事態宣言以降、感染症の罹患の可能性が高くなること、感染経路の追跡が困難になることなどの理由により、フリーアドレスを停止するとともに、クラスター感染がおこった際に、業務の継続性を担保するため、同一業務の職員が固まらないよう配置計画を工夫した。

#### 3 課題と対応

緊急事態宣言時においては、宣言解除がいつ明けるのか不明であったこともあり、長期的な人員配置の対応を取ることが困難であった。課内の人員がひっ迫しているなか、事業継続性をいかに担保するのかが解決しなければならない課題として残った。

#### 4 将来に向けた教訓

人的接触による感染を防ぐためにも、感染時期における申請窓口の制限を実施し、テレワークの推進をすることが有効と考えられる。

また、申請の郵送化や電子申請への転換を継続して取り組む必要がある。

5 (15) 福祉従事者等に対する大規模ワクチン接種会場の設置

1 取組の概要

高齢者、障がい者、保育関係の福祉施設などで働く方が、早期にワクチン接種を受けられるよう、市町村が行う住民接種を補完する目的で、県独自にワクチン接種会場を設置した。

2 経過	
R3. 7. 14	高齢者施設等の福祉施設等従事者を対象とした県大規模接種会場を新横浜に開設
R3. 8. 30	対象者を拡大① (妊婦及び同居家族)
R3. 9. 13	対象者を拡大② (モデルナワクチン2回目接種困難者、福祉施設等従事者、医療従事者等の同居家族)
R3. 9. 24	対象者を拡大③ (高校3年生及び高校を卒業して受験等に臨む方、中学3年生及び中学受験を行う小学校6年生)
R3. 10. 12	県大規模接種会場での交互相接種を開始

3 取組詳細

(1) 福祉施設等従事者向けワクチン接種会場の設置

ア 設置理由

医療従事者や高齢者へのワクチン接種が優先的に進んだことを踏まえ、利用者と密接な状況下でサービス提供を行っている福祉施設等の従事者に対して、感染リスクを下げるためにも早期のワクチン接種が必要と考え、高齢者、障がい者、保育関係の福祉施設などで働く方が、早期にワクチン接種を受けられるよう、県独自にワクチン接種会場を設置した。

イ 事業概要

事業期間：令和3年7月17日(土)～9月30日(木)

場 所：新横浜国際ホテル(南館)

実施主体：神奈川県 健康医療局・福祉子どもみらい局

- ・会場設置、全体コーディネート、ワクチン確保等は直営
- ・会場運営、医師・看護師等の派遣等は業者委託

使用ワクチン：武田/モデルナ社製(承認済み)

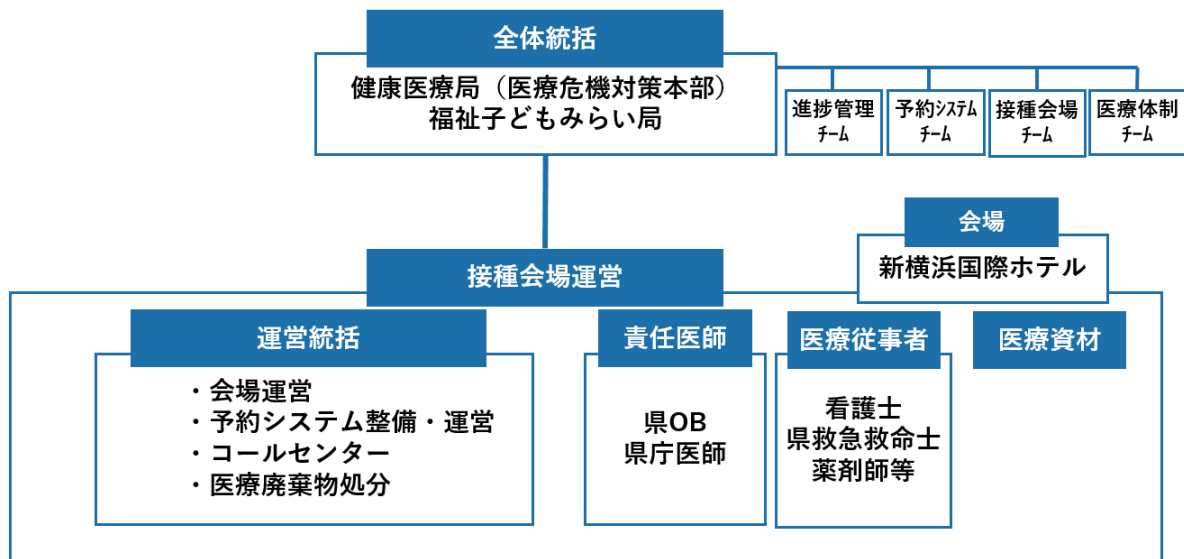
一日あたりの接種予定者数：約1,000人

ウ 予約方法

専用 web サイト「福祉施設等従事者向け新型コロナウイルスワクチン

「優先接種特設サイト」からの申込受け付けを実施

### エ 実施体制



### (2) 接種対象者

次の施設等に従事する方が対象

区分	接種対象となる施設等
高齢者	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、福祉用具貸与、居宅介護支援事業所 等
障がい者	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、地域生活支援事業の実施事業所 等
子ども	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の事業所、放課後児童健全育成事業・病児保育事業の実施施設、認可外保育施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 特別支援学校
その他	保護施設、無料低額宿泊所 等*

※ 柔道整復施術所、鍼灸マッサージ施術所、ライフセーバー、民生委員・児童委員、生活保護関係業務従事者（福祉事務所のケースワーカー、相談員、支援員 等）生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業の従事者、ホームレス巡回相談実施団体の従事者を含む

※ 小学校、中学校、高等学校、専修学校・各種学校等の教員を含む

#### (接種対象者の拡大)

福祉施設等従事者向けの接種会場における接種対象者を次のとおり拡大した。

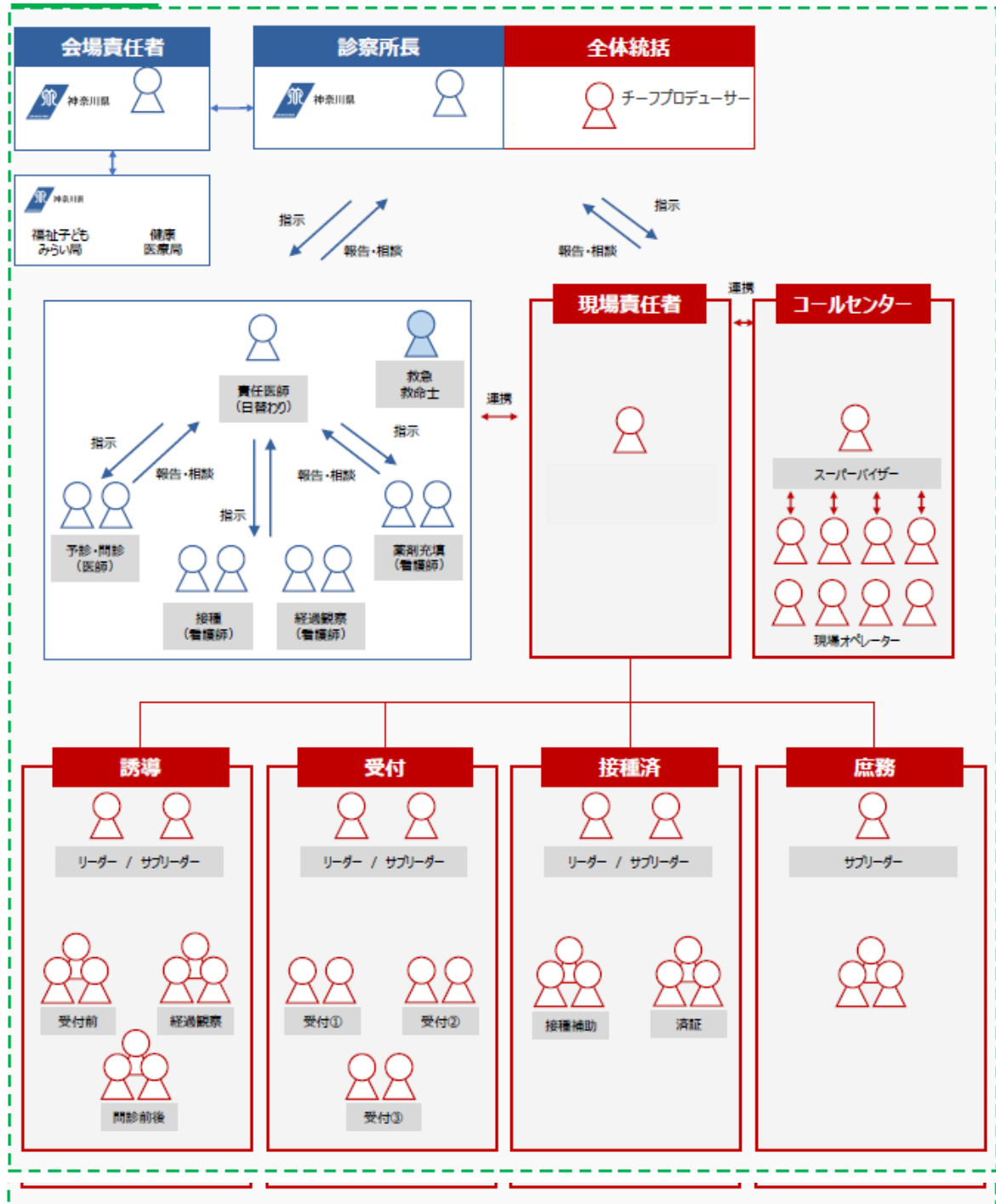
- ① 妊婦及び同居家族
- ② モデルナワクチン2回目接種困難者及び福祉施設従事者・医療従事者等の同居家族

## II 感染防止対策

- ③ 高校3年生・高校を卒業し受験等に臨む方及び中学3年生・中学受験を行う小学6年生（満12歳以上の方）

### (3) 運営体制イメージ

#### <ワクチン接種運営体制>



#### <ワクチン保管体制>

ワクチンの保管にあたっては、接種会場と同一建物内に場所を確保し、保管機器（冷凍庫）を5台配備し管理を行った。

あわせて、停電等の発生による機器の不作動を防止するため、無停電電源装置

## II 感染防止対策

(UPS) を配備するなどワクチンを適切に保管できるような環境を整備した。

### (7) 実績

#### ア 開設日

令和3年7月17日(土)

#### イ 接種期間

令和3年7月17日(土)～9月30日(木) ※11月30日(火)まで延長

(接種対象者拡大に伴う対応)

対象者	予約開始	接種開始
・妊婦及び同居家族	8月31日	8月31日
・モデルナワクチン2回目接種困難者 ・福祉施設従事者・医療従事者等の同居家族	9月14日	9月21日
・高校3年生・高校を卒業し受験等に臨む方 ・中学3年生・中学受験を行う小学6年生 (満12歳以上の方)	9月25日 10月1日	9月27日 10月8日

#### ウ 接種時間

平日 : 午後3時～午後9時

土日・祝日 : 午前9時～午後6時

#### エ 接種会場

新横浜国際ホテル(南館)

#### オ 利用者数

令和3年11月30日までの接種実績内訳

	1回目	2回目
高齢者施設従事者	4,144人	4,103人
障がい者施設従事者	4,370人	4,333人
子ども関係施設(保育所、小学校等)従事者	28,642人	28,497人
同居家族	1,071人	1,022人
2回目接種困難者	-	899人
受験生等	309人	275人
その他	10,394人	10,210人

(※ 12月1日からは全ての県民を対象としたため、職種別のデータなし)

## 4 課題と対応

### (1) ワクチンの保管・管理体制

ワクチンの品質管理を適切に行うため、保管に当たっては、温度管理等を適正に行うことが可能な冷凍庫等の機器の確保が必要であった。

加えて、冷凍庫等の電源プラグの脱落や電源の投入ミス等により機器が正常に作動しない等の事例が全国的に発生していたことから、電源プラグの脱落防止や機器の運転状況の監視などの必要な対策を講じた。



## Ⅱ 感染防止対策

### (2) ワクチンキャンセル枠の有効活用

貴重なワクチンが無駄にしないため、LINEによる「新型コロナウイルスワクチン キャンセル枠有効活用システム」を活用し、LINE でキャンセル待ちユーザーへ当日キャンセル枠を通知するなどによりワクチンの有効活用を図った。

### 5 将来に向けた教訓

今回の県による大規模接種会場の運営は、市町村が行う住民接種を補完する目的で開始されたことから、接種会場での運営ノウハウを持った事業者が存在するなど、先行事例等を参考に事業を実施することが可能であった。

今後、新たな感染症等の流行などにより、同様の対応が必要になった場合備え、庁内において、本事業のノウハウを継承していくことが大切である。

5 (16) 在宅要介護高齢者・障がい者の療養等支援

1 取組の概要

在宅で暮らす介護や支援が必要な高齢者や障がい者が、同居する家族や本人の新型コロナウイルス感染に伴い必要な介護や支援を受けられなくなった場合に備え、「ケア付き宿泊療養施設」「短期入所協力施設」の設置や、協力事業者による訪問介護・看護サービスの提供（在宅療養者支援事業）を行った。

2 経過

R2. 5. 26	「介護者がコロナ入院で不在となった在宅の高齢者・障がい者を受け入れる専用入所施設の設置、及び福祉施設の感染発生時の応援職員派遣事業の開始について」記者発表
R2. 6	短期入所協力施設設置
R2. 7. 1	秦野精華園の施設の一部(旧授産棟)を活用してケア付き宿泊療養施設を設置 (R3. 3. 31 まで)
R3. 4. 1	県立さがみ緑風園の施設の一部(旧 4 ホーム)にケア付き宿泊療養施設を設置
R3. 7. 1	社会福祉法人県央福祉会にケア付き宿泊療養施設の運営業務を委託
R3. 7. 29	在宅療養者支援事業を開始、記者発表
R5. 5. 7	ケア付き宿泊療養施設を終了
R5. 9. 30	在宅療養者支援事業、短期入所協力施設を終了

3 取組詳細

(1) ケア付き宿泊療養施設

ア 概要

同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、家族等が医療機関へ入院した場合、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を設置した。

イ 実績

入所者 9 人 (内訳)知的障がい児 1 人、知的障がい者 6 人、高齢者 2 人

年度	入所期間	入所者	
		年齢	障がい種別等
令和 2	入所 令和 2 年 12 月 27 日 退所 令和 2 年 12 月 29 日	37 歳	知的障がい(自閉症)
令和 3	入所 令和 3 年 8 月 12 日 退所 令和 3 年 8 月 24 日	24 歳	知的障がい(自閉症)
令和 3	入所 令和 4 年 2 月 5 日 退所 令和 4 年 2 月 9 日	82 歳	要介護 4、認知症
令和 3	入所 令和 4 年 2 月 23 日 退所 令和 4 年 2 月 25 日	79 歳	要介護 2、認知症
令和 3	入所 令和 4 年 3 月 4 日 退所 令和 4 年 3 月 10 日	5 歳	知的障がい(自閉症)
令和 4	入所 令和 4 年 4 月 13 日 退所 令和 4 年 4 月 20 日	29 歳	知的障がい (自閉傾向あり)

## II 感染防止対策

令和4	入所	令和4年8月8日	46歳	知的障がい
	退所	令和4年8月12日	44歳	(自閉傾向あり)
令和4	入所	令和4年8月26日	24歳	知的障がい
	退所	令和4年9月4日		(自閉傾向あり)

### (2) 在宅療養者支援事業

#### ア 在宅高齢者等療養支援事業

##### (ア) 概要

介護が必要な高齢者・障がい者が陽性（軽症・無症状）となり在宅で療養する場合に、訪問介護員が住まいを訪ね、療養を支援する仕組み

【県全域、在宅の方対象】

##### (イ) 実績

○協力事業者

高齢者：2事業者

障がい者：7事業者

#### イ 高齢者等看護業務支援事業

##### (ア) 概要

高齢者等の住まいであるグループホーム等で陽性者（軽症・無症状）が発生し、施設内で療養する場合に、施設が行う健康状態の確認等を支援するため看護師を派遣する仕組み【県全域、グループホーム等の利用者の方対象】

##### (イ) 実績

○協力事業者 1事業者

### (3) 短期入所協力施設

#### ア 概要

##### (ア) 概要

同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、家族等が医療機関へ入院した場合、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が濃厚接触者（陰性）の場合、短期入所として受け入れる「短期入所協力施設」を設置した。

##### (イ) 実績

○協力事業者

高齢者：介護保険事業所4か所

障がい者：県立障害者支援施設2か所

## 4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症を巡る課題として、感染拡大の状況では、ケア付き宿泊療養施設業務の委託先の社会福祉法人も、その影響が懸念され、一時的に業務に従事できる人員が確保できない恐れがあったため、政令市や、県内の社会福祉法人に人材支援の確保について協力を求めるとともに県職員(福祉職)のOB職員に業務の参加を打診し、人員の確保に向けて取り組んだ。

幸い、委託先の社会福祉法人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けることなく、人員の確保はできたが、感染症の感染拡大の際に、人員を確保し、安定した業務実施体制の構築については、課題であること強く認識している。

## Ⅱ 感染防止対策

短期入所協力施設においては、感染拡大の状況では、その影響から需要に必ずしも応じることができない局面もあり、安定した業務実施体制の構築に課題があった。

### 5 将来に向けた教訓

今回設置した新型コロナウイルス感染症の療養施設であるケア付き宿泊療養施設は、在宅で生活する高齢者や障がい者について、本人とその介護者である家族の双方が、新型コロナウイルス感染症に感染し療養が必要になった際の、本人の療養と支援の体制を、家族、相談支援事業所、介護事業所、市町村等の関係者が連携して、具体的に構築したものである。

また、短期入所協力施設は、介護者が感染し、高齢者や障がい者が濃厚接触者（陰性）となった場合の受入先として、同様に構築したものである。

いずれもケアラー支援の観点からも重要な仕組みであったが、市町村との連携や、介護事業所のサービス継続の調整など、運用面での課題もあった。今後、感染症に関して、同様の問題に直面した場合に、今回の取組を教訓として、療養と支援の体制の構築に取り組んでいくこととしたい。

## 6 職員の感染防止対策

### (1) 職員向け感染防止対策用品の購入

#### 1 取組の概要

職員の感染防止対策として、執務室や会議、打合せ等における感染防止のためのルールや機器の配備等の検討を行い、温湿度計、加湿器、CO<sub>2</sub>濃度測定器、アクリル板等の物品を調達し必要な所属に配付した。

2 経過	
R2. 11. 27	厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」発出
R2. 12. 8	総務省通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」発出
R3. 1. 6	感染防止対策に係る品目（温湿度計、加湿器、CO <sub>2</sub> 濃度測定器、アクリル板）の必要量の全庁調査（～R3. 1. 14）
R3. 1. 12	必要物品を調達・順次配付（2月末までにすべての納品が完了）
R3. 2. 25	指定管理施設所管課及び各所属長あて県民利用施設等における利用者へのCO <sub>2</sub> 濃度測定結果の情報提供について、見える化のため適時計測結果を掲示する旨を通知

#### 3 取組詳細

##### (1) 実施理由

- ・ 国の通知に基づき、県は県民や県内事業者に対し、さまざまな感染防止対策の実施を働きかけていた。
- ・ 国の通知では、「換気」については、「30分に1回の頻度で2方向の窓を全開すること」や「CO<sub>2</sub>濃度測定器を使って部屋のCO<sub>2</sub>濃度を測定すること」、「サーキュレーターや加湿器の使用」等を推奨されていた。
- ・ 国の通知にはないが、人の出入りが頻繁な施設ではサーモグラフィカメラで来訪者を検温する取組も一般的になされていた。
- ・ こうした状況の中、県庁内の執務室や会議・打合せ等における感染防止のためのルールや機器の配備などの検討を行い、必要な物品を調達して希望所属に配付することとした。
- ・ また、県民利用施設にあっては来訪者が安心して利用できるようCO<sub>2</sub>濃度測定結果を掲示することとした。

##### (2) 調達の詳細

###### ア 各所属で必要な物品の数量調査

- ・ 令和3年1月6日付け依頼（職員厚生課長、施設整備課長、庁舎管理課長名で発出）
- ・ 224所属 306執務室（議会局・人事委員会・監査事務局・労働委員会を含む）から回答

## II 感染防止対策

### イ 調達物品一覧

物品	配付対象	調達数
温湿度計	41 所属	213 個
CO <sub>2</sub> 濃度測定器	各所属 1 個 各県民利用施設 2 個	279 個
加湿器	102 所属	804 台
アクリル板	178 所属	2,051 枚
サーモグラフィカメラ		72 台

### ウ 調達方法

- ・ 発注にあたっては、急を要することから随意契約で調達（平成 23 年 4 月 7 日付け会指第 6 号会計局局長通知に基づく、大規模災害等発生時における会計事務の特例処理（兼命令の活用等））した。
- ・ 物品は一括納品されるもの、各所属に配送されるものがあり、各所属あて、納品後の検査の方法、物品の管理等について通知した（令和 3 年 1 月 29 日付け職員厚生課事務連絡）。
- ・ 追加の物品を希望する場合は各所属で調達することとした。

## 4 課題と対応

- 配付した物品のうち、電気製品（加湿器）については、各所属で使用できる電力量を事前に確認できず、使用すると電源が落ちる場合があった。
- 急を要する取組だったため、必要量の確認に十分な時間をかけることができなかった。
- 同一規格では必要数がすべて確保できなかった。  
⇒ 複数種類の同等物品を調達することとした。
- 配付した物品が破損した場合の代替物品の用意はなかった。  
⇒ 修繕は所属の責任で行うこととした。

## 5 将来に向けた教訓

- 今回の対応状況を踏まえて、新たなパンデミック発生時に庁内で必要と見込まれる感染防止のための物品を見積もっておき、有事には迅速に発注・配布できるよう備えていく必要がある。
- 電力を消費する資機材を導入する際には、予め使用可能な電力量を確認しておくことが望ましい。

6 (2) 職員向け新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施

1 取組の概要

当初、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、発症を予防し、死亡者・重症者を減らし、まん延を防止するため、優先順位を実施することとされていたところ、令和3年5月には、より迅速にワクチン接種が行えるよう、事業所内診療所等での接種（職域接種）が可能となった。

県としても、基礎自治体の負担を軽減することを考慮し、職域接種を実施することとし、令和3年度から4年度にかけ、「神奈川県庁職域接種会場」として、①1回目接種、②2回目接種、③追加接種、④オミクロン株対応の4回にわたり職員接種を実施した。

2 経過	
①1回目・②2回目接種	
R3. 2. 9	内閣官房及び厚生労働省の連名で通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が発出
R3. 5. 13	国務大臣が経団連にコロナワクチンの職域接種を要請 (これを機に検討開始)
R3. 6. 16	職域接種の実施を決定 国へ接種計画の申請 (1,200人規模)
R3. 8. 18	コロナワクチン到着
R3. 8. 30	コロナワクチン接種開始 (①8/30、9/6、13、21 ②9/27、10/4、11、18)
R3. 11. 5	接種費用請求
③追加接種	
R4. 1. 25	総務省から各地方公共団体あて通知「コロナワクチンの職域追加接種について」により、“追加接種の一層の促進を図るように”“前回接種から7か月経過した後に接種するように”との指示
R4. 1. 28	追加接種の実施を決定
R4. 4. 1	国へ接種計画の申請
R4. 4. 21	国へ変更計画申請 (当初1,200人規模→600人想定に変更)
R4. 5. 10	コロナワクチン到着
R4. 5. 23	コロナワクチン追加接種開始 (③5/23、24、25、30)
R4. 8. 10	接種費用請求
④4回目接種	

## II 感染防止対策

R4. 7. 22	厚生労働省から各地方公共団体あて通知「オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保について」発出
R4. 8. 31	総務省から各地方公共団体あて通知「オミクロン株対応ワクチンの職域接種について」により、職域接種実施に係るアンケート調査
R4. 10. 4	オミクロン株対応ワクチンの職域接種の実施を決定
R4. 10. 24	国へ接種計画の申請
R4. 11. 22	国へ変更計画申請（当初 600 人規模→500 人想定に変更）
R4. 12. 7	オミクロン対応ワクチン到着
R4. 12. 15	オミクロン対応ワクチン接種開始（④12/15、16、19）
R5. 1. 10	接種費用請求

### 3 取組詳細

#### 【①1回目・②2回目接種時】

##### (1) 背景

###### ア 感染等の状況

令和3年2月の時点で神奈川県には緊急事態宣言が発令されており、県内感染者数も増加傾向にあった。また、自衛隊による大規模接種会場の開設が予定されていた。

###### イ 国の方針等

- 令和3年2月9日付け内閣官房及び厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」により、優先順位をつけてワクチン接種を実施するとされた。優先順位の考え方は、重症化のリスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、①医療従事者、②高齢者③基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者、④それ以外の者とされた。
- 令和3年5月13日、全国知事会のワクチン接種特別対策チームとの意見交換会において、国務大臣より「事業所内診療所については、企業内接種を依頼するスキームを作成中」との発言があった。
- 令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」及び総務省地域創造力グループ地域政策課事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」により地域の負担軽減、接種の加速化を図るため、企業・大学等でも職域接種の実施が可能となった（職域には地方公共団体も含む旨 6/10 国が見解を示した）。

###### ウ 県の方針等

- 令和3年5月13日の国務大臣の発言を受け、庁内で職域接種についての検討を開始した。



## Ⅱ 感染防止対策

### <検討結果>

目的：地域の負担軽減、接種の加速化を推進、行政サービスの持続的な執行体制の確保、県民の安全・安心の確保

対象：一般職員のうち1,200人程度（300人/日×週1日×4週間）

想定／コロナ対応（特別職、健康医療局、くらし安全防災局、産業労働局、福祉子どもみらい局）

災害対応（土木、ダム、浄水場 等）

その他（県民窓口、オリンピック・パラリンピック対応 等）

時期：未定（国への申請後審査を経て承諾後）

場所：本庁舎内に接種会場を確保

体制：県直営（事務局/職員厚生課）

※「神奈川県職員厚管理センター」は横浜市に開設届を提出している診療所であるため、実施可能

当日運営/医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職員

方法：県庁内に接種会場を設置し対象職員が来場し接種（職務専念義務を免除）

- ・ 令和3年6月16日 県職員の職域接種の実施を決定。

### (2) 実施

#### ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の提出（令和3年6月16日）  
※「神奈川県庁職域接種会場」として実施
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

#### イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループGL

- ・ 事務11（検温2、受付4、予診案内1、ワクチン運搬1、接種済証交付3）
- ・ 医師2（予診2）
- ・ 看護師/保健師5（接種3、状態観察・緊急対応2）
- ・ 薬剤師3（ワクチン充填3）

## II 感染防止対策

### ウ 実施日程及び接種人数

① 1回目接種	接種人数 (計 1,166人)
令和3年8月30日(月)	262人
令和3年9月6日(月)	296人
令和3年9月13日(月)	304人
令和3年9月21日(火)	304人
② 2回目接種	接種人数 (計 1,164人)
令和3年9月27日(月)	261人
令和3年10月4日(月)	294人
令和3年10月11日(月)	304人
令和3年10月18日(月)	303人
令和3年10月25日(月)	2人

### エ 接種終了後の報告事務

①～④のいずれの職域接種の場合も同様に、接種日ごとに「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」により接種人数や実施結果の報告を行った。

### オ 請求事務

①～④のいずれの職域接種の場合も同様に、国のスキームに従ってコロナワクチン接種経費等を請求した。請求は神奈川県国民健康保険団体連合会及び接種会場の所在市（横浜市）あて接種券を貼付した「予診票」及び請求書の送付により行い、その収入を県費として受け入れることとした。

## 【③ 3回目接種時】

### (1) 背景

#### ア 感染等の状況

県庁職域接種（1・2回目）が終了して以降、令和3年9～12月の間は職員のコロナ感染も減少していたが、年末年始を挟み令和4年1月末の時点では急激に増加していた。

#### イ 国の方針等

- 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」により、1・2回目の接種と同様に職域単位でのワクチン接種が可能となった。
- 令和4年1月13日付け厚生労働省通知「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」により接種間隔が短縮され、2回目接種から7か月以上経過し

## II 感染防止対策

た後に接種を実施するよう通知された。

- ・ 同時期に令和4年1月25日付け総務省通知「新型コロナワクチンの職域追加接種について」が発出され、「オミクロン株」の感染拡大が急速に進んでいる状況を踏まえ、ワクチン追加接種のペースアップを行うべく、関係省庁の所管業界への協力依頼があった。

### ウ 県の方針等

令和4年1月25日付け総務省通知を受け、追加接種は2回目接種を受けた18歳以上の全員が対象となったことから、**①**コロナワクチン接種に係る地域の負担軽減、接種の加速化を推進**②**行政サービスの持続的な執行体制の確保**③**県民の安全・安心の確保のため、実施する意向を総務省へ回答した。

## (2) 実施

### ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の申請（令和4年4月1日）
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

### イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループ GL

- ・ 事務 11（検温 2、受付 4、予診案内 1、接種済証交付 4）
- ・ 医師 2（予診 2）
- ・ 看護師/保健師 4（接種 2、予診案内 1、状態観察・緊急対応 1）
- ・ 薬剤師 3（ワクチン充填、ワクチン運搬 3）

### ウ 日程等

③追加接種	接種人数（計 557人）
令和4年5月23日（月）	129人
令和4年5月24日（火）	133人
令和4年5月25日（水）	145人
令和4年5月30日（月）	150人

### 【④オミクロン株対応ワクチン接種時】

#### (1) 背景

##### ア 感染等の状況

令和4年8月31日の県内の新規感染者数は8千人を超え、職員への感染も8月だけで1,200人を超えるなど、感染拡大は続いていた。

##### イ 国の方針等

- ・ 令和4年9月2日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、オミクロン株対応ワクチンの接種を進めること、同日付け厚生労働省通知「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」により、最短で9月半ばに配送を開始することが示された。
- ・ 令和4年8月31日付け総務省事務連絡「オミクロン株対応ワクチンの職域接種について」が発出され、実施の意向調査が行われた。

##### ウ 県の方針等

令和4年9月20日付け厚生労働省通知「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」を受け、地域の負担軽減、年末年始を控えた感染拡大防止のため、4度目の職域接種の実施を決定した。

#### (2) 実施

##### ア 事前準備

- ・ 国へ接種計画の申請（令和4年10月26日）
- ・ スタッフ向け実施マニュアルの作成
- ・ 接種対象者の決定
- ・ 接種に必要な人員、資機材の確保
- ・ 会場設営
- ・ ワクチン管理体制の確保

##### イ 実施体制（23人/日）

統括：職員厚生課長

統括補佐：職員厚生課副課長

会場責任者：健康管理センターグループ GL

- ・ 事務 11（検温 2、受付 4、予診案内 1、接種済証交付 4）
- ・ 医師 2（予診 2）
- ・ 看護師/保健師 4（接種 2、予診案内 1、状態観察・緊急対応 1）
- ・ 薬剤師 3（ワクチン充填、ワクチン運搬 3）

### ウ 日程等

④オミクロン株対応ワクチン接種	接種人数 (計 463 人)
令和4年12月15日 (木)	159 人
令和4年12月16日 (金)	131 人
令和4年12月19日 (月)	172 人
令和4年12月26日 (月)	1 人

## 4 課題と対応

### (1) 実施体制

主に医療職職員が中心となり、運営全体のシミュレーションを行い、必要な資機材、人員等を検討の上確保することとしたが、実施を決定した当初、県を主体とした職域接種の運営の前例がなかったため、マニュアル作りに苦慮した。

⇒ 他自治体の集団接種を参考とし、改訂を重ねることで対応した。

### (2) 接種対象者

- ・ ①②の際には、市中に流通するワクチンの量が少なく、接種対象者としての優先枠を設けざるを得なかったため、不満の声も聞かれた。
- ・ ③④の際には、ワクチンの供給が安定し、基礎自治体や県が大規模接種会場等での接種が進んでいた。このため、接種対象者は職員からの公募としたものの、当初の募集人数の約半数の希望にとどまった。

⇒ 希望者数にあわせて、国へは変更計画書を提出することで対応した。

### (3) 職域接種に係るスタッフ研修

①～④の各回において、薬剤の使用量や使用する資材の変更などにより、ワクチンの充填作業や接種方法の事前講習が必要となった。

⇒ 職員厚生課の看護師が講師となり、複数回研修を実施した。

### (4) 職域接種実施後

接種当日、「接種券」を持参できなかった職員が多数おり、「接種券」の徴取に時間を要したため、接種費用の請求、県費収入に遅れが生じたケースがあった。

## 5 将来に向けた教訓

### (1) 職域接種実施に際して

職域接種のように、緊急で大規模に職員を動員し決められた医療行為を行う際には、実施の可否と時期、規模や体制等を早急に決定する必要があり、本県では全国的に見て比較的早期に実施を決定したことで、ワクチン流通量の問題で国への申請が制限される前にエントリーすることができた。

### (2) 職域接種実施中

医療行為であるため、セーフティーネットに留意して実施した。具体的には、医師2名が会場に常駐するほか、その他医療職職員が接種後の職員の体調を観察することとし、また、救急搬送も想定して会場設営を行った。



## 6(3) 新型コロナウイルス陽性者が複数発現した所属でのPCR検査実施に係る経費措置

### 1 取組の概要

医療機関や保健所の業務ひっ迫状況を受け、令和3年6月1日付け厚生労働省通知「職場における積極的な検査等の実施手順」により、保健所業務の一層の負担軽減のため、事業所内で陽性者が発生した場合は、保健所の了承を得た行政検査として「接触者」へのPCR検査を実施するよう示された。

県でも、令和3年1月からの「第3波」、4月からの「第4波」の影響で、所属における陽性者が増加していたため、要望があった場合は職員健康管理センターの看護師・保健師による集中PCR検査を行うこととした。

この取組は、運用開始後に検査対象所属が急増したため、令和3年6月22日以降は各所属で検査を実施し、その経費を職員厚生課が措置する運用に変更した。

2 経過	
R3. 1. 8	新規コロナ陽性患者の増加に伴い、県内保健所による積極的疫学調査の対象を絞り重点化（医療機関、高齢者施設、福祉施設等）
R3. 1. 20	職員厚生課通知「県職員が感染した場合の基本的な対応について」において、県内保健所における積極的疫学調査の重点化に伴い、県職員がPCR検査を受けることになったときの対応等を周知
R3. 5. 31～	陽性者が発生した所属からの要望により、職員健康管理センター職員によるPCR検査を実施
R3. 6. 22	総務局管理担当課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」において、陽性者の発生した所属等は、職員健康管理センターや医療危機対策本部室の保健師等の助言にしたがってPCR集中検査を実施することを周知
R3. 6. 22～	陽性者が発生した所属は、実施マニュアルに従い各所属で検査を実施

### 3 取組詳細

#### (1) 背景

##### ア 感染等の状況

令和3年1月から3月に発生した「第3波」では、新規感染者数が当時の最多となる等、全国的に増加傾向が顕著であった。4月から6月にあたる「第4波」でも新規感染者数は依然として高いまま推移し、医療機関や保健所の業務ひっ迫状況は持続していた。

##### イ 国の方針等

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け（令和3年5月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場において陽性者

## Ⅱ 感染防止対策

が発見された時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施するよう示された。

これを受けて厚生労働省・内閣官房より令和3年6月1日付け通知「職場における積極的な検査等の実施について（以下、「厚労省等6/1通知」という。）」および令和3年6月25日付け通知「職場における積極的な県等の実施手順（第2版）について」が発出され、職場で陽性者が出た場合、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定するよう指示があった。

### ウ 県の方針等

厚労省等6/1通知を受け、令和3年6月10日付け総務局長通知「新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染防止対策の徹底について（以下、「総務局長通知」という。）」で、職員自身の感染防止および職場でのクラスター発生防止のため、出勤削減目標を5割に設定する等、職員の出勤削減の取組を推進、さらに所属・職員が行う感染防止対策の徹底として、具体策を提示した。

県庁内では所属からのコロナ陽性者が増加しており、職場におけるPCR検査の実施や、医療的な助言に関する要望があったため、職員健康管理センターの看護師・保健師が該当所属において集中PCR検査を実施することとした。

さらに、令和3年6月22日付け総務局管理担当課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」で、職員の陽性判明時の対応について具体的に示した。特に感染拡大を防止するため、保健所による所属内濃厚接触者の認定がない場合でも、初発陽性者と同一執務室にいる他職員に対してPCR集中検査を実施することとした。また、濃厚接触と思われる職員については体調を注視し、テレワークや交代制勤務を実施することとした。

## (2) 実施

### ア 運用

#### ・ 当初の運用

PCR集中検査の実施依頼があった場合は、職員健康管理センターの看護師、保健師が検査者となって当該所属において検査を実施した。

#### ・ 職員の陽性判明時等の対応

保健所による所属内濃厚接触者の認定がない場合でも、クラスターが想定される場合等は、初発陽性者と同一執務室にいる他職員に対してPCR集中検査を実施した。

また、職員の陽性が判明せずとも、複数の発熱者が生じている等クラスターが想定される場合は上記に準じた対応を行った。

#### ・ 運用の変更

対象となる所属が急増したため、令和3年6月22日以降は、検体は各所属において採取、各局総務室が検査請負業者への発注調整と結果のとりまとめ、



## Ⅱ 感染防止対策

職員厚生課が検査に係る経費を再配当により措置することとした。

なお、各所属における検査の実施については、職員健康管理センターから実施マニュアルを送付して案内した。

### イ 実績

県職員を対象としたPCR検査の実施状況は、令和3～4年度の間で延べ18所属555名（職員厚生課で経費を措置したもののみ）であった。

### 4 課題と対応

運用開始当初は職員健康管理センターの看護師等が検査を実施したが、対象となる所属が急増して対応しきれなくなった。

⇒ 職員健康管理センターから実施マニュアルを送付して、検体採取は各所属で対応し、検査請負業者への発注は各局総務室で対応することとした。ただし、発注・契約事務について、各々で対応できる事業者を探し、調整することは困難を伴う対応であった。

### 5 将来に向けた教訓

検査対象所属が急増したため、検体は各所属において採取、各局総務室が検査請負業者への発注調整と結果のとりまとめ、職員厚生課が検査に係る経費を再配当により措置することとしたが、発注・契約事務について、各々で対応できる事業者を探し、調整することは困難であり、効率的な対応とはいえなかった。対象所属が急増した場合のPCR検査実施の契約事務については、効率的な運用スキームを検討しておく必要がある。

6(4) 新型コロナウイルス濃厚接触者となった後業務都合のため出勤する職員への抗原検査キットの配付

1 取組の概要

令和4年1月以降、県および全国の陽性患者数が急拡大したため、令和4年1月5日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」により、医療機関、保健所の業務ひっ迫状況の回避および社会機能の維持のため、①自宅等の療養体制が整っている自治体においては症状に応じて宿泊療養・自宅療養とすることに差し支えないこと、②濃厚接触者の待機期間を従来の14日から短縮すること、③社会機能維持に必要な業務に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、一定の条件により待機を解除できること等が示された。

県では、職員のうち社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除への対応のため、職員厚生課の費用負担により新型コロナウイルス抗原定性検査キット（以下「抗原検査キット」という。）を調達し、希望者に配付した。

2 経過	
R4. 1. 5	厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」（以下、「厚労省通知」という。）発出 自宅等の療養体制が整った自治体において、感染急拡大下では自宅療養や宿泊療養を行っても差し支えないと示される
R4. 1. 14	厚労省通知の一部改正版（1/14 改正版）発出 濃厚接触者の待機期間が従来の14日間から10日間に短縮、うち社会機能維持者の待機期間を一定の条件を満たした場合に限り10日を待たずに待機を解除が可能と示される
R4. 1. 19	抗原検査キットの配付等運用方法等を検討 抗原検査キットを1,000回分発注
R4. 1. 27	社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除関係の対応を検討
R4. 1. 28	抗原検査キット1,000回分納品 厚労省通知の一部改正版（1/28 改正版）発出 濃厚接触者は原則7日間の待機期間で8日目に解除、および社会機能維持者は一定の条件下で5日目に待機解除と示される
R4. 1. 31	社会機能維持者への抗原検査キット配付開始
R4. 2. 2	厚労省通知の一部改正版（2/2 改正版）発出 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について示される
R4. 8 中旬	使用期限間近となった抗原検査キットの配付
R4. 8. 25	抗原検査キット300回分発注
R4. 9. 12	抗原検査キット300回分納品

R5. 5. 8	抗原検査キットの配付終了 新型コロナウイルス感染症の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に移行
----------	--

### 3 取組詳細

#### (1) 背景

##### ア 感染等の状況

令和3年7月から9月にかけてのデルタ株による「第5波」以降、新規感染者数は低い水準で推移していた。しかし、令和4年1月初旬から新規感染者数が急拡大し、オミクロン株B.A.1による「第6波」（令和4年1月から3月）を迎えていた。

##### イ 国の方針等

- ・ 国は、感染の急拡大を受け、県に対し1月21日にまん延防止等重点措置を適用し、不要不急の外出を控え、感染予防の徹底等対策を呼び掛けた。
- ・ 医療現場や保健所業務のひっ迫回避および社会機能の維持等を勘案し、令和4年1月5日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（以下、「厚労省通知」という。）」により、自宅等の療養体制が整っている自治体において感染の急拡大が確認された場合には、自治体の総合的な判断の下、症状に応じて宿泊療養・自宅療養とすることに差し支えないことが示された。
- ・ 1月14日には、濃厚接触者の待機期間が従来の14日間から10日間に短縮、また、社会機能維持に必要な業務に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、一定の条件により待機を解除可能と変更した（厚労省通知1月14日改正版）。
 

一定の条件とは、①社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要であること ②無症状であること ③抗原検査キット等で検査を行い、陰性が確認されていること ④抗原検査キットを用いる場合は、最終曝露日から6日目と7日目に行うこと ⑤検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、抗原検査キットの入手に当たっては、必要と想定される量を勘案すること ⑥事業者は社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること 等である。
- ・ 1月28日には、濃厚接触者の待機期間について、原則7日間で8日目に解除、社会機能維持者については、厚労省通知1月14日改正版にある一定の条件のうち、④について、4日目と5日目の抗原検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除可能と変更した（厚労省通知1月28日改正版）。
- ・ 2月2日には、濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについて追加通知した（厚労省通知2月2日版）。

### ウ 県の方針等

#### ① 実施に向けた検討

厚労省通知 1 月 14 日改正版を受け、社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間早期解除に対応するため、検討を開始した。

- ・社会機能維持者にあたる県職員の選定

各局の業務継続計画に従い、医療従事者、福祉施設従事者、インフラ関係従事者等の他、業務継続に必要な職員を社会機能維持者と定義した。

- ・実施方法

厚労省が認める検査のうち、簡便かつ安価に判定が得られる抗原検査キットによる検査を、最終曝露日から 6 日目と 7 日目（のちに短縮）を行うこととした。

- ・運用

職員健康管理センターが抗原検査キットを調達し、必要な所属へ配付する。各所属は検査を実施し、その結果を報告することとした。

#### ② 事前準備

- ・抗原検査キットの調達

令和 4 年 1 月 20 日に対象となる職員約 500 人に各 2 回分の抗原検査キットを配付することとして 1,000 回分を調達した。

なお、発注にあたっては急を要することから、納品可能な業者との随意契約で調達（平成 23 年 4 月 7 日付会指第 6 号会計局局長通知に基づく、大規模災害など発生時における会計事務の特例処置（兼命令の活用等））した。

- ・県職員向け通知の改定と周知

厚労省通知で示された、濃厚接触者の待機期間の変更や社会機能維持者の待機期間早期解除の対応等（抗原検査キットの配付等）に関係する事柄について、関係各局と協議し、県職員向け通知（改定版）を作成し、これに基づき職員専用ポータルで待機期間や抗原検査キットの配付について随時周知した。

### (2) 実施

#### ア 実績

##### ① 令和 4 年 1 月調達分

局	払出所属数	払出数（回）
政策局	14	39
国際文化観光局	3	6
環境農政局	2	3
健康医療局	9	14
産業労働局	10	18
県土整備局	18	38

## Ⅱ 感染防止対策

その他（会計局、議会局、各種委員会等）	1	2
<b>合計</b>	<b>57</b>	<b>126</b>

※配付しなかった抗原検査キットのうち 830 回分は、令和 4 年 9 月末使用期限のため、社会機能維持者を配する局の希望所属に配付した。（令和 4 年 8 月以降）

### ② 令和 4 年 9 月調達分

令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症に移行してからは、発熱症状等新型コロナウイルス感染症疑いのある職員等に対して使用。

局	申出数（所属）	払出数（回）
政策局	1	2
総務局	1	2
くらし安全防災局	3	6
国際文化観光局	1	4
環境農政局	2	2
産業労働局	1	1
その他（会計局、議会局、各種委員会等）	6	6
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>23</b>

## 4 課題と対応

1,300 回分調達したが、使用できるケースを厳密に絞ったところ、目的に沿った使用は 150 回程度であった。

⇒ 使用期限間近の抗原検査キットについては、社会機能維持者を配する所属へ配付し、条件によらず使用できるようにした。

⇒ 新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症に移行してからは、発熱症状等新型コロナウイルス感染症疑いのある職員等に対して使用できるようにした。

## 5 将来に向けた教訓

- 抗原検査キットをより迅速に配付するため、職員健康管理センターではなく各局総務室で管理するなど、配付スキームを改善する余地がある。
- 目的通りの使用ができないケースが想定されるため、使用期限の数か月程度前に福祉所属等の必要所属に配付するなど、より有効に活用する方法を検討し、対応する必要がある。